

14.5
54

別書誌
合3冊



始



14.5-54



1200501213089

司 法 資 料

第 三 百 三 十 五 號

治
安
判
事
論

司
法
省
調
查
課

〔禁轉載〕昭和三年十二月

145-54

發行所寄贈本

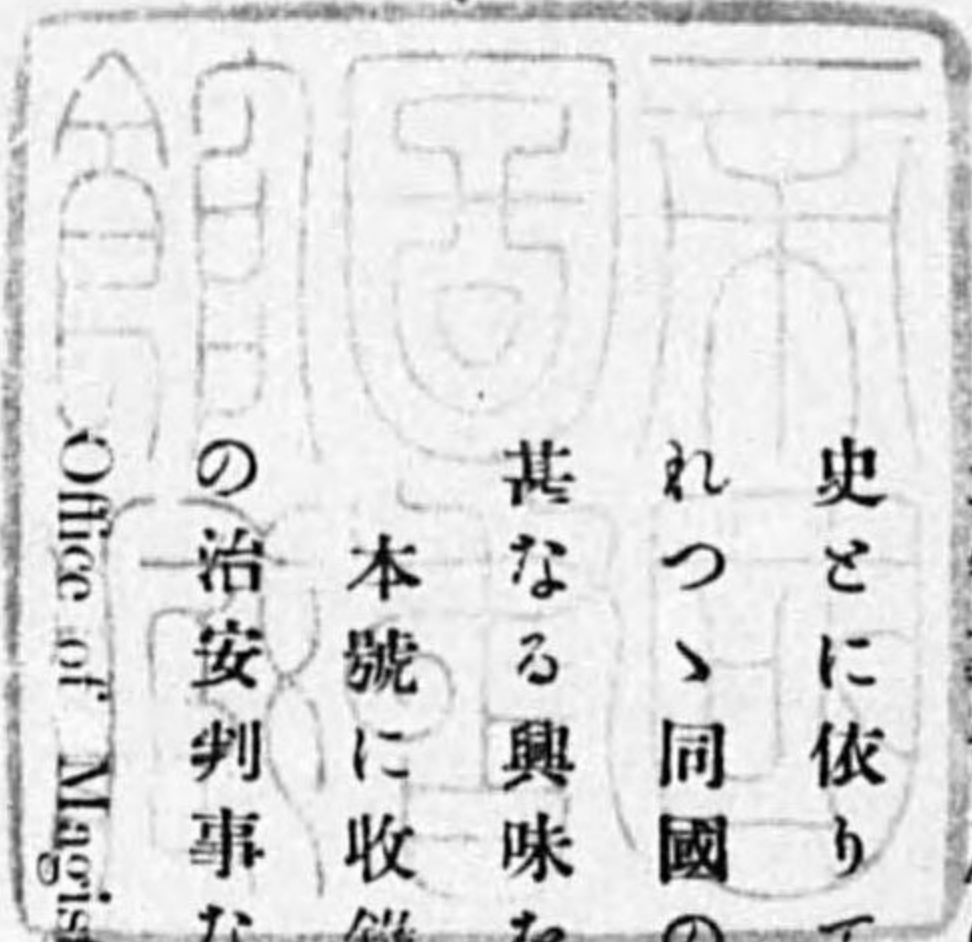
本號にはフレデリック・ミード氏著治安判事論を邦譯収録したり

英國に於ける裁判所の構成か他國に比して最も異色を示すは蓋し治安判事制度の存在するか爲に外ならず同國民の特殊なる習俗と古き歴史とに依りて育成せられたる治安判事制度か「The great unpaid」と呼ばれつゝ同國の裁判組織の上に重要な影響を與へ居る事實は吾人の深甚なる興味を惹くものあるべし

本號に収録する所は故ハロールド・ライト氏の著を倫敦府警察裁判所の治安判事なるフレデリック・ミード氏に依りて書き改められたる「The Office of Magistrate」の邦譯なり治安判事制度研究上の好箇の資料たるを失はざるべし茲に筆寫に代へて以て排印す

昭和三年十二月

司法大臣官房調査課



恒世大司官裁判書

昭和四年十二月

本書は、裁判官の職務に於ける訴訟手続上の各種の段階に付
き、能ふ限り遠き昔より年代順を逐ひて、説明を試み従つて、此の目的を以
て、事實上、全部を書き改めたのである。一九一四年の刑事訴訟手続法が
公布せられて以來、略式裁判手続の上に、重要な變革を齎らし、然かも、そ
の變革たるや、實に、略式審理の道程を説明するに當つては、看過すること
の出来ないものである。

裁判官裁判書

第五版に序す

本書に於ては、略式手続裁判所に於ける、訴訟手続上の、各種の段階に付
き、能ふ限り遠き昔より年代順を逐ひて、説明を試み従つて、此の目的を以
て、事實上、全部を書き改めたのである。一九一四年の刑事訴訟手続法が
公布せられて以來、略式裁判手続の上に、重要な變革を齎らし、然かも、そ
の變革たるや、實に、略式審理の道程を説明するに當つては、看過すること
の出来ないものである。

著者はマアルバローストリートの裁判所書記W.G.ホップス氏並にJ.
B.エドワーツ氏より貴重なる援助を賜はりたることに對し、厚く謝意を
表する次第である

一九二二年三月

フレデリック・ミード

一八二二年三月

東京大学出版会

目次

本書の意義と目的
第一章 治安判事の権限發達の沿革的考察
第二章 略式裁判権
公判前の手續
公判の審理
證人の訊問
訴追者側の訴訟行為の終りたる後の手續
刑罰

目次

治安判事の権限發達の沿革的考察 …… 一

第一章 …… 一

一、治安判事と其の裁判權 …… 二

二、その法廷 …… 二元

三、書記 …… 三元

第二章 …… 三元

略式裁判権 …… 三元

(イ) 公判前の手續 …… 三元

(ロ) 公判の審理 …… 四元

(ハ) 證人の訊問 …… 六元

(ニ) 訴追者側の訴訟行為の終りたる後の手續 …… 七元

(ホ) 刑罰 …… 八元

(ヘ) 刑罰——財産刑…………… 九
 (ト) 兒童及若年者に對する刑罰…………… 九
 (チ) 外國人及犯罪者の考試…………… 九
 (リ) 承認書概説…………… 一〇四

第三章
公法上の裁判

上訴の方法…………… 一三七
 第四章
 一八八四年の大罪法の規定に依る略式手續裁判所の手續の實際…………… 一四七

第五章
大罪に付き略式手續裁判所の有する管轄權

特別事項…………… 一四七
 (イ) 私生子に關する事項…………… 一四七
 (ロ) 貧民救助税に關する事項…………… 一四八
 (ハ) 精神病者に關する事項…………… 一四八

(ニ) 暴動に關する事項…………… 一五八
 (ホ) 商事上の爭議に關する事項…………… 一五九

目次終

治安判事論

緒論

治安判事の権限發達の沿革的考察

治安判事 (Magistrate) と云ふ職掌が、最も初めに、法律に依つて認められたのは、一千三百二十七年エドワード三世治世第一法律第十六號 (1 Edw. 3, c. 16) に依つてであつて、此の法律は、治安をより善く維持せんが爲めに、各州に於ては善良にして適格を有する者を以て、治安維持の任に當らしむべし、と云ふことを規定してゐたのであつた。さうして、彼等に對する任設の命令狀は、國王の手から、執行官に對して發せられたのであつた。

其後、一千三百六十年、即ち、エドワード三世治世第三十四年に公布せられた法律第一號 (24 Edw. 3, c. 1) に依れば

「英吉利の各州に於ては、必ず、一人の領主を以て、治安維持の任に當らしめ、此の任に當りたる者は、

當該の州に於ける最も威望ある者三名若くは四名、竝に法律に通曉する者數名、と共に、凡ての、起訴を受けたる者及び嫌疑ある者、を逮捕勾引し、之を牢獄に投じ、又、かくの如き者の中にて唯單に風評の宜しからざる者 (not of good fame) よりは、國王及び其の臣民に對して爾後善行を保つべき旨の十分なる保證及び擔保を徵收するに止め、其他の者は適當に之を處罰すべく、又、當該の州に於て行はれたる、凡ゆる種類の重罪及び重罪に至らざる其他の犯罪の公訴を、其の法律と慣習とに則りて審理裁斷すべき權限を有するものとす』

と規定せられてゐるのである、此の法律は、元來、ノルマン佛蘭西の語で書かれたるものであるが、之れを翻譯する際に『風評の宜しからざる者』としてしまつたのは、正しくなかつたやうに思はれるのである。『風評の宜しき者』となすべき筈であつたのではあるまいか。此の點に付いては、ランズベリー對リナー事件 (Lansbury v. Riley, 1914, 3K. B. 229; 77J. P. 440; 83L. J. K. B. 1226; 109L. T. 516; 29T. L. R. 733; 22Cox. C. C. 582) に於て問題になつたことがあるのであるが、その際に於ては、今や斯かる保證及び擔保を徵收する權限は數百年來の實例と數多き裁判例とに依つて極めて廣き範圍に亘つて行はれてゐるのである、と云ふ決定が下されたので、『風評宜しからざる者』なりや、將又、『風評宜しき者』なりやの争は、重要ならざるものとなつてしまつたのである。

尙、『凡ゆる種類の重罪及び重罪に至らざる其他の犯罪を審理裁斷する』と云ふ此の權限は、大罪

(Indictable offence) に依つて公訴を提起せられたる被告人を審理すると云ふ、四季裁判所 (Quarter Session) の裁判權の基礎を爲すものである。

一千五百九十年、即ち、エリザベス女皇の御世に、治安判事の任命書 (Commission of the peace) が改正せられて新らしくなつたのである。重複した法律もあり、又、廢止になつた法律もあるが、兎も角も、新らしい法律があそこからあそこから相次いで公布せられて、その任命書の昔の形式は幾たびも幾たびも新らしい事項を書き加へらるゝことになり、終には、その形式は甚だ尨大なものとなるし、更に、その内容の如きも頗る理解し難くて之を暗誦することも復誦することも出來ず、唯全く、統一のない種々雑多な事項を積み重ねたのにすぎなかつたのである。エリザベス女皇の改正した任命書は、今日に至るまで、殆ど變更せらるゝことなく、長く用ひられてきてゐるのである。市 (borough) の治安判事の任命書の例を採つてみると、現在に於てはそれは次に示すやうな形式なものである。

大不列顛國皇帝ジョージ五世

何某市長殿

朕ハ爾曹ニ對シ爾曹カ相共ニ及ヒ各個ニ前示何某市ニ於ケル治安ヲ維持シ、前示何某市ニ於テ、治安ノ爲及ヒ治安保持ノ爲及ヒ人民ヲ平和ニ規律統制スル爲ニ制定セラレタル凡テノ布告及ヒ法令ヲ、

ソノ布告及ヒ法令ノ規定スル所竝ニ目的ニ從ヒテ之ヲ勵行シ、此等ノ布告竝ニ法令ノ規定スル所ニ違反スル所爲ヲ爲シタル凡テノ者ニ懲罰ヲ加ヘ及ヒ刑罰ヲ科シ、且ツ前示何某市ニ於テ、斯カル者ノ内ノ何人ニ對シテモ、此等ノ布告竝ニ法令ノ規定スル所ニ從ヒテ懲ルコト無カルベク、又、朕カ人民ノ一人若クハ數人ニ對シ其ノ身體若クハ住家ノ放火ニ付キ脅威的所爲ヲ爲シタル凡テノ者ヲ、爾曹ノ面前ニ引致セシメ、朕及ヒ朕カ人民ニ對シ社會ノ爲若クハ彼等ノ善行ノ爲ニ十分ナル保證ヲ提出セシメ、又、彼等カ斯カル保證ヲ提出スルコトヲ拒否シタルトキハ其ノ之レヲ提出スル迄朕カ監獄内ニ之ヲ留置スヘキ、治安判事ノ職務ヲ賦與ス、故ニ朕ハ爾曹カ英吉利國ノ法律竝ニ慣習ニ從ヒ、治安判事ノ職務ニ屬スル所ヲ行ヒテ、以上指示シタル所ニ則リ、朕ノ治安ニ關スル布告、法令及ヒ其他凡テノ規則ヲ務メテ勵行シ、且之ヲ履行センコトヲ命スルモノナリ、爾曹之ヲ諒承セヨ。

さうして、此のあとに、その市の治安判事 (Justice of the Peace) 全員の氏名を書き列ねた一覽表が附けてあるのである。

州治安判事 (County magistrate) の場合の任命書には、更に右の外に、四季裁判所 (Quarter sessions) に於て行動し得べき権限をも賦與する旨を書き添へてある。市治安判事 (Borough magistrate) には、此の権限はないのである。

治安判事 (Magistrate) の権能は、此の治安判事任命書 (Commission of the Peace) から、由つて生ずるのであつて、議會は成文法を制定することに依つて、時々、その裁判權竝にその他の権限を擴張させてゐるのである。治安判事の職能は、一半は司法に關するが、又、他の一半は行政に關するものなのである。即ち、告訴告發に係る事項を裁決する點に於ては、之れ、司法的職能と謂つべく、治安判事の職務の故に之に委任せられ、而かも、語の通常の意義に於ては、司法的と云ふことの出來ない、民間の政治上の事項を管掌する點から見れば、之れ、行政的職能を有するものなりと謂はざるを得ないのである。併し乍ら、一千八百八十八年の地方行政法 (Local Government Act, 51 & 52 Vict. c. 41) に依つて、行政的事務の殆ど凡ては、現在に於ては、治安判事の手から、州參事會 (County council) に移管せられてしまつてゐる。前述の任命書に基いて任命せられたる、凡ての治安判事は、州治安判事か、若しくは市治安判事か、その何れかであるのであつて、その管轄權行使の範圍は、任命書添付の表の中にその名を掲げてある、特定の州若しくは市に限られてゐるのである。

併し乍ら、又、或る種類の治安判事には略式裁判手續を行ふ權限を認めてゐるのである。さうして、その權能は特別なる法律規定に基いて與へられてゐるのである。

終身間選舉せられたる、ロンドン市の參事會員 (Alderman of the City of London) は、職務上當然に、亦、治安判事の職を兼ねてゐるのである。

一千八百三十九年に公布せられた、ロンドン警察裁判所法 (Metropolitan Police Courts Act, 1839. 2 & 3 Vict. c. 71) に依れば、ロンドン市の治安判事 (Metropolitan magistrates) は、國務大臣 (Secretary of State) に依つて任命せらるることになつてゐる。さうして、此の治安判事の司法上の管轄権は、ロンドン警察區 (Metropolitan Police District) 全般に亘つて行使せらるるのであるが、その行政上の権限は、實際上に於ては、唯、ロンドン州 (County of London) にのみ限られて行はるるのである。

多くの重要な市 (borough) に於ては、國務大臣 (The Secretary of State) に依つて任命せられたる、有給治安判事 (Stipendiary magistrates) と云ふものがある。此の治安判事を常設の機關として設置して置くことを規定してゐるのは、一千八百八十二年の市自治團體法 (The Municipal Corporation Act, 1882. 45 & 46 Vict. c. 50) の第六十一條である。

一千八百八十九年の解釋法 (The Interpretation Act, 1889. 52 & 53 Vict. c. 63) に依れば、以上に述べた治安判事は、それ自身、些末事件裁判所 (A petty sessional court) を構成し、さうして、二名の通常の治安判事と同一の権限を行使し得るのである。一千八百八十二年の市自治團體法 (The Municipal Corporation Act, 1882. 45 & 46 Vict. c. 50) の第一百五十五條の規定する所に依れば、此の法律の適用せらるる市 (borough) の市長は、市長たるが故に當然に、その市の治安判事の職を兼ね、而かも、市長の職を退いても、その退いた年の翌年までは、治安判

事の職に在るのである。尚、此の法律の第五十八條は、此の治安判事の管轄権の範圍に於いて規定してゐる。

次に、此の法律の第六十三條第三項に依れば、市 (borough) に、市裁判所判事 (recorder) の置かれてある場合には、その市裁判所判事は、市裁判所判事なるが故に當然に、亦、その市の治安判事 (Justice of the peace) の職を兼ねることになつてゐる。

更に、又、一千八百八十八年の地方行政機關法 (The Local Government Act, 1888. 51 & 52 Vict. c. 41) の第二條第五項の二に依れば、州參事會の議長も、亦、州參事會の議長なるが故に當然に、その州の治安判事 (Justice of the peace) の職を兼ねることになつてゐるのである。

又、區參事會 (An Urban District Council) 或は、村參事會 (A Rural District Council) の議長も、亦、その參事會の議長なるが故に當然に、その區なり村なりの所在する州の治安判事 (Justice of the peace) の職を兼ねるのであるが、此のことは、一千八百九十四年の地方行政機關法 (Local Government Act, 1894. 56 & 57 Vict. c. 73) の第二十二條に規定するところである。

ロンドンの市長 (The Mayor of a Metropolitan Borough) も、亦、その職務上當然に、ロンドン州の治安判事 (A Justice for the County of London) なるのである。さうして、それは、一千八百九十九年のロンドン行政機關法 (London Government Act, 1899. 62 & 63 Vict. c. 14) の第二十四條に規定して

ある。普通法に依つて認められてゐるところに依れば、検屍官 (coroner) も、亦、その職務上當然に、治安判事 (A Justice of the Peace) となるのである。

州治安判事若しくは市治安判事の任命せらるべき人員數に付いては、實際上に於ては、別に何等の制限があるのではない。以前に於ては、州治安判事の場合に付いては、財産上の資格を要件として居つたのであるが、一千九百六年の治安判事法 (The Justices of the Peace Act, 1906. 6 Ed. VII. c. 16) の第一條の規定に依つて、現在に於ては、かゝる要件を必要とせらるゝに至つたのである。

次に、住居の點に關しては如何と云ふに、右の法律の第二條の規定するところを見れば、何人とも、當該の州から七哩以内の地に住居して居るならば、當該の州の内に住居して居らなくとも、當該の州の治安判事に任命せらるゝに付いて、何等の差支へがない、と云ふことになつてゐるのである。

市の治安判事の場合に付いては、財産上の資格を、要件とするやうなことは、未だ嘗て一度もなかつたのである。此の場合にあつては、市の公民たることを必要としないのである。併し乍ら、市の治安判事として、その職に在る間は、當該の市の内に居住するか、或は、當該の市から七哩以内の地に居住するか、然らざれば、當該の市の内に、家屋店舗若しくはその他の財産 (A house warehouse, or other property) を有して居らなくてはならないのである。このことは、一千八百八十二年の市自治團體法 (Municipal

Corporation Act, 1882. 45 & 46 Vict. c. 50) の第五十七條に規定せられてゐる。

一千九百十九年の性別廢止論 (Sex Disqualification Act, 1919) に依れば、如何なる裁判所に於ても、婦人も亦、治安判事 (A Justice of the Peace) たるの資格に缺くるところなし、とせられたのである。彼のバークレイ夫人事件 (The case of Lady Berkeley) の際に、彼女は、メリー女皇 (Queen Mary) に依つて、グロッセスターシャーヤアーク及びサフォークの治安判事に任命せられたのである、と云はれたところから觀ると、かくの如き裁判所の存在に付いて疑問が起つたのであつた。

治安判事 (Justice of the Peace) の職務は何時終了するか、の點に付いては、以前には、治安判事の任命書は、國王の崩御の後六ヶ月の期間の満了に依つて、その效力を失ふ、と云ふ定めであつたのである (1 Ann. c. 2) として、その後には、新しい任命書を發布することを認容してゐたのであつたが、一千九百一年の國王の崩御に關する法律 (Denise of the Crown Act, 1901. 1 Ed. VII. c. 5) に依れば、斯くの如きことは必要となつたのである。即ち、此の法律の規定するところに依れば、當該の國王が崩御せられても、その國王の下に於ける官職は、凡て、何等の影響を受くることもなく、又、それに付いて更に新たに任命の手續を採る必要もない、といふことになつたのである。

或る特定の治安判事の權能を終了せしめたいと思ふ場合には、大法官 (The Lord Chancellor) から國王の秘書に宛て、發せられたる命令書に基いて、その治安判事の氏名を、その任命書 (commission) の内

から削除するのである。

治安判事法 (The Justices of the Peace Act, 1906. 6 Ed. VI. c. 16) の第四條の規定するところに依れば、治安判事は、唯、治安判事の職に就いてゐると云ふことだけに依つて、通常の治安判事が除外せられ得ると同一の權能に依つて、かゝる治安判事をして行動することを許されないものである。一たび、新しい任命書に基いて治安判事が任命せらるゝと、實際上に於ては、暗黙の裡に、その任命書の中に氏名を包含せられて居らないところの、舊治安判事は、凡て、その任務を解除せらるゝのである。二つの任命書が、同時に、存在すると云ふことは許すべからざることであるからである。治安判事が、執行官 (Sheriff) に任命せられたる場合に於ては、その治安判事としての職能は、執行官の任期中は、停止せらるゝのである。債務者が、破産の宣告を受けたる場合には、治安判事に任命せらるゝ資格と、治安判事として行動し得る資格と、その兩者を失ふのである (これは、破産法 Bankruptcy Act, 1883. 46 & 47 Vict. c. 52 の第三十二條に規定するところである)。しかし、此の資格の喪失は、その破産の宣告が取消さるゝか、或は、その破産が辯解の成立したと云ふ證明書を以て復權せらるれば、之を免れることが出来るのである。

第一章

一、治安判事と其の裁判權

治安判事

一とたび、治安判事としての任命を受ければ、その任命せられたる州 (county) なり、市 (Borough) なり、の區域内に於ては、何處に於ても、治安判事の職務の完全なる權限を行使する權能を有するに至るのである。但し、證人訊問調書 (affidavit) を作成したり、成文法に基きたる宣言 (statutory declaration) を爲したり、或は、承認書 (recognisance) を作成したり、するに付ての治安判事の權限は、その管轄地域内に起りたる事項にのみ止まらないのである。ケル對エイルサ事件 Kerr v. Ailsa (Marquess) (1854), 1 Macq. H. L. 736.

治安判事の管轄權

併し乍ら、四季裁判所 (quarter sessions) の特別法廷の設けてある市 (borough) は、如何なる所と

雖も、州治安判事の管轄権には屬さないのである。此くの如き市は、一千八百三十五年までは、州治安判事の管轄権から除外せられてあつたのである。このことは、一千八百八十二年の市自治團體法第百五十四條第二項の規定に依つて明かである。Municipal Corporations Act, 1882 (45 & 46 Vict. c. 50, s. 154(2))

事務處理の上より分割せられたる區

治安判事の管轄権は、その管轄地方の全般に亙つて、その上に存在するのであるが、事務を成るだけ便宜に處理することの出来るやうに、何れの州も、區 (divisions) と稱せらるゝ各區域に分割せられてゐるのであつて、その各區には、何れも、その地方々々に住居してゐる人々から大概任命せられてゐる治安判事を特に置かれてゐるのである。のみならず、その各區には、その區自身の特別の法廷をも設けてゐるのである。

治安判事が、一とたび、その或る區に配屬せしめらるゝと、その地方以外の事務に關係するやうなことはないのであるが、しかし、それは、慣習と便宜との點からさうなつてゐるだけの話であつて、その治安判事がその地方以外の事務に關係したからと云つて、その判事の行爲の效力に付いては何等の消長あることなく、法律上は完全に有效なのである。

治安判事の管轄権の舊來の窮窳さは成文法を以て著しく緩和せらる

治安判事の土地に關する管轄権上の舊來の嚴格なる制限は、成文法を以て、著しく變更せられたのである。

一千八百三十九年の州に關する法律 (Counties (Detached Parts) Act, 1839. 2 & 3 Vict. c. 82) の第一條の規定するところに依れば、他の州に屬するかけ離れた土地の全部若くはその一部にても隣接してゐる或る州の、治安判事は、その土地に影響を及ぼすか、若しくは、その土地に關係を有する事柄に付いては、それが如何なることであつても、その事柄に付いて、治安判事としての權限を行使することが出来るのである、と云ふのである。公判に付する決定も、かくの如き事柄の一つとして、特に、規定せられてゐるのであるが、それでも尙、此の點に付いて疑ひが起つたことがあつたのである。そこで、此の疑ひを除くせんが爲に制定せられたる、一千八百四十八年の大罪法 (Indictable Offences Act, 1848. (11 & 12 Vict. c. 42)) の第七條は次のやうな趣旨を規定してゐるのである。即ちそれに依れば、他の州に屬するかけ離れたる土地は、事實上に於ては、その土地を圍繞する或る州の一部分と看做し、その或る州の治安判事は、その土地に關聯する事柄に付いては、有効に、その權限を行使することが出来るのである、と。一千八百四十八年の大罪法は、その第五條に、更に次のやうな趣旨の規定を置いてゐる。即ち、二つの

相隣接する管轄區域に治安判事たる者は、縦令その一方の管轄區域内に居住若しくは所在するときと雖も、他の一方の管轄區域に對し、此の法律に列記せられたる凡ての事項及び事物に對して、治安判事として行動するに付き何等妨くるところあることなし、と云ふのである。又、その第六條の規定を見ると、或る州に治安判事たる者は、その州の内に在るか若しくはその州に隣接して居るやうな市は、州自身か又はその他のものが專屬的管轄權を有するものであるから、その市 (city) に於て、治安判事としての職務を行ひ、且つ、その州に於ける事物一切を處理するの權限を有するのである。と云ふことになつてゐる。併し、之れには條件が附いてゐる。即ち、此の規定の但書として、その治安判事が、又同時にその市 (city) の治安判事であるにあらざれば、その市の内に於て生じたる事項に付き、干涉するの權能を有しない、と云ふ趣旨を定めてゐるのである。

一千八百四十八年の略式裁判手續法 (Summary Jurisdiction Act, 1848. 11 & 12 Vict. c. 43) の第六條の規定に依つて、此の一千八百四十八年の大罪法 (Indictable Offences Act, 1848) の第五條及び第六條の兩規定は、略式裁判手續にも適用せらるゝことになつたのである。併しながら、此の一千八百四十八年の略式裁判手續法 (Summary Jurisdiction Act, 1848) の第三十五條の規定するところに依れば、或る事物に對しては、全然、此の法律の作用することを排除してゐるのである。それであるから、右に述べた第六條の規定は、かくの如き事物に對しては、自ら、始めより、適用せらるゝ餘地がないわけであるが、

一千八百六十三年の略式裁判手續法 (Summary Jurisdiction Act, 1863) の第一條が、前示第三十五條の規定は右に述べたる第六條の規定の場合には適用せらるゝとなく、又、之に優越することなき旨を規定してゐるので、現在に於ては、右に述べたる第六條の規定に依つて許されたる手續は、治安判事の略式裁判管轄權の範圍内に在る事項に對してであるならば、それが如何なる事項であらうとも、それに對して有效に行はるゝに付き、何等の妨げもないことになつたのである。

治安判事の、大罪 (indictable offence) に對する裁判管轄權に對して、更に尙大いなる伸縮自在の力を與へてゐるのである。即ち、一千八百四十八年の大罪法 (Indictable Offences Act, 1848) の第二十二條の規定するところに依ると、若しも或る者が、或る州に於て、その州の管轄權を有する治安判事の面前に、その治安判事が管轄權を有しない州に於て或る犯罪を爲したる嫌疑あるものとして、出頭し若しくは引致せしめられたる場合に於ても、その治安判事は、その被告人を取調べる權限を有するのであつて、その取調の結果、犯罪の證明十分なりと思料する場合に於ては、直ちに、その被告人を、その州に於て、公判に付するの決定を爲すことが出来るし、又、若しも、治安判事に於て、公判に附する決定を爲すには證據餘りに不十分なりと考へらるゝに於ては、その被告人を、犯罪が爲されたりと稱せらるゝ州の治安判事の許に移送しなければならぬ、と云ふことになつてゐるのである。

略式裁判手續法を行ひ得る事件に對する管轄權に關して、舊來存して居つた法律の嚴格さは、一千八百

七十九年の略式裁判手續法 (Summary Jurisdiction Act, 1879. 42 & 43 Vict. c. 49) の第四十六條の規定に依つて、更に更に、緩和せられたのである。

或る犯罪が、二つ若しくはそれ以上の略式裁判所の管轄區域の境界線上に在るか或は境界線を形成するところの港とか若しくは河川とかに於て行はれたやうな場合に於ては、かくの如き裁判所の内、その孰れの裁判所に於ても、之を審理することが出来ること云ふのである。或る犯罪が、裁判所の管轄區域の境界線上に於て行はるか、若しくは境界線を去る五百ヤードの場所に於て行はるか、又は、或る裁判所の管轄區域内に於て着手せられて他の裁判所の管轄区域内に於て完成せらるること云ふやうな場合に於ては、その裁判所の内孰れの裁判所に於ても之を審理することが出来るのである。又、或る犯罪が、旅行中の乗用物若しくは河川其他内國航行中の船舶の中に於て、行はれたる場合に於ては、その犯罪の被告人は、その犯罪の行はれつゝあつた間に、その乗用物なり船舶なりが通過しつゝあつたところの地を管轄する略式手續裁判所ならば何れの裁判所に於ても審理せられ得るのである。又、その乗用物なり船舶なりが通過するところの、公道、河川、等の側近の地、中心の地等が、二つ若しくはそれ以上の略式手續裁判所の管轄區域の境界に跨つてゐるやうな場合に於ては、その裁判所の内何れの裁判所に於ても、その被告人を審理することが出来る、と云ふのである。

最後に注意して置きたいことは、次の如き規定である、即ち、右に述べたやうな規定に依つて、何れの略式手續裁判所に於ても審理せられ得ることになつてゐるところの犯罪は、恰も、その犯罪が、全然、その裁判所の管轄区域内に於て行はれたるものと同じやうに、その裁判所に於て、取扱はれ、取調べられ、審理せられ、決定せられ、判決せられ、さうして處罰せらるるのである、と云ふことである。

逮捕状の裏書

或る者を逮捕するために逮捕状 (warrant) が發せられたが、その者が、その逮捕状を發したる治安判事の管轄區域外に在る、と云ふやうな場合に於ては、その逮捕状は被告人の所在する州の治安判事が、之に裏書をして、さうして、その逮捕状を執行するのである。之れは、一千八百四十八年の大罪法の第十一條の規定するところである (Indictable Offences Act, 1848. 11 & 12 Vict. c. 42, s. 11)。之れと同一なる共助作用が、裏書 (backing) と云ふ制度に依つて、英蘭 (England)、蘇格蘭 (Scotland)、愛蘭 (Ireland)、海峡諸島 (Channel Islands)、及びマン島 (Isle of Man) の間に行はれてゐるのである。一千八百四十八年の略式裁判手續法 (Summary Jurisdiction Act, 1848. 11 & 12 Vict. c. 43) の第三條の規定と云ふのが、右に云ふ裏書と云ふ手續に關する凡てを、此の法律の内に於て規定してゐる個所である。さうして、その規定に依れば、或る治安判事の發したる逮捕状は、新らしく起訴せられたる事件にあつては、その直接の隣接の州、若しくは、その逮捕状の發せられたる裁判所の管轄地の境界を去る七哩

以内の地、に於ては、何處に於ても、裏書の手續を経ることなくして、有効に之を執行することが出来る
と云ふのである。

尙、一千八百八十二年の市自治團體法 (Municipal Corporations Act, 1832, 45 & 46 Vict. c. 50) の第
二百二十三條の規定に依ると、市 (borough) の治安判事の發したる、逮捕狀 (warrant) のみならず召
喚狀 (summons) と雖も、裏書の手續を経ることなく又新らしき起訴の場合にもあらずして、その市が
全部若しくは一部分にても包含せらるゝ州の如何なる地に於ても、又、境界より七哩を超えざる距離の地
に於ても、之を執行することが出来ることになつてゐるのである。

さうして、此の所謂、逮捕狀の裏書 (backing the warrant) と云ふことは、唯、單純なる行政的の行
爲であるのであつて、その逮捕狀に依る被告人の逮捕に對する責任は、尙、唯、その逮捕狀を發したる治
安判事に於てのみ負ふのである。

特殊なる事件に付いての管轄權

上來說明したところに依つて明かであるやうに、土地の管轄に關しては、その舊來の法律上の嚴格さが
緩和せられたのであるが、尙、その外に、次に示すが如く、特殊な場合にも、管轄權を擴張させてゐるの
である。注意を要すべき點である。

公海等に於ける犯罪

海事裁判所 (Admiralty) が管轄權を有してゐるところの、公海とか小灣内とかで犯罪の行はれたる場
合、及び、海を越えた土地に於て犯罪が行はれ、而かも、それに對してはイングランド若しくはウェール
スに於て適法に起訴狀手續 (indictment) を採つても差支へないやうな場合、に於ては、その犯人が住居
若しくは所在する州、或は、住居若しくは所在すると想像せらるゝか又は疑はるゝところの州の治安判事
は、その犯人に對して逮捕狀 (warrant of apprehension) を發することが出来るのである。このことは、
一千八百四十八年の大罪法 (Indictable Offences Act, 1848, 11 & 12 Vict. c. 42) の第二條の規定するこ
ころである。又、船舶内に於て行はれたる犯罪に關する管轄の問題に付いては、一千八百九十四年の海商
法 (Merchant Shipping Act, 1894, 57 & 58 Vict. c. 60) の第六百八十四條から第六百八十七條までの
規定を参照する必要があるであらう。

一千九百十六年の窃盜條例に依りて起訴せらるべき犯罪

一千九百十六年の窃盜條例 (Larceny Act, 1916) の第三十九條の規定するところに依れば、此の法律
の規定に従つて訴追せらるゝ場合に關する土地の管轄權に付いては、大いに、それを擴張させてゐるので
ある。

救貧院等に於ける犯罪

一千八百六十七年の救貧法改正法律 (Poor Law Amendment Act, 1867, 30 & 31 Vict. c. 106) の第二十七條の規定するところに依ると、救貧法施行の爲めの一つの教區聯合が、幾つかの相異りたる裁判管轄區域の上に跨つて存在する場合に於ては、その教區聯合 (Union) の貧民救濟委員 (Guardians) に影響を及ぼすか又はその委員が何等かの利害の關係を有するか、するところの凡ゆる事項、行爲、起訴若しくは告發は、土地管轄の問題に於ては、その教區聯合中の何處に於ても、等しく同様の效力を有すべきものと看做されることになつてゐるのである。

治安判事は通常の場合に於ては二人制を必要とす

大部分の事件の場合に於ては、二人若しくはそれ以上の治安判事が相共に相寄つて合議制を作らなくてはならないことになつてゐるのである。

單獨制の場合の治安判事の權限

一人の治安判事でも、尙且つ、告訴 (complaint) 若しくは告發 (information) を受理して之が取調や決裁をすることが出来る場合があるのである。それは、告訴なり告發なりをするに當つて、法律が必ず二

人若しくはそれ以上の治安判事の存在を要求してゐる場合以外に於てである。併し乍ら、此のことたるや、一千八百七十九年の略式裁判手續法 (Summary Jurisdiction Act, 1879, 42 & 43 Vict. c. 49) 以前に於ける諸法律にのみ關して云ひ得るところである。何故ならば、此の事柄に關する規定たる其の第二十条は、治安判事の本分を變更し、さうして、その第九項に於て、此の略式裁判手續法の適用を受け、略式に取扱はるゝ大罪以外の犯罪、若しくは、將來の行爲、にして、何れも他に何等の規定なきものに關する場合にあつては、略式手續裁判所は、少くとも、必ず二人の治安判事を以て構成せられなくてはならないと云ふ趣旨を規定してゐるからである。治安判事が一人單獨にて行動する場合にあつては、その權限は極めて制限を受けるのである。此くの如き治安判事にあつては、二十シリング以上の罰金刑若しくは十四日以上の拘禁刑を科することが出来ないことになつてゐるのである。但し、此くの如き制限は、通常の治安判事二人と同等なる權限を單獨にて有するものと定められたる都市に於ける治安判事に付いて適用のないことは、固より論勿きところである。

略式手續に於ける告訴若しくは告發については決定を與へると云ふこと以外の事項に關しては、法律の規定に依つて何等か異りたることの定められてない限りは、治安判事は一人にてその職務に當ることが出来るのである。それであるから、一人の治安判事にて、能く、一千八百四十八年の大罪法 (Indictable Offences Act, 1848, 11 & 12 Vict. c. 42) の規定に基いて取調べを行ふことも出来るし、又、その自由なる

専権を以て、被告人を刑務所に收容し或は之を放免することも出来るのである。又、一人の治安判事は、能く、告訴若しくは告發に基いて、逮捕狀 (warrant) 或は召喚狀 (summons) を許與することも爲し得べく、又、罰金の納付を怠りたるものある場合に於ては、抑留令狀 (discreet warrant) 或は收監令狀 (warrant of commitment) に署名することもなし得るのである。又、一人の治安判事に於て、完全なる管轄権を有するところの、多くの行政的性質を帯有なる事柄もあるのである。

或る事件の取調べの衝に當る一人若しくは數人の治安判事は、最初、告訴若しくは告發の手續を受理した治安判事と、必ずしも同一のものたることを要するわけではないのである。之と同じやうに、亦、それに付いて決定を下した後に、收監令狀若しくは抑留令狀を發することの出来る治安判事も、その取調べに關與した治安判事には限らないのである。此の問題に付いては、一千八百四十八年の略式裁判手續法 (Summary Jurisdiction Act, 1848, 11 & 12 Vict. c. 43) の第二十四條を参照せられたい。

二人の治安判事を以て必ず構成せざるべからざる場合

二人の治安判事の協同を以て司法的行爲を爲す上に必要なりとせらるゝ場合に於ては、その二人の治安判事は必ず出席し以てその事件が全部終結するに至る迄相共に協力動作をしなければならぬのである。その場合に於ては、裁判長 (chairman of the bench) と雖も、決定的投票権を有することはなく、可否

同數なるときには、更に再び構成を代へたる裁判所に於て審理を遣り直す爲めに、治安判事は、一と先づ、その事件を延期することになつてゐるのである。此の原則は、バッグ對コルケホウン事件 (Bagge v. Colquhoun, 1914, 1 K. B. 54; 68 J. P. 159) に於て明言せられてゐるところである。しかし乍ら、治安判事が何れも、かゝる延期に同意を與へないやうな場合ならば、その告訴なり告發なりを却下しなければならぬと云ふのである (R. v. Ashplant, 1888, 52 J. P. 474)

期間並に價額上の制限

治安判事は、常に、その司法上の權能を行使するに當つては、先づその前に、その告訴なり告發なりが、かゝる手續の原因を生じたる時より曆の上にて六ヶ月以内に爲されたるものであるかどうか、或は、特別な法律に依つて期間が別に定められてあるならば、その法定の期間内に爲されたるものであるかどうか、の點を確めてからかゝらなければならぬのである。又、問題が、金錢とか物品とかに關する場合であるならば、先づ、その係争の價額が管轄上の制限額を超過してはゐないかどうかの點をも調査して確定しなければならないのである。

善意なる權利の主張は管轄権を排除す

權利若しくは權原の善意なる主張が、防禦方法として爲されたる場合に於ては、略式手續を以て審理判決するところの、治安判事の管轄權は、茲に、排除せらるゝこととなり、如何にその事實が他の點に於ては、治安判事に管轄權を賦與するやうな場合であつても、治安判事は、手を拱ねて、之に對しては何等施すべき術を有たぬのである。それであるから、たとへば、暴行罪 (Assault) とか、重罪又は叛逆罪に至らない犯罪 (Felony) とかの場合に於て、防禦方法としてかくの如き主張が、一たび爲されるときには、縱令その被告がその權利を擁護する上に必要であつた以上に暴力を用ひたのであるとしても、最早、治安判事としては、施すべき何等の權能もなく、その管轄權は茲に剝奪せられてしまふことになるのである。が、併し乍ら、かくの如き主張を爲すに付いて、被告は、眞實、自己の權利ありと確信して居らなくてはならぬのみならず、又、その被告の確信は合理的なる確信 (reasonable belief) であることを必要とするのである。さうして、又、治安判事は、被告のその主張が純正なるものであつて、輕卒的及び妨害的なるものにあらざる點を確めなければならないのである。議會が立法を以て治安判事に管轄權を附與してゐる或る場合に於て、かくの如き場合に處する治安判事の權利を明かに認めてゐる例もあるにはあるが、しかし、此れは、成文法とは全然關係のない、普通法上の原則なのである。此の問題に就いては、一千八百六十一年の人身法 (Person Act, 1861, 24 & 25 Vict. c. 100) 第四十六條、並に一千八百六十一年の財産損害賠償法 (Malicious Injuries to Property Act, 1861, 24 & 25 Vict. c. 97) 第五十二條、に違反

する犯罪の場合を参照する必要がある。此の普通法上の一般原則に對する一つの例外として注意すべき點は、賃借人がその賃借地の占有の拋棄を拒絕した場合に、賃借人たる地主から、占有回復令狀を申請したときの手續に關してである。此の場合に於ては、賃借人に於て、その權原を立證することを許容してゐるのであつて、賃借人から、權利若しくは權原の主張があつたからと云つて、略式手續裁判所が、直ちに管轄權を喪失することはないのである。

治安判事の個人的利害關係

治安判事が、或る事件に付いて、個人的に利害關係を有してゐる場合には、その事件に付いて職務を行ふことを拒否しなければならないのである。一人若しくは一人以上の同僚の治安判事を以て一つの裁判所 (bench) を構成する場合に於て、その内の一人の治安判事が、その職務の執行より除外せられたるならば、その除外せられたる旨を明瞭に外部に向つて表示しなければならない。さうして、その除外せられたる判事は、自己の存在若しくはその他の何等かの方法に依つて、自己が、或る判斷を爲すに付いて他の判事等に、影響を與へたと信せらるゝに付き、何等かの根據を與ふるがごときとなきやうに注意を拂はなくてはならないのである。先きの高等司法裁判所王座部長たりし故キャンベル卿 (the late Lord Campbell, C. J.) が、嘗て「事件に付き利害の關係を有する治安判事の採るべき適當なる道は、該事件に對する職

務の執行より全盤その身を退き、而して、自己が最早裁判所の一員にあらざる旨を明確に表示するに在り」と云うたことがあるが、全くその言の通りである。治安判事をしてその職務の執行より除外せしめなければならぬところの利害關係とは、感知せられ得る程度にまで、偏頗な考を起さしめるやうな性質のものであらねばならない。さうして、此の問題を決定するに付いて必要なことは、治安判事たるものは、一般社會の人が、治安判事と云ふ地位に付いて懐いてゐるところの考へ方に對して、多大の注意を拂はなくてはならない、と云ふことである。先づ治安判事たる者は、次のことを念頭に置いて居らなくてはならない。それは、治安判事の職務に屬するところの名譽は、彼が威怖によつて動かす、私情によつて惑はざる心を以て法律を執行すると云ふことを、一般社會の人々が暗々裡に信じてゐるところから生じてくるのである、と云ふことである。治安判事が、市會 (Municipal Corporation) とか、區參事會 (Urban District Council) とか、貧民救濟委員會 (Parl of Guardian) とか、云ふやうな公共團體の一員であるやうな場合には、特に法律によつて、結果に於いては何等かの利害關係を有するものと思惟せらるゝことになるにも拘らず、その公共團體によつて命せられたる訴追上の手續を執行するの權限を、彼等に賦與してゐるのである。が、併し乍ら、此の權限も、彼等が、訴追手續に至る道程に於て何等の個人的關與を爲さざる場合に於てのみ、行使せられ得ることになつてゐるのである。

一とたび判決を下したる事項に付いては之を再度遣り直すことを得ず

治安判事が、一とたび、判決を下すか、若しくは或る行爲を爲したならば、縦令それが誤謬あるものであつても、自己のその行爲を以て無効なりと取投ふわけにかぬし、又、更に改めて、それを遣り直はすと云ふわけにもいかぬのみならず、その行爲なりその判決なりが、上級の裁判所に於て取消さるゝまでは、その治安判事以外の治安判事と雖も、その治安判事の爲めに、そのやうなことをするわけにもいかなのである。但し、同一開延期に於ける裁判所が一旦下したところの判断を、その裁判所に於て、更に再び審査し、さうして、その裁判所に於て、相當なりと思料するところに従つて、それを變更するのは自由なのである。

疑はしき場合に於て治安判事の探るべき安全なる道

治安判事が、ある事項に付いて、權限ありや否や疑問を懐くやうな場合に於ては、その事項に付いて關與することを拒絶するのが、治安判事として探るべき安全なる道である。さう云ふやうな場合に於ては、申請人は、高等司法裁判所王座部 (King's Bench Division of the High Court of Justice) に對して、何故に治安判事が拒絶したりや、の理由を明かにすべき法則を示されんことを申立てることが出来るのであ

る。さうして、若しも、その申立が容れられ、治安判事が王座部の命令に従つて行動することになれば、治安判事としては、凡ての責任を免るゝことになるのである。

治安判事の個人的責任

治安判事の判断に過誤あり、と云ふやうな事、即ち、治安判事の自由裁量に属する権限を行使する上に於て如何なることがあらうとも、治安判事は、それに對して何等の責任をも負ふものではないのであるが、強壓的なければならぬ行爲をしたとか、又は、復讐心を以て若しくは不正なる動機の下に、その権限を行使したとか、云ふやうなことがあれば、高等司法裁判所王座部に於て、或は起訴狀手續 (Indictment) に依り、又、或は通告手續 (Information) に基いて、處罰せられなければならないのである。マンヌフィールド卿 (Lord Mansfield) が、嘗て、斯う云ふことを云つた。如何なる治安判事と雖も心だに正しからば自己の無智を苦にする筈なし、と。此の言葉は、治安判事が、自己の管轄権限内に於て行動する限りに於ては、誠に、その通りである。併し乍ら、若しも、治安判事が、自己の管轄権限外の行動をしたり或はその権限を超越したる行爲をしたやうな場合に於ては、如何にその爲すところが善意に出でたりとしても、民事上の責任は免れ得ないのである。それであるから、治安判事たる者は、此の點を、特別に注意して、考慮しなければならない、と云ふのは誠に尤な話である。何故ならば、注意の足らざる判断の結果として、甚大なる損害を蒙らしめた場合に於て、民事上の訴訟を起されない筈がないからである。

不法なる訴訟に對しては治安判事を保護す

治安判事が、その権限を超越して行動すれば、その行爲に對して責任を負はなくてはならないと云ふことに付いての一般的规定は、一千八百四十八年の治安判事保護法 (Justices Protection Act, 1848, 11 & 12 Vict. c. 44) にあるのであるが、かゝる行爲のあつた場合にその治安判事に對して訴を起すに付いての手續に關する規定は、右の法律の改正法たる、一千八百九十三年の Public Authorities Act, 1893 (56 & 57 Vict. c. 61) にあるのである。

二、その法廷

その法廷に付いて

以前に於ては、治安判事は、自己が権限を有する事件に付いてならば、自己の書齊に於てでも、又或は、その他如何なる場所に於てでも、之を審理しても一向差支へなく、又、二人若しくは二人以上の治安判

事が相共に、自分等の任命せられてゐる區の内ならば何處に於てでも、些末事件裁判所 (petty session) を構成して裁判をしても一向差支へなかつたのである。

公開の法廷たることを要す

ところが、現在に於ては、一千八百七十九年の略式裁判手續法 (Summary Jurisdiction Act, 1879, 42 & 43 Vict. c. 49) の制定せられて以來は、如何なる略式事件と雖も、公開の法廷に於て開廷せらるゝことなくして、治安判事に依つて、訊問も、審理も、又判決もせらるゝこと能はざることになつたのである。さうして、その公開の法廷は

- 一、些末事件裁判所法廷——に於て行はるゝのである。些末事件裁判所法廷とは、治安判事が、常に、開廷を爲す目的を以て、集合するところの場所である。
- 二、或は又、臨時法廷——に於て行はるゝこともあるのである。此の臨時法廷と云ふのは、巡査駐在所 (police station) か又は治安判事が前以て臨時法廷として使用すべき旨を指定しさうして其旨の公告の爲されてある場所かである。

臨時法廷

臨時法廷 (occasional court) に於ては、縦令それが一人の治安判事、又は二人若しくはそれ以上の治安判事を以て構成せられてゐても、一人の治安判事にて行使し得る權限、即ち、十四日の拘禁刑或は二十シリングの罰金刑の言渡、以上の刑期刑額の言渡を爲すことは出來ないのである。

些末事件裁判所

些末事件裁判所 (court of petty sessions) と云ふのは、些末事件裁判所法廷に於て開廷する、二人若しくは二人以上の治安判事を以て構成せられたる、略式手續裁判所である。併し乍ら、曩きに、緒論に於ても説示したやうに、ロンドン市の參事會員 (Aldermen of the City of London)、ロンドン市の治安判事、及び有給の治安判事は、何れも一人にて開廷する場合に於ても、之れと同等の權限を有するものである。多くの場合に於て、此の如き裁判所に於ては、治安判事は、起訴狀手續に依る犯罪に依つて訴追せられたる凡ての被告人を取扱ふのであるが、かくの如き被告人に關する取扱手續に就いては、後に第四章に於て説明することしよう。治安判事の事務分配の必要上、一つの州 (county) を幾つもの區 (district) に分けてあるのであるが、その各々の區に、何れもその區の些末事件裁判所が設けられてあるのであつて、治安判事が、先づ大概の裁判事務を採り行ふ場所は、即ち、此の裁判所に於てである。

特別開廷

治安判事は、特別開廷 (special session) と稱せらるる開廷をすることもあるのである。此の特別開廷と云ふのは、議會の定めたる法律に依つて、特別開廷を以て處理することを要する旨を規定せられたる事務を處理する爲めに行ふところのものである。例へば、特許事項とか其他特別なる事項の如き、即ち、之れである。特別開廷が催さるる場合には、その場合の職務を行ふところの、各治安判事は、その開期中十分にその職務を行ひ得るやうに、前以て、その時と場所と、さうして、爲すべき職務事項とを公告して置かなくてはならないのである。

州に於ける四季裁判所

州に於ては、その治安判事に對して、通常四季裁判所 (General Quarter Sessions) を開いて、そこに於ても亦、裁判權を行ふことを認めてゐるのである。通常四季裁判所と云ふのは、議會の制定したる法律によつて指定せられたる、或る一定の週の間に於て、一年に四回、開廷せらるるところの裁判所である。即ち、その週とは十月十一日、十二月二十八日、三月三十一日及び六月二十四日の各以後の最初の全一週間である。さうして、此等の開廷期には、その州の治安判事が全部出席する權利を有するのであるが、此の開廷は、期間の點に於ても、又、場所の點に於ても、變更せらるることがあるのである。さうして、此の

裁判所は、二人若しくは二人以上の治安判事を以て構成せられ、夫れ等の治安判事は、略式手續裁判所に依つて言渡されたる判決や命令やに對する上訴を審理する外、更に尙、陪審員を召徴して、刑事事件の審理に付き、廣い範圍の權限をも有してゐるのである。治安判事は、此の四季裁判所に於て、その管轄區域内の刑務所を訪問する爲の代表者と、合同委員會の委員とを選擧するのである。治安判事の内から選出せられたる、合同委員會の委員は、その州の參事會員の一部の者と共に、その州の警察を統轄し、之と同種のその他の事項をも取扱ふのである。四季裁判所は、亦、治安判事の内から、一千八百九十年の精神病法 (Lunacy Act, 1890.) の規定に基づいて、司法委員會 (Judicial authorities) を組織させるのである。四季裁判所の裁判權に論及することは、本書の目的の範圍外に逸脱することになるであらうが、しかし、略式裁判手續に關して此處に説明したところの原則は、大部分に於ては、之を、上訴審としての審判、並に、起訴狀手續によりて訴追せらるる犯罪の審判、の兩者にも適用せらるるのである。此の後者に就いては、アーチボールド (Archibald) の『刑事辯護』 (Criminal Pleading) と云ふ著書が、適當な參考書である。

市四季裁判所

市 (borough) に於ては、一千八百八十二年の市自治團體法 (Municipal Corporations Act, 1882, 45

を 46 Vict. c. 50) の規定に依つて、市裁判所判事 (recorder) が、四季裁判所を開廷するのである。さうして、市の治安判事 (borough magistrate) は、その審判に關與するの權利 (locus standi) を有しないのである。併し乍ら、市裁判所判事の差支へのある場合に於ては、市長が、開廷を爲し、又、之を延期することが出来るのであるが、それ以上のことは更に爲すことが出来ないのである。

或る一定の者を法廷外に退去すべきことを命じ得る權限

略式事件の審理を爲すに當つては、裁判所は、常に、公開的 (public and open) でなければならぬのであるが、しかし、若しも、風俗に害のあるやうな事柄が起れば、婦人並に子供を退廷せしめてもよろしい、と云ふことは普通法上認められてゐるところである。

法廷の公開性と云ふ原則的必要事に對して、また更に、例外があるのである、少年裁判所に於ては、裁判所の職員並に吏員、事件の當事者、當事者の辯護人、及び事件に直接の關係を有する其の他の者、以外の者は、何人と雖も、裁判所の許可を受くるにあらざれば、出席することを認められないのである。

之れに附け加へて、更に、普通の略式手續裁判所に於ても、少年が證人として訊問せられてゐる間は、凡ての者を法廷から一掃することが出来るのである。不道德性を帶有する事件、及び或る種の事件に於ては、腕に抱かれたる嬰兒の外は、十四歳以下の者は、何人と雖も、法廷に在ることを許されないの

ある。併し乍ら、此れ等の制限は、何れも、新聞紙には適用がないのである。此の點に就いては、一千九百八年の少年法 (Children Act, 1908) の第百十一條第四項、第百十四條並に第百十五條の規定を参照すべきである。尙、大罪 (indictable cases) に關する場合に付いては、第四章に於て説明することにしよう。

取調の密行

治安判事が、大罪 (indictable offence) の嫌疑を受けたる被告人の取調をするに當つて、必要ありと思料するならば、いつ如何なる場合に於ても、その手續を秘密裡に行ふことが出来るのである。何故ならば、室なり建物なりは、公開の法廷と考へらるべきものではないからである。此のことに就いては、一千九百年のカッツ事件 (R. v. Katz, 64 J. P. 807) に於て明瞭に言ひ表はされてゐる。手續上の申立、若しくは、辯護に關する申請の如きも、秘密裡に審理してよいことになつてゐるのである。

當事者の何れかの一方の要求があれば、當事者本人の場合には例外ではあるが、いつ如何なる場合に於ても、證人の訊問を、法廷外に於て爲すべきことを命ずることが出来るのである。但し、此の命令に違反したからと云つて、その證言の證據力が無効に歸することはない。

裁判所の侮辱

裁判所の命令なり、又は、裁判所に特有なる儀禮なりを維持する上に、必要なりと認むる場合に於ては、治安判事は、不當なる行狀を爲したる者の退庭を命ずることが出来るのである。

又、裁判所に對して、無禮なるか若しくは不法なる言語を、用ひたる者があるならば、爾今善行を保持する旨の保證を提出させることも出来るのである。(1 Lev. 107, 1 Keb. 558)。更に亦、もう一つの對策として、裁判所に對する侮辱的行爲は、起訴狀手續に依つて訴追を受くべきところの輕罪として取扱はるるのである。さうして、呼出狀若しくは令狀を發することも出来るし、又、その犯人を、その場に於て即座に起訴することも出来るのである。併し乍ら、侮辱行爲を受けた判事以外の治安判事に於て、之に關する手續を採るのが望ましいことである。尙、此の問題に關しては、1 Chitty, Criminal Law, pp. 88 and 112, 及び 6 J. P. 400 and 419 を参照せられたい。

尙、爰に問題となるのは、略式手續裁判所自身が、裁判所侮辱罪を犯したる者を刑務所に收監する權限を有するか否か、である。之に就いては、58 J. P. 830 及び 76 J. P. 301 を参照すべきであらう。時には、なまじひに極端な手段を採るよりは、寧ろ、その妨害行爲を停止する爲、一時その法廷を閉ぢて、その審理を延期した方が宣しかるべき策ではないであらうかと考へるのである。

三、書記

書記について

各々の、州なり市なりの些末事件裁判所區域 (Petty sessional division) に對して、その區の治安判事は、幾人かの相當の資格を有する者を、自分等の書記として任命することが出来るのである。いろ／＼の法律上の難かしい問題が起る場合に、治安判事は、此の書記の助言に依つて、之に解決を與へていかなくてはならないのであるなら、法律は、その書記となるべき者に就いての資格を限定してゐるのである。即ち、それに依ると、十四年間引續き上級辯護士 (Barrister-at-law) たる者、七年間有給治安判事、都會の警察裁判所若しくはロンドンの警察裁判所に書記たりし者又はその職に在りし下級辯護士 (solicitor)、十四年間引續き現在に至る迄補助書記 (assistant clerk) としてその職務に従事し來れる者、でなくてはならないと云ふのである。さうして、その書記の報酬と云ふのは、以前は裁判所の手數料をそのまゝ、その懷に收めたものであるが、現在に於ては、大概是、一定の俸給を受けてゐるやうである。又、その任免黜陟は、その書記の職務を行つてゐる裁判所の治安判事の掌裡に握られてゐるのである。但し、ロンドン府に於ける警察裁判所 (Metropolitan Police Courts) の書記は、國務大臣に依つて任命せらるるのである。

法廷外に於ける、書記の職務は、極めて多種多様である、法廷内に於けるその職務は、確然と限定せられてゐる。が、併し、それは、そんなに廣汎なものではないのである。當事者が辯護士に依つて代理せられて居らない場合には、判事が此の點に就いて沈黙を守つて居る限り、書記自身がその證人の訊問の衝に當るのである。さうして、争となつてゐる凡ての事項に就いて、當事者双方の主張を完全に記録しなければならぬのである。さうして置きさへすれば、若しも、何れかの當事者から要求があれば、手續進行の上に、その謄本を交付することが出来ることになるのである。又、大罪事件の場合には、書記は、證人訊問調書 (deposition) を作成するのである。

法律問題に關する助言等

治安判事は、法律的の資格のあるなしに拘らず、法律上の難かしい問題に就いては書記の指南を仰ぐのであるが、尙、又、多くの場合に於て、治安判事は、書記の補助を仰ぐのであつて、その書記の教養と經驗とは、かかる補助を與へ得る資格を彼に有たしめてゐるのである。

第二章

略式裁判權

(イ) 公判前の手續

民事々件

先づ、民事々件を處理せんが爲めには、その民事々件が、訴の提起 (complaint) によつて開始せらるることを要するのである。訴の提起と云ふことがあると、それに基づいて、呼出狀 (summons) が發せらるることになるのである。令狀 (warrant) の發せらるるやうなことはないのである。さうして、その呼出狀の發達等に關する規定は、民事々件に於ても、刑事々件の場合と同様である。

訴の提起と通告手續との差異

刑事々件に於て、訴訟手續を開始して呉れと申出せることを、通告手續 (information) と稱するので

あるが、民事々件の場合に於ては、之を、訴の提起 (complaint) と呼ぶのである。ところが、議會の制定した成文法の或るものの如きは、生憎に、此の差異を認めて居らないので、その結果、紛亂を來たしてゐるのである。

起訴するの權利

先づ大體に於て、社會の各員は、何人と雖も、公訴を提起することが出来ることになつてゐるのであるが、又、時には、成文法の規定に依つて、或る官吏とか、若しくは被害者とかに限つて、その權利を行使することが出来るやうになつてゐる場合もあるのである。

令狀に依らざる逮捕

起訴 (prosecution) と云ふことは、先づ第一段に於て、當該の犯人を逮捕することから開始せらるるのである。犯人の逮捕と云ふことが有效なるべきことは、それが成文法の認めたる權能に基くからである。然るに、略式裁判手續法 (Summary Jurisdiction Acts) の中に置かれてある、手續に關する一般規定の中に、此の方法に就いて何等認むるところのないのは、蓋し、奇妙なる事象と謂はなくてはならないのである。警察署に於ては、起訴事實を、單純に傳票 (Ticket) の上に記載し、さうしてそれを、一種の被告人

護送狀として、治安判事の許に送るのである。而し、此くの如きことは、何等、法律に依つて認めたる手續ではないのであるから、縱令、それが、起訴事實の舉示方法として、裁判所にとつても、又、被告人にとつても、有用な方法たるを失はずとも、尙、それは、その傳票に記載せられたる犯罪事實に、裁判所並に起訴者を羈束する效力はないのである。眞實の通告手續があれば、それは、證人の宣誓に基きたる證據となるのである、と云ふ原則が動かすことの出来ない嚴格なるものであるとの假定を置くとしても、その證據に依つては、その傳票上に記載せられたる犯罪事實を支持するに足らないならば、その被告人を釋放しなければならぬのである。そう云ふことになれば、通告者は、更に改めて初めから當該の被告人に對して通告手續を探ることも出来るし、又、呼出狀を發して貰ふことも出来るわけである。先づ以上のやうな次第であるから、如何なる起訴と雖も、その犯罪事實は適式に記載せられてなければならぬし、又、一たび新しい起訴があれば、如何なる事件に付いても、被告人をして、自己に對する眞實の起訴事實を最も明瞭に了解せしめるやうに、裁判所は、十二分に注意關心しなければならぬのであるが、更に又、被告人が、思ひも寄らぬ突然の起訴に出會つたので、再召還を望んでゐる様な場合であるならば、その被告人をして、完全に辯解を爲さしめ得る機會を有たしめる爲めに、之を許可してやらなければならぬのである。

被告人が、先づ最初に、令狀によつて逮捕せられて居らないやうな場合に於ては、その被告人に對しては、通告手續 (Information) に依つて、起訴をしなければならぬのであるが、その通告手續が履踐せらるれば、それに基づいて、呼出狀 (summons) でも、又は、令狀 (warrant) でも、孰れなりとも發せらるることが出来るのである、さうして、その通告手續と云ふのは、成文法を以て明かに規定してある場合を除き、必ずしも、宣誓に基くことを要せず、又、書面に依ることを要しないのである。但し、法律上令狀の發布をして有効適法ならしめんが爲には、如何なる事件に於ても、その通告手續は必ず宣誓に基いて爲されなければならないのである。又、令狀の發布を求めようとする場合に於ては、通告手續は、必ず、書面に依らなければならないことにした方がよいのであつて、而かも、その通告手續書には、犯罪事實を適式に記載しなければならないのみならず、その記載は、證據に依つて、その被告人 (proposed defendant) に對して、一應外見上確かなる事件を構成するに足るだけの事實に付いて、遺漏なく敘述せられてゐなければならないのである。又、一とたび、通告手續が爲されたならば、その通告手續が、多くの場合に於ては、犯罪の行はれたる時から六ヶ月の期間内に於て爲されたものであるかどうか、特にその期間が法律に依つて別に規定せられてゐる場合に於ては、その規定に従つて爲されたものであるかどうか、と云ふ點に注意を拂はなくてはならないし、又、起訴をする権利が法律に依つて制限せられてゐる場

合には、その起訴者が、法定の起訴權者であるかどうか、と云ふ點にも注意を拂はなくてはならないのである。

令狀を發布するところの治安判事は、その令狀に、令狀面に指示せられたる者が逮捕せられたるならば、治安判事の特定したる斯く々々の金額及び斯く々々の保證を立てて保釋を許さることが出来るのである、と云ふ趣旨のことを裏書するのである。さうして、此くの如き裏書事項を實際に執行する任に當る職務を行ふ者は、その被告人を逮捕したる警察署の官吏其人であるのである。此の點に關する規定は、一千九百十四年の刑事訴訟法 (Criminal Justice Administration Act, 1914) の第二十一條である。

審理の際に於て、通告手續に對して、その實質上若しくは形式上の缺點を指摘して、異議を申立てることとは出来ないのであるが、又、延期の目的を以てする場合の外、その通告手續書に記載するところの主張事實と證據との齟齬に對しても異議を申立てることは出来ないものである。とは云ふものの、それだからと云つて、通告手續書なり呼出狀なりに記載せられてあるところと全く相異したる、別個の犯罪に付いて有罪の宣告をするも、尙、適法なりと謂ふのではない。若しも、主張事實と立證との間に齟齬のある場合であつて、治安判事が、被告人は思ひも寄らぬ出し抜けの起訴に出會つたのだと、思料したならば、先づ、延期を提議しなければならないのである。

縱令、治安判事に於て、確かに犯罪はあつたのだ、との心證を得ても、その起訴自體が不法であつたり

又は社會の公安に害があると考へたならば、訴訟手續を進行するとしなむに付いて、或る程度の自由裁量權を働かせてもいゝのである。此の問題に就いては、一千九百一年のブラッス事件 (R. v. Bros, 1901, 66 J. P. 54) 並に、一千九百二年のケネディ事件 (R. v. Kennedy, 1902, 86 L. T. 753) を参考すべきである。

呼出狀の送達並にその送達の報告

呼出狀は、本人に直接に送達せらるゝか、若しくは、被告人の最後の住居の場所又は常住の場所に差し置くことに依つて送達せらるゝか、その何れかでなければならぬのである。呼出狀の發布とその呼出狀の送達の報告との間の期間を、幾何に爲すべきか、の問題を決定するに付いて、治安判事の考慮しなければならぬ點は、先づ一方に於て、法律に依る敏速なる救済を與へ若しくは懲罰を加へる必要があるとか又はそれが望ましいとか云ふことと、又他の一方に於ては、被告人に對しても十分にその防禦を準備し得るだけの時間を認めてやらなければならぬと云ふことと、である。その期間を短く定めたが爲めに被告人にとつて何等かの不利益を招來するやうなことがあつたら、裁判所が相當だと考へた期間だけ、更に、それを延長してやつたならばその不利益は救済せられ得るのである。火急を要する事件の場合に於ては、呼出狀の報告を即時に爲すべしとして置けば、別に令狀を發布しなくとも、それで十分なる代用の働きをする

ることになるであらう。

缺點並に齟齬

通告手續書の缺點並にそれに記載せられたる主張と立證との齟齬、に關して、前に説明したところの通則は、そのまゝ、同様に、之を呼出狀若しくは令狀の場合にも適用していゝのである。

手續に關する法定の形式等

凡て令狀には、その令狀を發布する治安判事の署名捺印がなくてはならないのであるが、その他の點に付いては、必ず、一千八百四十八年の略式裁判手續法 (Summary Jurisdiction Act, 1848, 11 & 12 Vict. c. 43) 第三條に規定するところの要件を具備して居らなければならないのである。

通告手續書 (information)、訴狀 (complaint)、呼出狀 (summons)、及び令狀 (warrant) の形式は、一千九百十五年の略式裁判手續規則 (Summary Jurisdiction Rules, 1915) に添付せられてある表に掲げてある。或る成文法上の例外規定、例へば、一千九百八年の少年法 (Children Act, 1908) に違反する犯罪の如き場合、に於ては、此れ等の書類は、何れも、訴に係る一つの犯罪若しくは事項以外のことに就いて記載するところがあれば、直ちに、不適式となることになつてしまふのである。

令状等の發布を爲したる治安判事が、審理をするに當つて略式手続裁判所の一員とならなければならぬ、と云ふ必要は毫もないのである。死にかゝつてゐる治安判事や、又は、やがて職を退くことになつてゐる治安判事や、が令状なり呼出状なりを發布したからと云つて、その令状や呼出状が無効になることはないのである。

次に、先づ大體の原則として、治安判事たる者は、當該の事件が民事々件として目下繫屬係争中であるやうな場合に於ては、その事件に付いて、刑事上の訴訟手続を採るべからざることになつてゐるのである。

(ロ) 公判の審理

手続に關する法規

略式事件の公判の審理に就いては、一千八百四十八年の略式裁判手続法 (Summary Jurisdiction Act, 1848, 11 & 12 Vict. c. 43) に規定せられてゐるのであるが、此の法律は、一千八百七十九年の略式裁判手続法 (Summary Jurisdiction Act, 1879, 42 & 43 Vict. c. 49) 及び其他の略式裁判手続法 (Summary

Jurisdiction Acts) 等に依つて改正を受けてゐるのである。

ロンドン警察區

一千八百三十九年のロンドン警察裁判所法 (Metropolitan Police Courts Act, 1839, 2 & 3 Vict. c. 71) の規定するところに依れば、ロンドン警察區 (Metropolitan Police District) 内の裁判所に對しては、或る二、三の點に付いて、更に餘分の手続方法が適用せらるゝことになつてゐるのである。併し乍ら、今、此處に説明するところは、略式裁判手続法規に規定せられてゐる部分に付いてのみである。

當事者双方の出頭せざる場合

呼出状に指定せられたる期日 (return day) に於て、先づ第一に、起り得るやも知れぬとは、當事者双方が出頭しない、と云ふことである。このことに付いては、何等法律上の規定はないのであるが、裁判所としては、その自由なる見解を以て、適當だと認めれば、その告訴 (complaint) なり、通告手続 (in-formation) なりを却下することが出来るであらうと思ふ。それ故、その訴に係る事項が、唯單に、私的性質を有するにすぎないものであつたならば、そう云ふことにすればいゝであらうと思ふ。が、併し、訴に係るところの事項が、重大なる犯罪であつて、社會の利害に大に關係があると云ふやうな場合ならば、裁

判所としては、その事件を延期した方が、より良き策であらうと思ふのである。さうすれば、事實に就いて、其の筋に報告されることも出来ることになるし、それに依つて社會的正義の破壊せらるる虞を防止することが出来るであらうと思ふのである。

被告のみ出頭する場合

被告のみ出頭したる場合に於ては、裁判所は、その告訴なり、通告手續なりを却下する事も出来るのであるが、併し、かくの如き場合に於ては、當事者双方の出頭せざる場合に於けると同様なる裁量權を働かせた方がよいであらうと思ふのである。

被告のみ出頭せざる場合

若しも、出頭せざる者が、被告のみである場合に於ては、裁判所は、呼出狀の送達に就いての立證を命じなければならぬのである。そうして、有效なる送達がないと云ふことになれば、裁判所は、再び呼出狀を發するか、又は、第一段と同じやうに、通告手續に基いて令狀を發するか、その何れかの方法を探ることが出来るのである。若しも、呼出狀が有効に送達せられてある場合ならば、裁判所としては次の三つの内何れの道を選ぶも自由であるのである。即ち、一は、更に出頭すべき期日を定めて呼出を延期するこ

と、二は、被告人を拘引するために令狀を發すること、三は、被告人不出頭の儘にてその事件の審理をすること、之れである。

代理人による出頭

一千八百四十八年の略式裁判手續法 (Summary Jurisdiction Act, 1848) の第十三條の規定するところに依れば、告訴人又は通告者は、代理人若しくは辯護人をして、代つて出頭せしむることを得ることを明白に認めてゐるのであるが、被告人にも、亦、之と同様なる特權があるかどうか、と云ふことは、必ずしも明確ではないのである。ところが、トンプソン等事件 (R. v. Thompson and others, 1909, 2K. B. 614; 73 J. P. 403) に於て、呼出狀 (summons) を受けたる被告人が自身出頭せず、代理人若しくは辯護人をして代つて出頭せしめたる場合に、その被告人に對して、自身出頭せざるの故に、之に對して、令狀 (warrant) を發するは、可ならざるべし、と云ふことになつたのである。

代理人たり得る者

先づ大體に於て、何人と雖も、告訴人、通告者、若しくは被告人に代つて、出頭し得ると云ふものではなく、それは、辯護士 (solicitor) 若しくは counsel) に限るのであるが、併し、告訴若しくは通告手續

そのものは、告訴人若しくは通告者その人によつて爲され得るのみならず、その辯護士若しくは代理人、又は、特に其のことに就いて権限を附與せられたる其の他の者、に依つても爲され得るのである。

更に又、例外がある。或る官廳、例へば大藏省とか、税關とか云ふものの代理人の爲めに、更にその権限を行ふべく任命せられたる書記とか其他の官吏とかは、その者の任命せられたる事項に關する限りに於ては、自ら代理人として、當然に、行動し得る資格を有してゐるのである。

尙、更に又、貧民救濟委員會 (7 & 8 Vict. c. 101, s. 8) とか、區參事會とか、其他之に類する團體とか云ふものは、その書記なり、又は、一般的に若しくは特定の任命したる其他の者をして、法律上の手續に付いて、代理人たらしめ得ることを、法律に依つて、認められてゐるのである。

又、法律家にあらざる者が、被告人に代つて出頭することの出来る場合の明確なる法律規定もあるのである。小學校の兒童の缺席に付きその父母に對して爲されたる手續に於ては、被告人は、その家族の内の何人かをして代つて出頭せしめ得るし、又、特にその事に付いて権限を賦與したる其他の者を以て、之に代らしめることも出来るのである。このことは、種痘法に依つて呼出狀の執行を受けたる被告人に對しても、亦、適用し得る例外である。

上級辯護士 (barrister) 若しくは下級辯護士 (solicitor) にあらざる者は、何人と雖も、代理人 (advocate) となることは許されないのである。但し、代理人となつても、その者に於て、代理人となり得る

成法上の明確なる根據を示すことが出来れば、それは云ふまでもなく、別である。

有限責任會社、若しくはその他の社團の支配人とか秘書役とか云ふ者と雖も、その會社なり社團なりを適法に代理する資格はないのである。何故ならば、上級辯護士若しくは下級辯護士のみが、唯、有效適法に代理人たり得るに過ぎないからである。

尙、また、他方に於ても、當事者自身でさへ、裁判所に對して申立をしたり、證人に對して、訊問、反對訊問、及び再訊問をしたりするところの権利を、恐らくは、適法には、認められては居るまい。それは、常に、職業的な代理人に依つてのみ行はれてゐるところなのである。が併し、訴訟當事者自身は、些細輕微なる事件に於ては、裁判所に對して、辯論するに付き、他人の力に倚る必要のないことは勿論である。

事件を指揮進行するの権利は、專屬的に、事實上の告訴人その人にのみ、屬するのである。さうして、例へば、巡查 (police constable) が、告訴人である場合に於ては、證人の資格に於てか、若しくは、その巡查に助言を與へる目的に於てか、の場合を除いては、監督官又は検査官が自ら、その訴訟手續に參與出頭するやうなことは、正規なことではないのである。

陪審裁判の選擇

事件の呼上げがあり、而かも、その起訴に係る犯罪が暴行 (assault) 以外の犯罪であつて、三月以上の拘禁刑に處すべき場合であるならば、裁判所は、被告人に對して、陪審に依つて裁判せられることの出来る、と云ふ選擇權の行使をなさしめる機會を與へなくてはならないのである。若しも、被告人が、陪審裁判を選択したならば、被告人に對する審理は、一千八百四十八年の大罪法 (Indictable Offences Act, 1848, 11 & 12 Vict. c. 42) の規定に従つて行はるゝことになるのである。尙、一千八百七十五年の兇徒嘯聚及財産保護に關する法律 (Conspiracy and Protection of Property Act, 1875) の第九條、並に、一千八百七十六年の動物虐待に關する法律 (Cruelty to Animals Act, 1876) の第十五條を参照せられたい。

被告人が法人である場合には、此の規定は適用せられないのである。何故ならば、法人は、拘禁刑を以て處罰せられ得べき犯罪人 (an offender liable to imprisonment) ではないからである。更に又、一千八百四十八年の大罪法 (Indictable Offences Act, 1848) も、どのみち、法人には適用せられないのである。何故ならば、法人は、之を出頭せしむるわけにはいかず、又、たとへ、之を出頭せしむることが可能であるとしても、之を勾留して置くわけにはいかないからである。併し、此の問題に就いては、一千九百十二年のアスケーニオ、ブック會社事件 (R. v. Asanio Puck & Co., Ltd. 1912, 76 J. P. 487) を参照する必要がある。

有罪若しくは無罪の答辯

一千八百四十八年の略式裁判手續法 (Summary Jurisdiction Act, 1848) の第十四條は、被告人が審理の際に出頭した場合、に關する規定である。さうして、此の規定たるや、被告人が呼出狀に應じて出頭したると、令狀に依つて引致せられたると、將又、令狀なくして勾引せられたるとを問はず、その何れの場合にも適用せらるゝのである。さうして、此の規定は、裁判所が、被告人に對して、被告人は有罪 (guilty) と答ふるか若しくは無罪 (not guilty) と答ふるか、又は、通告に係る事實の眞實性を認容するか、或は又、民事々件ならば、訴に係る事項を自白するか、と云ふことを訊ねることが出来るやうになつてゐる規定だと解釋せられてゐるのである。實際に於ては、之れは、現在は、一千九百十五年の略式裁判手續規則 (Summary Jurisdiction Rules, 1915) 第八條に明確に規定せられてゐる事柄である。

起訴に係るところの犯罪が複雑なものであつて、而かも、その被告人が無學である上に、辯護人も附いて居らない、と云ふやうな場合には、裁判所は、屢々、その答辯を以て、確定的な答辯として受取ること躊躇することがあるものである。さうして、たとひ、被告人が有罪の答辯を爲しても、被告人の其後の陳述によつて、その答辯が、起訴に係る犯罪の眞實の性質に付いて誤解してゐた爲めに爲されたのだと云ふことを、發見せらるゝことが屢々あるものである。又、起訴に係るところの犯罪が複雑である場合に於

て、被告人に對して反對訊問を爲すに當り、犯罪事實の各要素を別々に訊ねること、例へば *food and drink* 事件に於て、汝は該品物を賣りたるや、汝は證明書を認めるや、等の訊問をするのは、不穩當である。凡て、曖昧なる返答のある場合は、無罪の答辯をしたものと見る可きである。此の無罪 (*not guilty*) の答辯と云ふものは、現在に於ては、昔よりも、遙かに大いに重要視せられなければならないのである。何故ならば、被告人が無罪の答辯をした場合に於てのみ、有罪の判決を宣告せられたならば、之れに對して四季裁判所へ向け上訴することの出来る權利を現在に於ては與へられてゐるからである。

有罪の答辯ありたる場合

被告人が實際上に於ては出頭しないでも、代理人 (*solicitor* 若くは *barrister*) が、有罪 (*guilty*) の答辯をすれば、それは有効である、一般に、有罪の答辯があつた場合には、裁判所は、その欲するところに従ひ、或は宣誓せしめ、或は宣誓せしめずして、原告側から事實に關する陳述を爲さしめ、然る後に、被告若しくはその代理人の爲さんと欲する輕減に關する申立を聽くのである。

無罪の答辯に基く手續

無罪の答辯があつた場合に於ては、原告側、即ち告訴人とか通告者とか或はその代理人とか、に於て、

重要なる諸點に就いて簡單に陳述し、以て、事件の開示をすることになるのである。

事件の延期

茲に指摘して置いた方がいゝことがある。それは、一千八百四十八年の略式裁判手續法 (*Summary Jurisdiction Act, 1848*) の第十六條の規定に依れば、裁判所は、望まじきものと思料するか若しくは必要なりと認めたる場合に於ては、いつ如何なる場合に於ても、審理の前たるを、將又、審理の途中たるを問はず、訴訟の如何なる程度にあるを論せず、無制限の時期までも、その事件を延期する權限を有つてゐるのである。さうして、被告人は、若しも其際に出頭してゐたならば、其の延期せられた期間内拘束を釋かれることもあるであらうし、又、刑務所に送られることもあるであらうし、或は又、保證を立て若しくは保證を立てずして、承認書に署名することを條件として釋放せらるゝこともあるであらう。何度も延期せらるゝかも知れないやうな事件に於ては、繼續的保釋 (*continuous bail*) を許していゝであらう。さう云ふこととして置けば、裁判所が要求額を取立てる場合にあらざる限り、保證人は更に出頭する必要がなくなるのである。延期せられた審理の期日に、起訴者若しくは告訴人が出頭しないならば、被告人が出頭したとしないを問はず、裁判所は、その通告手續なり告訴なりを却下することが出来るのである。が、併し乍ら、裁判所は、原告側が指定の期日に出頭しない場合に於ては、既にそれまでに示されたる諸般の

理由に基いて、更に、保釋を許し若しくは之を許さずして、事件を延期する方が、適當なる道にあらざるや否や、を常に必ず、考へるのである。併し、尙、一方に於て、たとへ被告が自身若しくは代理人によつても、出頭しないならば、被告側が出頭したものの如く、事件を進行せしめても、それは裁判所に認められたる適法なる手續なのである。事件が、道徳的に見て陋劣なる場合、若しくは、被告人が拘禁刑に處せらるべきものなる場合に於て、被告人の不出頭の儘審理する、と云ふことは、大體に於て、イギリスの訴訟手續とは確かに異つてゐる。被告人が出頭しなくとも審理するに何等差支のないとせらるゝ輕微些細なる事件の場合を除いては、原告側が出頭しても、被告側が出頭しないと云ふ場合に於ける、最も良い、採るべき道は、被告人に對する告知を以て當該の事件を延期するか、又は、第一段のときと同様に令狀を發するか、又は、呼出狀の送達にあつたことの立證をさせた上で令狀を發するかである。さうして、その後、被告人が出頭して來た場合になつて、初めてその事件の取調をする方が、いゝのである。

證人を出頭せしむる方法

證人の訊問は、告訴人若しくは通告者側の證人から初められるのであるが、それに先立つて、先づ、如何にしてその證人をして出頭せしめるのか、その方法に就いて説明して置く必要がある。

茲に、或る人があつて、その人が重要な證言をするらしいのであるが、自ら進んで出頭しない、と云ふやうな場合があるとするれば、何れかの當事者の方で、宣誓をした上申請をすれば、その人に對して、證人呼出狀が發せらるゝのである。ところが、その呼出狀を受けた者がその命に従はず、而かも、申請人に於て、その費用に對する相當額を辨済するか若しくはそれを提供したと云ふ立證が付けば、今度は、令狀が發せらるゝのである。令狀は、亦、必要があると思へらるゝ場合ならば、最初から發せらるゝこともある。さうして、若しも、かくの如き呼出狀に應じて出頭したる者、又は、令狀によつて勾引せられたる者が、宣誓を拒絶するか、若しくは、相當なる間に對して答を爲さざるか、すれば、七日の間、拘禁せらるゝのである。但し、その間に、訊問に應ずれば、格別である。此の特別な制裁方法は、以上のやうな證人召喚手續の行はれたる場合に於てのみ、適法に行ふことが出来るのであるが、略式手續裁判所に於て證人としての職務を履行するとを拒絶したる時は、凡て、之れ、裁判所侮辱と云ふことになり、裁判所侮辱罪として論ぜらるゝことになるのである。又、證人召喚狀を發して、證人の出頭を得しめようとする方法もある。此の召喚狀に命ぜられたるところに従はなければ、高等司法裁判所 (High Court of Justice) に對する侮辱と云ふことになり、勾引狀に依つて處理せらるゝことになるであらう。さうして、此の裁判所の手續は、引致に終るのみである。次に又、書類の提出を必要とする場合には、高等司法裁判所から、書類の携帶を命ずる召喚狀 (subpoena duces tecum) を發してもらふのである。併し乍ら、近時に於ては、書類とか書物とか設計圖とか云ふ類のものの提出を確保するため、右と同様なる権利が、略式手續裁

判所にも賦與せられてゐるのである。尙、一千八百七十九年の略式裁判手續法 (Summary Jurisdiction Act, 1879) の第三十六條の規定に依れば、證人の呼出狀 (a witness summons) は、裏書によつて、その呼出狀を發したる裁判所の管轄地域以外の地域に於ても、之を執行することが出来ることになつてゐるのである。

宣誓の必要

證人たる者は、何人と雖も、宣誓を爲したる上にて、證言をしなければならぬのである。但し、自己が宗教上の信仰を有たないとか、或は、宣誓をすることが自己の宗教上の信仰に反するとか、云ふことを理由にして、免除を主張することの出来る場合は例外である。

もう一つ例外がある、それは、一千九百八年の少年法 (Children Act, 1908, 8 Edw. VII. c. 67) の第三十條、並に、一千九百十四年の刑事訴訟法 (Criminal Justice Administration Act, 1914) の第二十八條第二項の規定するところであるが、宣誓の何たるかを理解せざる少年の場合に於てである。

證人資格審査の爲めの訊問

證人資格審査の爲めの訊問 (Voir dire) とは、裁判所が、或る證人に宣誓せしむべき資格ありや否

や、又、若しその資格ありとすれば、如何なる方法に於て、或は、如何なる時期に之を爲さしむべきか、を確めるところの手續なのである。

若しも、或る人が證人として罷り出でたる時に、その人の智能の程度が疑はしく思はれるとか、或は、その人が子供であるとか、云ふ場合であるならば、先づ、裁判所は、その人が宣誓の何物たるやを理解してゐるかどうか、の點を確めるために、問を出すのである。さうして、その結果、裁判所が満足しなければ、その人は、前示少年法第三十條に該當する場合にあらざる限りは、證人たることを除斥せられなければならないのである。若しも、その人が、前示少年法第三十條に該當する場合であるとすると、茲に、次の問題が生ずるのである。即ち

- 一、その者は未熟なる子供であるか
- 二、未熟なる子供であるとしても、證人として訊問を受けるに付き、十分なる智能を具へてゐるか
- 三、かゝる智能を具へてゐるとしても、眞實を語らなければならぬ義務があると云ふことを理解してゐるか

の問題である、さうして、若しも裁判所が右の問題に付いて、何れも、之を積極に解決したならば、茲に、その者を證人として陳述させることが出来ることになるのである。

キリスト教による宣誓が羈束的效果なき場合の宣誓

制規の、キリスト教に依る宣誓が、何等被告人の良心を羈束する効果を有しない場合に於ては、その者の宗教上の信仰に従つて、その者の良心を羈束するに足るところの宣誓方法を探らしめてよいのである。

支那人の場合の例

例へば、支那人が證人となつた場合に就いて考へて見るに、彼等を十分に羈束する効果のある裁判上の宣誓の方法として、支那の司法裁判所に普通に行はれてゐるやうな形式はないのである。茶托をこわしたり、燃えてゐる蠟燭を吹き消したり、或は、鶏の頭を切斷したり、するやうな誠に奇妙な實例が、支那人仲間には、公私兩方の事柄に關して、信實の表徴として、行はれてゐることが時にはあるのであるが、此の如き例は、裁判上の手續に於て、認められてゐる譯ではないのである。

そこで、茲に先づ、かう云ふ方法を探つたらい、と思ふことがある、それは、支那人とか、其他、キリスト教的信仰に歸依してゐないところの人々とかは、その人々自身に於て、自己の良心を羈束するに足る宣誓方法だと認めるやうな方法、例へば、余は余の信するところの神(若しくは神々)に依つて眞實を物語ることを誓ふ——I swear by the God (or Gods) in whom I believe, that I will speak the truth——

などと云ふことを繰り返して述べるだけで、宣誓してもいゝであらうと思ふのである。さうして、出來得るならば、祈誓の目的として、或る特定の神(Daity)とか、最高の權威とか、云ふものを名指したいと思ふのである、尙、一千九百十一年の偽證法(Perjury Act, 1911)の第十五條を参照せられたい。

(ハ) 證人の訊問

誘導的質問

證人の訊問を爲すに當つて、その證人を訊問するところの當事者は、證人に對して、答を暗示するやうな誘導的質問を發してはならないのである。

傳聞證言

一般的原則として、傳聞證言(Hearsay evidence)、即ち、公判の審理の際は適法に呼び出されたる證人自身の陳述にあらざる陳述、は證據力を有たないのであるが、併し、此の原則に對しては、又、例外の

ないわけではないのである。當事者の一方は、その相手方の爲したる認諾 (admission) を證據とするこ
 とが出来る。さうして、此のことから、次の如き推論が導き出されることになつてゐる。即ち、被告の面
 前に於て爲されたる陳述は、如何なるものにも、被告に對する不利益なる證據となる、と云ふことであ
 る。併し乍ら、此の推論は、蓋し、誤つてゐると思ふのである。何故ならば、かくの如き陳述は、被告の
 辯論又は行爲が、被告に於て此くの如き陳述を聴取する際に、それをして自己の認諾とならしめるやうな
 ものである場合に限り、證據力を有せしむべきものであるからである。

又、被告が、事件の道程に於て、裁判所に對して、或る認諾をすれば、その認諾は證據力を有するので
 ある。但し、此認諾と云ふことに付いては、民事手續と刑事手續との間に差異がある。民事手續に於て
 は、認諾を爲したる當事者は、その認諾によつて拘束を受けるのであるが、刑事手續に於ては、如何に認
 諾を爲すにしても、その認諾が自己の知れる範圍内のことに關しない限りは、その認諾によつて拘束を受
 けないのである。

認諾 (admission) 若しくは自白 (confession) と云ふことは、それが任意に出でたるものにあらざる
 限りは、證據力を有たないのである。甘言を以て釣られたり、或は、恐怖に對する苦痛の念から、心にも
 なく爲されたる自白と云ふものは、それを有罪の證據として考慮せらるべき場合に於ては、其だ疑はしき
 形となるものであるから、そのやうなものに信用を置いてはならない筈であり、従つて、そのやうなもの

は排斥せらるべきものである。それ故に、若しも、當該の刑事手續に關して、被告に對して、權力を
 有する者、例へば、起訴者とか、被告の主人若しくは女主人とか、その事件に關係を有する巡査とか、云
 ふやうな者によつて、或る約束とか脅迫とかが爲されたる結果、被告が自白したと云ふことになれば、そ
 の自白たるや、被告の任意に出でざるものであるから、それは自ら、排斥せらるべきものとなるであら
 う。此の原則はかなり廣く行はれてゐるので、若しも、取調の衝に當る者が、『汝は眞實を物語つた方が
 よい。それが汝にとつては得策だ』とか、『汝は知つてゐる限りのことを全部打ち明けた方がよい』など
 と云ふ語を用ひると、それが、眞實を物語らせる爲めの勸告の意味に用ひたのであつても、その結果が得
 らるゝどころか、却つて、それが直ちに被告に對しては、虚偽の自白を爲さしめたことになつた、と云ふ
 憶測を受けることにもなるのである。

被告及びその配偶者の證人としての資格

民事々々に於ては、被告も又その配偶者も、共に、原告の爲めに、證人となる資格を有すると共に、又、
 證人となることを強制せらるゝ地位にあるのである。

刑事々々に於ては、被告は、原告の爲に證言を提供する資格がないのみならず、概括的に論ずれば、そ
 の配偶者も亦その資格を有しないのであるが、併し、一千九百八年の少年法 (Children Act, 1903) の第

二十七條に依つて修正せられたる、一千八百九十八年の刑事證據法 (Criminal Evidence Act, 1898, 61 & (2 Vict. c. 36) の附表に掲げられてある或る種の犯罪に付いては、被訴追者の承諾を経ずして、攻撃防禦何れの爲めにも、之を證人として喚問することが出来ることになつてゐるのである。但し、かゝる配偶者は、之を強制してまでも證人とする事は出来ないのである。

起訴に係るところの犯罪が、夫若しくは妻の自由又は身體に對する犯罪である場合に於ては、夫若しくは妻は、その相手方に對して互に不利益な證人となる事が出来るのである。

婚姻中の秘密の通信文書

夫は、その婚姻中、妻から自己に宛て、書かれたる通信文書を、その如何なるものたるを問はず、之を開示することを強制せらるゝことはないのである。又、妻に付いても、之と同様なことを言ひ得るのである。さうして、此の保護は、問題の文書が、秘密的な性質を有するものである場合にのみ限らるゝことなく、その婚姻状態の繼續中に取りかはされたる文書ならば、それが如何なるものであらうとも、等しく、此の保護を受けるのである。

婚姻中に在る者の性的交渉に關する立證

體裁論から云つて、婚姻中に在る者に對して、その性的行爲に就いて訊問することは許されて居らないのであるが、此の原則は、かなり進んだ程度まで認められてゐるので、婚姻中に在る者に對しては、その性的交渉の可能性に就いての證據若しくは反證となるやうな質問を發することさへ許されないのである。

證人としての共犯者

さて、茲に、考慮を拂つて置かなくてはならない事は、陪審は、共犯者が證人である場合には、その共犯者の證言が、重要な事項に付いての確實なる證據にあらざる限りは、その證言を以て、その被告人に付き、有罪の宣告を爲すが如き危険に陥らざるやう注意をしなければならない、と云ふ確定的原則に付いてある。さうして、此の有益なる原則は、略式手續裁判所に於ては、常に、考慮せられなければならない、と云ふことは、實に、あらまほしきことにちがひないのである。

記憶を喚起すること

證人は、自己が證言をなさんとする事件 (event) の際に、又はその事件後間もなく、自己が書き留めて置いたところの手記若しくは其他の覺へ書、に依つて、自己の記憶を喚起する權限を有するのである。

證人が、自己の記憶を喚起するために、かくの如き書き物を用ひんとする場合は、その書き物が、通常あり得べき性質のもの (usual) であり、且つ、合理的なるもの (reasonable) であつて、而かも、相手方が反對訊問の基礎として、それを檢閲したり使用したりするやうなことのあり得べき事實には何等關係のない記憶を有してをらない場合に於ては、更に、それが必要なるもの (necessary) であるのである。

證人の意見

一般的の原則としては、證人たるものは、唯、事實 (fact) に就いてのみ供述することが出来るのであつて、意見 (opinions) を述べるものではないのであるが、専門家と稱せらるゝやうな、或る技能を有する者は、その特別なる智識を有するところの事柄に就いての意見を訊ねらるゝことがあるのである。

證人の特權

證人は、自己又は自己の夫若しくは妻をして、或る種の刑事訴追、又は、或る刑罰、沒收 (その如何なる種類たるを問はず) を受けしむる虞を惹起するかも知れないと云ふやうな答を、無理に、する必要はないのである。若しも、そのやうな事柄に付いて質問が發せられたる場合に於ては、裁判所に於ては、その質問に對する答が證人の考へによれば自己に對して刑事訴追を惹き起さしめらるやうなものであれば、敢

て答をする必要がない、と云ふことを、明らかに告知したかどうかと云ふ點に付いて考慮すべきである。

當事者の代理人

凡て辯護士 (barrister たるを將又 solicitor たるを問はず) は、その職業關係の存續する間に於て、自己と自己の依頼人との間に取りかはされたる通信文書を、證人として召喚せられた際に、開示する必要はないのである。又、辯護士としての職業に従事してゐる間に、及びその職業的關係の目的のために、作成せられたる文書 (documents) と雖も、之を適法に證據として提出させる道がないのである。但し、かくの如き特別な保護は、僧侶に對する秘密の通信文書には及ばないのであつて、それが、ローマ教に於ける懺悔文であつても駄目である。尙、醫者に對して送られた文書に付いても、又、その保護は及ばない。

國家の秘密事項

社會政策的見地からして、國家の秘密事項とか、刑事裁判に關する事共とか、又は、政治上の樞機に屬する事柄に就ても、亦、證言を免除せられてゐるのである。それであるから、證人たる者は、その訊問に

際し、或る事情の下に於ては、自分にその智識を供給して呉れた人とか、或は、自分にその活動をさせた人とか、の名前を擧示することを拒絶することが出来るのである。

書 證

先づ大體の原則として、何事に依らず、凡て書き物になつてゐる事柄は、その書面自體に依つてのみ、立證せられなければならないのである。が、併し乍ら、その書面が、滅失してしまつたとか、或は破毀せられてしまつてゐるとか、云ふことが證據立てられると、次には、従として、その書面の内容に付いての證據を擧げさへすれば、それでいゝのである。又、當事者の一方が、その相手方の當事者に對して、第三者の占有中に在る書類の提出方に付き注意を與へて置いたのにも拘らず、審理の際に於て、之を提出するに至らなかつた、と云ふやうな場合に於ても、二次的立證方法を以てしても差支へないのである。

二次的立證方法に付いては程度なし

普通法に於ては、此の二次的立證方法に付いては、何等の程度をも置いては居らないのである。それ故に、原本の存在しない場合に於ては、證據力と云ふ問題に關する限りに於ては、書面に就いて口頭を以て叙述しても、尙且つ、適法に認證せられたる謄本と同様な效力があるのである。が、併し、裁判所は、

争ある事實に就いては、適法に認證せられたる謄本の方を、より重く見ることをあることは、固より申すまでもないことである。

反對訊問

既に述べて置いたところであるが、證人の本訊問 (examination-in-chief) に於て、誘導的質問を發しではならないのであるけれども、反對訊問 (cross-examination) の際には、そんな制限に従ふ必要はないのである。それ故に、先づ次のやうなことが云へるであらうと思ふ。大體論ではあるが、反對訊問と云ふことは、本訊問と云ふことと同様な證據法の原則に従はなければならないのであるけれども、他の場合には許される質問方法が、此の反對訊問の場合に於て、却つて屢々行はれてゐるのであつて、而かも、その理由たるや、反對訊問と云ふことが、異りたる證據法の原則によつて支配せらるゝが爲なりと云ふにはあらずして、その質問が異りたる問題に向けて發せられるのだ、と云ふ點にあるのである。譬へて見れば、證人が反對訊問に於て、某甲が破産者なることを知つてゐたかどうかと云ふ點に付いて質問せられたとすると、かゝる質問に對する答は、某甲が破産者であること云ふ事實に對する立證方法としては、證據力がないのであるが、某甲なる者が破産者であること云ふことを證人が信じてゐたかどうか、と云ふ質問に對する答として效力を有するのである。さうして、或る證言に付いて、それが證據力を有するや否やと云

よ野に關して争が起つたとしても、その異議の對象となつた質問の向けられたる、具體的問題に就いて、裁判所が、明瞭に理解するところがあれば、その争は何の雜作もなく簡單に解決がつくのである。相手方の喚問した證人に依つて、或る事實を立證させようと欲した場合には、反對訊問によつて、その證人をして、自己が立證しようと思ふ事實に付いて、或は認めさせ、或は否認させ、又或は説明させて、以て自己の主張の基礎とするのである。反對訊問は、その證人の證言中に、明白なる矛盾があれば、それに對して爲されるのである。又、證人が、現在證言する所と、過去に於けるその證人の言行と相牴觸するところがあれば、その言行に對して、反對訊問によつて、之を詰問するのである。さうして、證人がその自分の過去に於ける言行の方を否認すれば、それが争點に關係のある場合ならば、自分が斯く云ひ斯く振舞つたと云ふ事實に付いて、更に後に於て、立證することになるものである。

又、若しも、證人の證言する所と、或る書類に記載する所と、相矛盾することがあれば、その書類を提出しないで、その書類の内容に付いて、反對訊問を試みてよいのである。さうして、若しも、その書類を提出して、證人のその證言を反駁しようと思ふならば、その反駁の用に供しようとする、書類中のその部分に、證人の注意を向けさせなければならぬのである。

信用に關する反對訊問

證人たる者は、凡て、彼が信用するに足らない人間であると云ふことを示す爲めに、彼の人格に關して反對訊問があつたならば、必ず、それに應じなければならぬ義務があるのである。併し乍ら、その證人を攻撃しようとする當事者は、必ず、その證人の答辯に拘束せらるるのであつて、更にその證人を反駁せんとする證據を提出することを許さないのである。但し、その證人に、重罪 (felony) 若しくは輕罪 (misdemeanor) の前科ある場合は、此の限りにあらずであつて、その證人の信用を非難せんとする當事者は、その前科ありし旨を立證する權利を有するのである。信用に關する反對訊問は、その證人の證言の眞實なりや否やに就いて確かな争のある場合に限つてのみ、許さるべきものである。證人の誠實を争ふところの當事者は、自己は誓つて該證人を信用しない、と云ふことを立證する爲めに、更に證人を喚問することが出来るのである。

高等司法裁判所 (High Court of Justice) に於ては、判事は如何なる場合に於ても、當事者若しくは他の證人が、反對訊問の際に、當該の事件又は當該の事項中に於て當然訊問せらるべき筋合の事柄に關係のない質問や、煩はしい質問を發したならば、之を却下してもいゝことになつてゐるのである。これは、略式手續裁判所 (court of summary jurisdiction) に於ても、たしかに、採用してもいゝ手續の一つであらう。

被告本人の行ふ反對訊問

略す事件の大部分に於ては、被告は、何等防禦方法を提出しないのであるから、反對訊問と云ふことを、専ら被告本人に於て爲されるのである。ところが、茲に、不幸な場合には、多くの場合に、裁判所は、その反對訊問を、あまりに嚴格にも、問と答とのみに限らうとしてゐるのである。被告は、問を發すると云ふことが抑も如何なることであるのかと云ふことを理解するだけの智能を有つて居らないことが多いのである。たとへ、それが如何なることであるかばんやりと見當が附いてゐたとしても、反對訊問と云ふことを、効果あるやうに行ふことは、全く不可能なことである。被告がいつでもやることは、唯、陳述 (statement) をや、始めるだけである。被告が陳述をやり始めても、それを阻止してはならない。それを續けさせなければならぬ。さうして、被告の辯解となる事實の主張を明かにさせなければならぬ。さうした上で、裁判所が、被告の陳述に基いて、證人に對して質問を發すれば、以て、被告の爲めに、證人に對する反對訊問を、立派に爲し遂げてやること出来ることになるであらうと思ふのである。

當事者が自己の側の證人に對して反對訊問をする場合

當事者が自己の側の證人に對して反對訊問を爲し得る權利は、ウィクトリア第二十八年及第二十九年法

律第十八號 (28 & 29 Vict. c. 18) の第三條に規定せられてあるのである。即ち、その規定に依れば、

『當事者は、自己の喚問したる證人に對し、彼が良からぬ人格を有すると云ふやうな抽象的な證據を擧げて、以て、その信用を非難することは許されないのである。併し、判事の見るところに依れば、その證人の證言はその當事者にとつて却つて不利であると思はれる場合には、他の證據を以て該證言を反駁することも出来るし、或は又、判事の許可を得て、その證人が過去に於て現在の證言と矛盾する陳述を爲してゐると云ふことを立証することも出来るのである。併し乍ら、そのやうな立証をするに先立つて、先づ、その具体的の場合を指示するに足るだけの、その陳述を爲したる事情に就いて、之を該證人に言ひ聞かせ、然る後に、彼がかゝる陳述を爲したることありや否やを訊ねなければならぬ』と云ふのである。尙 J. P. 327 を参照せられたい。

再訊問

證人を喚問したる當事者は、反對訊問が終りたる後、更に、その證人に對して、再訊問 (re-examination) をすることが出来るのである。即ち、此の再訊問に依つて、反對訊問の際に顯出せられたる事實を明らかにする必要のある質問を發するのである。本訊問 (examination-in-chief) の場合に於けると同様、此の場合に於ても、誘導的な質問を發してはならないのである。殊に、辯護士は、證人が反對訊問によつて行

き訴らせられたる場から脱出する方法を、暗不してやりたいと思ふ誘惑に、打ち勝てないことが、屢々あるものであるから、右の原則に違反しないやうに、特に一層、注意を拂ふ必要があるのである。當事者が、反對訊問の際に顯出せられもしない事柄に就いて問を發したいと思ふならば、此の再訊問に於て、裁判所の許可を得て、それが出来るのである。

證據に關する裁判所の獨自の權能

裁判所は、如何なる証人に對しても、適當なる質問を發することが出来るのみならず、又、當該事件の何れの當事者からも喚問せられない證人でも、裁判所が認めて以て適當だと考へたならば、いつでも、之を喚問することが出来るのである。

證據の證據力に對する異議

當事者は、證據の證據力に對して、異議を述べたいと思ふ場合に於ては、その異議の理由を申述するのである。さうして、その相手方が、此の點に付いて辯論をした後に、之に對して答辯をする權利を有するのである。

(二) 訴追者側の訴訟行為の終りたる後の手續

裁判所の二つの作用

訴追者側の訴訟行為が終了すると、略式手續裁判所 (Court of Summary Jurisdiction) は、判事としての作用と、陪審としてのそれと、二つの働きをするのだと思へば、間違ひはないのである。

被告人の申立

それ故に、此の段階に於て、被告人としては、

- 一、凡ての證據が眞實であると假定しても被告人が犯罪を構成するやうな行為を爲したるものだと云ふ適法なる立證とはならない
- 二、或は又、

一、被告人が起訴に係る行為を行つたものと假定しても、その行為は未だ以て犯罪を構成するに足りない

とか、云ふことを申立てるのである。

右に示すところの第一の場合の例としては、被告人が窓を破壊したとに依つて、悪意に依る損害を蒙らしめたりとして起訴せられ、而かも、その行爲を直接に證據立てるものは何物もないので、情況證據例へば、被告人がその場所に接近して居つた、と云ふやうな證據のみに依らなければならぬ場合に於ては、被告人としては、顯出せられたる證據が眞實であることを認容するとしても、云はゞ、之れを陪審の評議に附するだけの立證方法とはならないのである、と云ふことを申立てるが如き即ち之れである。

次に右の第二の例としては、被告人は、辯論によつて、自己が窓を破壊したことを認めるのであるが、證據によれば、自分は窓の近くに居る人を目蒐けて石を投げたのであるから、縱令、その石によつて窓を破壊しても、故意はその人に對して向けられたのであつて、窓に對しては何等關知するところがない、従つて、被告人の行爲は、悪意によつて損害を生せしめたと云ふ犯罪を構成するわけではないのである、と申立てるやうな場合である。

被告人が、以上のやうな申立を爲し終れば、更に訴追者側が、之に對して反駁を加へ、さうして、それに對して被告人が又答辯をすることになるのである。

さうして、若しも、裁判所が、以上のやうな被告人の申立の内何れかを採用することになれば、裁判所は、被告人を釋放しなければならぬのである。が併し、かゝる申立の何れをも採用しないならば、更

に進んで、陪審として、事實の認定をしなければならぬことになるのである。

被告人側の訴訟行爲

之れは上級裁判所に於ても同様であるが、訴追者側は、第二次の辯論として、起訴事實に對する證據を要約して説示する権利を有しないのである。それ故に、訴追者側の訴訟行爲が終了すると、今度は、被告人が、裁判所に對して陳述することになるのであつて、それに依つて、裁判所に對して起訴事實に對する自己の見解を開陳するわけなのである、併し、被告人に對する特典として、時に依ると、その陳述を、被告人側の證人調の終つてしまふまで留保することを許されることがあるのである。

さて、被告人側の證人訊問手續と雖も、又、訴追者側の場合と同様なる原則の適用あることは、固より云ふを俟たないところである、被告人並に被告人の配偶者は、此の場合、防禦方法としての證人となり得る資格を有してゐるのである、尙、此の問題に付いては、一千八百九十八年の刑事證據法 (Criminal Evidence Act, 1898) 及び既述『證人の訊問』の項中『被告人及び其の配偶者の證人としての資格』の部分参照せられたい。

被告人の證人としての訴追者

或る理由からして、通告者若しくは告訴人が自己の主張に對する證人とはならなかつたやうな場合に於ても、被告人は、彼等を自己の證人として喚問することが出来るのである。が、併し、被告人が、その證言に満足出来なければ、反對訊問權は制限を受けるのである、尙、前述の『證人の訊問』の項の内の『反對訊問』の部分を参照せられたい。

被告人の陳述に對する訴追者側の答辯としての立證

被告人の主張立證が終了すると、今度は、それに對して、通告者若しくは告訴人、即ち訴追者側が、答辯として、證據を提出することになるのである。さうして、實際に如何なる證據を提出するのが適當であるか、又、訴追者に於て、訴訟の冒頭に於て呼出して置くこと云ふ具合に、豫めその必要を認めて置くべきが相當であつたのではないか、を裁判所が自由に決定するのである。

第二次辯論は許されない

被告人側の立證に應ずる爲め、訴追者側に於て、第二次的に更に辯論することは許されないのみならず、通告者若しくは告訴人、即ち訴追者側が被告人の立證に應じてそれに對して立證した事項に對し、被告人側に於て、更に第二次的に辯論することをも許されないのである。證據と云ふ證據は凡て提出し盡さ

れてしまつたのであるから、今や事件は、全く、裁判所の判斷を爲すに熟してゐるのである。

訴訟費用

若しも、裁判所が、告訴人又は通告者、即ち訴追者側に勝訴の判決を下す場合ならば、裁判所は、訴追者に對して、適法なる訴訟費用の給與を命ずるのである。さうして、召喚が却下せられたならば、訴追者側に於て、その被告人に對し、その費用を支拂ふべきことを命ぜらるゝのである。

債務の取立方法、等

民事々件に於て、或る金額を支拂ふべしと云ふ判決が下されると、その判決は、一、動産の差押 (distress) によつても強制することが出来るが、更に又、『判決召喚狀』を發して被告を拘禁 (imprisonment) することによつても強制することが出来るのである。裁判所が、被告を拘禁することが出来る爲めには、先づ其の債務者が其の判決の後に於て債務を辨濟するに十分なる財産を有し居るにも拘らず、其の辨濟を拒絶したとか、若しくは怠つたとか云ふことが證明せられなければならないのである。さうして、その拘禁の最長期間は六週間を超えることは出来ない。

刑事事件に於ける判決上の原則

かようなことを云ふのは、或は陳腐なことであるかも知れないけれども、刑事事件に於て判決をするに當つて、裁判所が銘記して居らなくてはならない重要事は、立證責任は訴追者に在り (the onus of proof is upon the prosecution) と云ふこと、もう一つは、疑はしき事件に於ては被告人の利益に従ひて判決せられざるべからず (in the case of doubt the decision should be in favour of the defendant.) と云ふことである。

が、併し乍ら、或る場合に於ては、立證責任が轉換することがある。例へば、或る特別の免許規定に基いて酩酊者を認容したと云ふ事實に於けるが如き、即ち之れである。此くの如き場合に於ては、罪を免れやうとする合理的手段に付いての立證責任は、被告人にあるのである。そこで、之れと同じやうな譯で、不良肉を所持して居つたと云ふ場合に於ては、被告人に於て反對の證據を擧げざる限り、その食料品を販賣の爲めに貯藏して居つたのだと推定せられなければならないのである。

訴の却下

裁判所が、被告事件を却下した場合には、訴追者に對して訴訟費用の支拂を命ずることになるのである

が、それは、唯、民事上の債權としてのみ、取立てらるゝ道あるにすぎないのである。

訴却下の證明書

被告事件が、其の本案に付いて却下の判決が下さるゝならば、被告人は、裁判所に對して、訴却下の證明書の下附を請求することが出来るのであつて、それは、同一當事者間に於て、同一の訴訟物に付き、更に再び訴訟手續の開始せられた場合の抗辯となるものである。

例へば暴行事件に付いて

例へば、茲に、暴行事件の起訴があつて、その本案に付いて、訴却下の判決が下されると、その訴却下の證明書へあれば、同一事物に付き、民事上又は刑事上、更に再び訴訟手續が開始せらるゝやうなことがあつた場合の抗辯とすることが出来るのである。又、一度、有罪の判決が下され、その判決に従つて、或は罰金を支拂つたとか、又或は、その刑期の拘禁刑を服役したとか、云ふ場合にも、亦、同様に、訴權の消滅を來たし、以て、更に再び、同一の訴訟物に付き、訴訟を開始せらるゝが如きこと無かるべき筈なのである。

(ホ) 刑罰

刑罰について

刑罰の問題と云ふことは、最も難かしいところの問題である。略式手続裁判所が、最も多く批評的に上げせらるゝのは、此の問題に關してである。治安判事の職務と云ふのは、その管轄區域内に於て、治安を維持し、且つ、出來るだけ高い標準の淳風美俗を保持するに在るのである。此の目的を頭に入れて考へて見ると、個々の犯罪人に對する刑罰の効果如何と云ふことよりは、寧ろ、一般社會の安寧と云ふことが方が重せらるべきである。多くの被告事件に付いて、或る期間の刑罰を科したが、それが改善の目的を達しなかつたと云ふ事實があるからと云つても、それ故に、それが免罰に依つて遙かに効果を擧げたかも知れないと云ふことを實驗的にためしてみようとする理由とはならないのである。刑罰の先づ第一の目的は前車の惡しき轍を履まんとする犯罪人が、他に出づること無からんやうに豫防しようとするに在るのである。刑罰の懲戒的方面こそ、實に、重要なものであるのである。

嘗て、ペンサムは云つた。「一般豫防と云ふことが、刑罰の主要なる目的であつて、そのこれあるが故に、刑罰の存在理由が認めらるゝのである。若しも、吾々が、一とたび行はれたる犯罪を以て、更に再び

同様の事象の起ることのない、孤立したところの行爲として觀念することが出來るならば、刑罰と云ふが如きものは、無用に歸することになるのである。一つの惡は、更に別の惡に増大するのみである。併し乍ら、或る犯罪を罰せずには置けば、その犯罪人に對してのみならず、その犯罪に入らんとする同様な動機と機會とを有する凡ての者に對しても犯罪への道を拓いてやることになる、と云ふ點にまで考へ及んだならば、個人に對して科したる刑罰が、凡ての者に對しては、擔保の源泉となる、と云ふことを知るであらう』と。

主婦の衣裳を窃取したところの年若き下婢と、工場に於て何百人と居る女工の一人が工場主の財物を窃取したる場合の、その女工とは、立場が全然異つてゐるのである。場合に依れば、前の場合の下婢の如きは、一千九百七年の犯罪人考試法 (Provision of Offenders Act, 1907) の完全なる恩典と、裁判所傳道師其他此れと類似の機關の供する利益とを受くることがあつても、何等異とするに足りないのであるが、後の場合の女工のやうな者には、他に對するみせしめ的主義をとつて、之に對して、嚴罰を加へなければならぬと云ふことにもなるのである。

次の言葉は、ジョンソン博士の「汝の欲する所之を他人に施せ」と云ふ論文の中に現はれてゐるところのものである。

「此の大原則を應用せんとするに當り、良心の働きに或る程度の熟練を必要とするものとして考へ出さ

れた最も有名な事件の一つは、判事が其地位を變へて一たび被告人となつたならば、又同じく赦免を
 歎願するであらう、と云ふことさへ知ることの出来ない判事に對して、被告人が慈悲を求める、と云ふ
 場合である。此れは詭辯である。詭辯ではあるが、或る難點を捉へてゐるのである。然し、此の難點
 たるや、吾々が、元來當事者たるものには、實は、一方には、犯罪人があるが、他の一方には、社會と
 云ふものがあり、然かも、治安判事は、その社會を牧する者であつて、又、その社會から、公共の安寧
 と云ふことを托されてゐるのである、と云ふことを想起するならば、一時に雲散霧消してしまふことであ
 らう。それ故に、治安判事たるものは、赦免に値しない者を赦免してしまへば、自己が受けてゐる信頼
 を裏切ることになり、自己が有しないところのものを施與すると云ふことになり、又、明かに、自己の
 欲せざるところのものを他人に施したと云ふことにもなるのである』と。
 同博士は、他の場所に於て、更に又、次のやうなことをも云うてゐる。

『立法者は、犯罪の悪性の程度を評價するのに、唯單に、其の犯罪行為自體から生じたる損害とか苦痛
 とかに依るのみならず、又、害惡に對する恐怖、所有に對する不安、の念から生ずるところの社會人一般
 の驚愕とか心配とか云ふものに依つても、之を爲すことを許容してゐることは固より疑のないところだ
 ある。夫れ故に、立法者は、社會が、その社會を構成する人々の生命に對して、有してゐるものと想像
 せられてゐるところの權利を行使して、犯罪を罰するのみならず、又更に、秩序を維持し、靜穩を保持

せんとするのである。立法者は、最も多く違犯の危険にある法律をば、嚴格に強行すること、恰も、守
 備隊の司令官が、敵の脅威を受くる方面に防備を倍加すると同様である』と。
 尙、之れと幾分か同じやうな調子が、ケンヨン卿の意見の中にも表はれてゐる。曰く、
 『少數者に科したる刑罰が、多數者にとつて、見せしめとなるのである』と。
 刑罰が、見せしめとなるが爲めには、それが十分に嚴酷なるものである時に限り、その目的を達し得る
 に過ぎないこと、固より論なきところである。

成年者に科すべき刑罰の種類

略式手續裁判所が、成年者に對して科し得る刑罰の種類は、左の如くである。

- 一、懲役刑 (imprisonment with hard labour) (註)
- 二、第三類 鋼刑 (imprisonment 3rd division)
- 三、第二類 禁鋼刑 (imprisonment 2nd division)
- 四、第一類 禁鋼刑 (imprisonment 1st division)
- 五、裁判所構内に於ける一日間の拘留 (detention for one day within the precincts of the court)
- 六、拘留場に於ける四日間以下の拘留刑 (detention for not exceeding 4 days at a place of detention)

尙、一千九百十四年の刑法施行法 (Criminal Law Administration Act, 1914) の第十二條及第十三條を参照せられたい。

七、財産刑 (Monetary penalties)

拘禁刑の短期は五日である。初犯者に對して拘禁刑を以て臨む場合に於ては、裁判所は、如何なる事件に於ても、懲役刑を科することが出来るのである。

(註) 十六歳以上六十歳以下の男子被告人に對して懲役刑を言渡したるときには、最初の十四日間は寢所に敷蒲團を用ひしめないものである。又、懲役刑を言渡されたる凡ての男子被告人は、最初の二十八日間は、嚴格に獨居拘禁に附し且つ劇しき肉體勞働若しくは手仕事に従事せしめるのである。其他の點に付いては、飲食の點に付いても、禁錮刑の場合と何等異るところはない。

尙、茲に注意して置かなくてはならないことは、一月以上の言渡を受けたる受刑者が善行 (good conduct) と勤勉 (industry) とに依つて、その言渡刑期の六分の一以下の減刑の恩典に浴し得る權利を有する、と云ふことである。

ホルスタール院に送致する旨の言渡

略式手續裁判所が、十六歳以上二十一歳以下の者に對し、少くとも一ヶ月、以上の拘禁刑 (imprison-

ment) を以て處罰する場合に、その者が嘗て有罪の判決の言渡を受けたことがあるか、若しくは、考試に附せらるゝが爲に釋放せられたが、承認書 (recognizance) の條件を破り、犯罪人考試法に規定せられたる犯罪性の標準に達してゐるとか、云ふことであれば、裁判所は、次の四季裁判所の開廷期まで、其の犯罪人を刑務所に收容して置いてよいのであるが、それによつて、裁判所は、ホルスタール院に拘置する旨の言渡をすることが出来るのである。尙、此の手續に關しては、一千九百十四年の刑事訴訟法 (Criminal Justice Administration Act, 1914) の第十條を参照せられたい。

刑罰の輕減

犯罪を創定してゐる成文法の規定に依れば、或る一定の犯罪に付いて規定せられてゐる刑罰の減輕に關する裁判所の裁量權は著しく變更せられたのである。時には、拘禁刑 (imprisonment) の言渡を爲す場合には、裁判所は、必ず、懲役刑を科さなければならぬ、と云ふやうに成文法を以て規定したこともあつた。又、多くの場合に於ては、自由刑たる罰金刑たるを問はず、裁判所は、常に、最小限度の刑を科さなければならぬ、と云ふやうに、裁判所の權限に制限を加へたものもあつた。が、併し乍ら、現在に於ては、此くの如き窮屈なことは廢止せられてゐるのである。一千八百七十九年の略式裁判手續法 (Summary Jurisdiction Act, 1879) の第四條の規定に依つて、懲役刑を科すべしとする成文法の規定はその効

力を失ふものとせられ、通常の拘禁刑（禁錮刑）を科してもいゝことになつたのである。又、拘禁刑若しくは金銭刑の最大限度は、或る程度まで、軽減せられ得ることになつたのである。が、併し乍ら、罰金刑の場合に於ては、その減輕權は、初犯者にのみ限られて行使せられ得ることになつてゐて、而かも、右の規定は、國王の大權に關する法律に違反したる犯罪に付いては適用がないことになつてゐるのである。此の條文のもう一つ重要な規定事項は、法律が拘禁刑のみを規定してゐる場合に於ても、裁判所は、二十五磅以下の罰金刑を科することが出来る、と云ふことである。各個の場合に於て認容せられてゐる此の最高額は、罰金刑の言渡を受けたる者がその納付を怠りたる場合に留置せらるべき期間を定めたる表を、逆

第一類及び第二類の禁錮刑

一千八百九十八年の監獄法（Prison Act, 1898）の第六條の第一項及び第二項の規定に依れば、裁判所は、更に又、自由に、拘禁刑の性質を定め得る權を有してゐるのである。裁判所が、その被告人の犯罪の態様やその素性經歷等から考へて、適當だと思料したところに従つて、或は第一類の犯罪人として、又或は第二類の犯罪人として、彼を取扱ふべきものなることを命じ得るのである。

數個の犯罪に對して同時に刑の言渡を爲す場合

裁判所は、一人の犯罪人に對し、同時に、數個の犯罪に付いて有罪の判決を言渡すには、相次的言渡をしていゝのである。併し、かゝる言渡をするとしても、その刑は總じて六月を超えてはならないのである、尙、略式手續裁判所に於て取扱はるゝところの大罪に就いては、第五章の『大罪に付きて略式手續裁判所の有する管轄權』の項内の『刑の言渡の効果』の部分参照せられたい。

（一） 刑罰——財産刑

量刑の問題

刑罰の量と云ふことは、或る一定の主義に基いて決定せらるべきこと、こそ實に望まじきことである。或る事件に於いて、罰金刑を科する場合に於ては、先づ大體の原則として、その罰金額を量定するに當つては、その事件に關する凡ゆる事相に就いて考慮攻殻を廻らせられなければならないのであるが、その中にて、被告人の生活状態こそは、考察の對象たるべき、最も重要な點であるのである。一千九百十

四年の刑事訴訟法 (Criminal Justice Administration Act, 1914) の第五條第一項は、被告人の資力を考慮の内に入れなければならない、と云ふ趣旨を規定してあるのである。茲に例を擧げてみると、雇はれ人であるところの自動車の運轉手に科したる罰金四磅は、その運轉手の一週間の収入に該當するかも知れないのであるが、一年の収入四千磅を有する、自動車の持主たる、その主人に對して、同一の比率の下に罰金を科するものとすれば、その罰金額は、八十磅と云ふ驚くべき額となるであらう。比較的輕微なる種類の犯罪の初犯者に對する、罰金額は、大體の原則として、被告人が即座に拂ひ得ることの合理的期待をかけ得る程度の金額を超過してはならないのである、さうしてその罰金額を量定するに當つては、その被告人の一週間の収入額こそ、計算を爲す上に、絶好の根據となるものである、被告人が呼出狀に應じて、裁判所に出頭した爲め、屢々一日の勞銀を失うたり、裁判所への往復に要する費用を支出したり、したと云ふ事實も、亦、看過してはならない點である。

訴訟費用と罰金との關係

罰金と名付けられ、又は、訴訟費用と呼ばれても、その金額を支拂はなければならない義務のあることは、等しく、同様であるのである。そこで、先づ、一般的原則として、残るところの唯一つの問題は、被告人をして、罰金として拂はしむべきものは何程であるか、と云ふ點である。その金額が、都合のよいや

うに割り當てらるゝことが出来れば文句はないのであるが、訴訟手續が大へん費用が掛つた爲めに、正當なる罰金額よりも遙かに多額の金を被告人が拂はなくてはならないと云ふ不都合が屢々起るものである。

罰金の取立

一千八百七十九年の略式裁判手續法 (Summary Jurisdiction Act, 1879) の第七條は、罰金の割賦拂を認めてゐるのである。又、同條は、裁判所が罰金の支拂に對する擔保を取ることの出来る旨を規定してゐるのであるが、裁判所が、此の擔保を立てさせんことの出来ること云ふ權利を行ふやうなことは、縦合あつたとしても、極めて稀有な事に屬するのである。尙、一千九百十四年の刑事訴訟法 (Criminal Justice Administration Act, 1914) の第一條は、罰金の納付に付いて、期限を猶豫することを得る旨を規定してあるのである。令狀は之を即座に發することは出来ないものであるが、次のやうな場合は、例外である。即ち、被告人が

- 一、即座に納付し得るだけの資力を有する場合
 - 二、納付期限を問はれたるに拘らず、その希望の時期を述べなかつた場合
 - 三、裁判所の管轄区域内に定まりたる住所を有しない場合
- であるが、尙、裁判所が、或る何等かの其他の理由に依つて、期限の猶豫を與へない場合も亦然りである。

罰金を納付するのに、賣淫の稼ぎ高を以てするとか、相當の期間内に罰金を納付する可能性がないとか、或は、期限の猶豫を興へられたるに拘らず前に使ひ込みをしてしまつたとか、云ふやうな事實があれば、それは、特別な理由として十分なものであらう。

兎に角、その理由が何であつても、換刑處分の留置令状には、それを記載しなければならないのである。猶豫期間の最小限度は七日である。さうして、裁判所は、申請に基いて、それを伸長することが出来るのである。又、滞納者が十六歳以上二十一歳以下の者である場合には、罰金を納付する迄、之を、裁判所の任命したる者の監督の下に置くことの出来るやうな規定もあるのである。

裁判所が罰金の言渡をした場合には、之を取立てるに付き、二つの方法があるのである。その第一は、被告人の動産に對して差押を爲すこと、若し、その差押が不能に終るなれば、被告人を留置すること、次に第二の方法は、差押の手續を採ることなく、直ちに、被告人を留置すること、である。前記の法律の第四條の規定するところに依れば、被告人が逮捕せられたるとき、若しくは、罰金の納付を怠りたる爲めに刑務所に連れて來られたとき、又或は、裁判所の命じたる搜索の際に、被告人の所持して居つた金銭があるならば、之を、罰金の納付に充當しても差支へない、但し、裁判所が、その金銭が被告人の所有物ではないとか、或は、その金銭を取り上げてしまつては、被告人を留置する以上に、被告人の家族に對して損

害を與へるとか、又或は一般的の理由を以て、かゝる充當をしてはならないと云ふ書面に依る命令を下した場合には、之は出來ないのである。

幸なことには、縦合他の理由に依つて必要であることがあつても、留置する前に差押を行はないうで、罰金の納付時期を指定すべしとする規定には、一つの埋合せがあるのである。

各個の犯罪を創定してある各成文法の規定に依つて、罰金の取立方法が各々定められてある場合には、裁判所は如何なる場合に於ても差押を命ずべきものとす、と云ふ前記法律の第二十五條の規定に従つて、その定められたる取立方法を遂行しなければならぬのである。取立方法が規定せられて居らないとか、規定せられてあつてもそれが不十分であるとか、云ふやうな場合に於ては、一千八百四十八年の略式裁判手續法 (Summary Jurisdiction Act, 1848) の第十九條以下に定められたる一般法規が適用せらるゝのであつて、罰金は先づ動産の差押に依つて取立てられ、その差押が無益に終つた場合に於て、初めて被告人を留置することになるのである。ところが、若しも、裁判所に於て、被告人は差押に應ずるだけの十分な動産を有して居らないとか、或は、差押を爲せば、被告人を留置するよりも以上に、被告人若しくは被告人の家族に損害を與へるであらうとか云ふことを知り得るならば、差押と云ふことをしてはならないのであつて、被告人を直ちに留置することが出来るのである。

凡ての、被告人の衣類並に寢具(寢臺をも含む)、五磅の價格に達するまでの、被告人の商賣用の道具

竝に器具の類、は差押を免れることが出来るのである、金銭は、現在に於ては、凡て、差押に服すべき義務を負うてゐる。

罰金の取立方法として、被告人を留置する前に、先づ動産の差押を爲すべきものと定められてある犯罪と、罰金を滞納したならば、直ちに頭から被告人を留置すべきものと定められてある犯罪と、の間の成文法上の區別なるものは、全く、確たるもののあるなく、勝手氣儘に區別せられたるに過ぎないのである。

罰金の取立を爲すに當り、先づ最初に、動産の差押を爲すことが、如何なる場合に於ても、必要なし、とせられないのは、遺憾なことである。差押と云ふことは、費用の掛かることでもあり、面倒な手續でもあり、又、全く無駄なことでもあるのである。何故ならば、そんな差押などと云ふ手續を行はなくとも、被告人に於て、留置せられたくないと欲する場合には、自分が一番に無くとも済まし得る動産類などを賣拂つて、罰金額を調達することが、常に、自由に出来るのであるからである。

以上述べて来たところに依つても了解したことであらうが、茲に提唱したところの差押の廢止と云ふことも、現存では、或る程度までは實行せられてゐるのである。即ち、罰金の納付期限が猶豫せられてゐる場合には、差押を爲す必要が除去せられてゐるのである。が、併し乍ら、他方に於て、成文法の中に、罰金の取立方法は被告人を留置することに限る旨を、特に規定してゐる場合に於ても、現在のところ、裁判所としては、差押を命じ得る権限を有してゐるのである。

罰金滞納の場合に於ける留置の期間

罰金の納付を怠つた場合に、被告人を留置する期間の最高限度の割合は、次の如く定められてゐる。

判決によつて定められたる罰金額	留置期間の最高限度
十志以下	七日
十志以上一磅以下	十四日
一磅以上五磅以下	一月
五磅以上二十磅以下	二月
二十磅以上	三月

罰金額の一部分でも納付すれば、被告人は、それだけ、留置期間の割合部分から除外せらるることが出来るのであるから、裁判所に於ても、その期間を決定するに付いて便宜である。それ故に、一ペンスの端錢と雖も、留置日數に依る刑罰の中から除かれることになるのである。此の計算をするに付いては、期間

の初日は省かれなければならないのであるから、此の結果に達するが爲めには、例へば、二十志の罰金を納付しない場合の留置期間は十一日となるのであつて、十日ではないのである。

勞役の問題

罰金を納付せざるが爲めに命せらるる留置にあつては、如何なる場合に於ても、勞役 (hard labour) を料せられないことになつてゐるのである。

第一類又は第二類の拘禁及び相次的言渡

罰金を完納せざる爲めに命せらるる此の留置刑も、それが第一類の拘禁刑か、それとも第二類のそれか又、數個の犯罪に對し相次的に留置刑を言渡すか、等、何れも、最初から拘禁刑の言渡をする場合と同様に決定せらるるのである。

令狀を發布する權限は刑の言渡を爲したる判事にのみ限らず

判決によつて被告人を刑務所に拘禁することを命ずる場合に、被告人に對して、收監狀 (warrant of commitment) を發布するのは、無論、その判決の言渡を爲したる判事と云ふことになるであらうが、併

しその必要事に當つて、當該の判事が、職務を行ふことの出来ないやうなことがあれば、その裁判所の他の判事が、代つて、令狀を發布する權限を有するのである。

之れと同様なる交代的の權限は、罰金の完納を爲さざる場合に差押の令狀を發する場合、罰金の完納を爲さざる場合に最初から刑務所に留置する旨の令狀を發する場合、及び、差押の令狀が無益に歸したる場合に更に被告人を刑務所に留置する旨の令狀を發する場合、に關しても存在するのである。尙、此の點に就いては、一千八百四十八年の略式裁判手續法 (Summary Jurisdiction Act, 1848) の第十九條乃至第二十四條の規定を参照せられたい。

(ト) 兒童及若年者に對する刑罰

兒童及若年者

十六歳以下の者が犯罪を行ひたる場合に、之等の者を如何に取扱ふべきか、と云ふことに就いて、その種々なる方法が、一千九百八年の少年法 (Children Act, 1908) の第七條に要約せられてある。

- 一、告訴告發を却下すること
- 二、承認書に署名せしめて被告人を放免すること

- 三、被告人を放免して、之を考試官吏の監視の下に置くこと
 - 四、親族其他適當なる者の保護に附すること
 - 五、職業學校に送致すること（兒童）
 - 六、感化院に送致すること
 - 七、兒童を笞打すること
 - 八、罰金、損害賠償若しくは費用の賠償を命ずること
 - 九、罰金、損害賠償若しくは費用の賠償をその父母に對して命ずること
 - 十、被告人の善行保證をその父母若しくは後見人に對して命ずること
 - 十一、拘置場に收容すること
 - 十二、若年者に拘禁刑を科すること
 - 十三、法律の規定する其他の方法によつて、事件を處理すること
- 而して、右の内其の第十三は、裁判所が此の條文の規定するところから離れては事件を處理することの出来ないやうな方法を以て、處理することの出来る權能を裁判所に賦與したるものと解釋してはならない。罰金刑の場合に、賦拂方法に依つて、それを納付することを認められてゐるからと云つて、此の恩典を、權鞭を以て笞打を加へる場合にも應用するわけにはいかないのである。何故ならば、何人と雖も、同

一の犯罪に對し、一度以上の笞打を加へらるべき刑の言渡を受くる筈はないと云ふことが法律に依つて規定せられてゐるからである。尙、此の第十三の場合の例としては、裁判所は、被告人を外國人として取扱ふことが出来るのである、と云ふことを述べて置かう。此の點に付いては、次の『外國人及び犯罪者の考試』の部分を参照せられたい。次に、凡て、少年事件は、少年法廷に於て、審理せられなければならないのである。但し、少年被告人が成年者と共同して起訴せられたる場合は此の限りではない。

(チ) 外國人及犯罪者の考試

一千九百十九年の外國人拘束（修正）法並に一千九百二十年の

外國人規則

此の規則の第十二條に依れば、國務大臣は、裁判所が被告人は第三表に掲げたる犯罪に依り有罪の宣告を受けたるものなることを證明し、且つ、之に對して、退去命令を發することを適當なりと勸奨したる場合に於て、その被告人に對し、退去命令（order of deportation）を發することが出来ることになつてゐるのである。而して、その指定せられたる犯罪とは、選擇刑として罰金刑の規定なく唯拘禁刑のみを以て

處斷すべき犯罪、盛り場所に於ける秩序に關する規定たる第四十四條、一千八百三十九年のロンドン警察法 (Metropolitan Police Act, 1839) 中の賣淫に關する規定たる其第五十四條第十一項、賣淫に關する法律たる一千八百四十七年の都市條例 (Town Clauses Act, 1847) の第二十八條、及び一千八百五十四年の都市改善法 (アイルランド) (Towns Improvement (Ireland) Act, 1854) の第七十二條、に依つて罰金刑のみを以て處斷すべき犯罪、であるのである。さうして外國人なるや否やの事實に付いて争が起れば、その立證責任は被告人に在ることになつてゐるのである。

何等の刑罰も科せられない場合に於ては、裁判所の證明書の謄本は、裁判所が刑罰を科する場合に被告人に對して保釋を命じ又は之を許可するのではない限り、收監狀と同様な效力を有するのであつて、國務大臣に於て、退去命令を發し、以てその證明書の實效を發揮せしむべきか否かを決定するに必要なだけの期間内その被告人を拘置する權能を附與せられてゐるのである。

退去せしむべきか否かの問題は、常に、重大なる問題であつて、被告人を處斷すべき刑罰の最大限度の問題よりは遙かに緊要なるべきこと、多くの場合に於て、然りであるから、裁判所は、此の問題を考慮するに先立つて、被告人に對し、その責任に付き十分知らしめて置くところがなくてはならないのである。裁判所に依つては、被告人に對して有罪の判決を言渡したる後、必要があれば、通譯者を通じて、此の責任のあることに就いて、前以て注意を與へてゐるのである。それ故に、被告人としても、退去命令の申請

に對し、防禦方法を講ずべく、豫め十分に、その用意をすることが出来るわけである。

一千九百七年の犯罪者考試法

犯罪者に對し刑罰を科することを差し控へ、若しくは、善行を保持する間、刑の言渡を爲さずに置いて、以て犯罪者を寛大に取扱ひ得る裁判所の權能は、此の犯罪者考試法 (Probation of Offenders Act, 1907) と云ふ法律に規定せられてあるのである。その第一條に規定するところの實際上の效果は、裁判所が起訴事實は立證せられたと認める場合に於ても、有罪判決の言渡をすることなく

- 一、その起訴手續を却下するか、若しくは
 - 二、善行を保持する旨の保證を立てしめ又は之を立てしめず、又、裁判所の指定する三年以下の期間内に召喚を受けたならば有罪判決の宣告を受くる爲め出頭する旨の保證を立てしめ又は之を立てしめずして、承認書に署名せしめたる上、條件附にて被告人を釋放するか、
- その何れかの方法を選ぶことが出来ること云ふのである。

此の法律に規定してある、承認書の中には、住居に關する附加的の條件、酒精含有飲料の使用禁止、及び其他、裁判に於て、各個の具體の場合の特種事情に従ひて、同一の犯罪の反覆若しくは他種類の犯罪の實行を防止するに必要ななりと思料したる諸々の事項を記載してあるのである。

裁判所は、又、十磅を超過せざる範圍内に於て、損害の賠償若しくは損失の補償を命ずることも出来るのであるが、若しも、それよりも高い金額が、法律に依つて、各個の具體的犯罪に付いて規定してあるならば、その規定せられたる制限額に依るべく、又、相當なる訴訟費用の支辨をも命ずることが出来るのである。

但し、以上説明したる諸々の命令と雖も、それが犯罪者考試法の規定する所に據るものなる限りは、被告人が承認書に署名することを承諾するにあらざれば、之を爲すことは出来ないのである。

考試命令

被告人が、任意に、承認書に署名する場合に於ては、裁判所は、更に、その承認書中には、被告人が裁判所の指名したる考試官 (probation officer) の監督の下に服すべきことの條件、並に、承認書中に記載せられたる監督事項を確保する爲め裁判所の命じたる其他の條件、を含むものなる旨を命じ得るのである。

而して、此の最後の命令は、之を、考試命令 (Probation Order) と云ふのである。

尙、此の法律は、考試官吏の任命、並に報酬、及び該官吏の職務に就いて規定してゐるのである。

被告人が承認書の條項に違反したる場合の手續

若しも、承認書が效力を存続してゐる期間内に於て、略式手續裁判所が、被告人が承認書の條件を遵守しなかつたと云ふ報告を受取つて、之を事實なりと認めたらば、裁判所は、呼出狀 (summons) 又は令狀 (warrant) を以て、その被告人の出頭を強制し、さうして、被告人が出頭したならば、先きにその被告人を審理したる裁判所は、被告人が承認書の條項に違反したと云ふ事實を認める以上、更にその被告人の有罪なりとの立證を待たず、恰も、此の法律に依る手續などが最初から行はれなかつたと同様に、如何なる方法を以ても、その被告人を、前に審理したる犯罪に基きて、處理することが出来るのである。

此の承認書と云ふ制度は、唯、萬一の場合が起つたならば、結局に於て、被告人を處罰しよう、と云ふやうに考へらるる時に於てのみ利用せらるべきものだ、と云う方が宜しいやうである。萬一の場合などは大丈夫永久に起るあてはない、と感ぜらるるやうならば、此の考試法の規定に従つて、被告人に對する起訴手續を却下するか、又は、禁錮一日と云ふやうな名義だけの刑罰か、又は、不完納の際には一日間留置すると云ふ軽い罰金刑かを科した方が、よいのである。ところが、之に反して、一たび被告人と考試處分に附した以上は、被告人の利益のためにも、將又、一般に對する見せしめのためにも、釋放の條件に違反するやうなことがあれば、被告人に對して、非違を糺彈する、と云ふことは、誠に望まじきことであ

つて、その故に被告人に對して、改善的施術を繼續するものよからうし、又、その犯したる行爲に對して刑罰を科するものよであらう。

承認書の效力の存續してゐる間は、裁判所の被告人處遇方法は、制限を受けるのであつて、無暗に、被告人を如何様に處理してもいゝと云ふわけではないのである。被告人は、承認書中の條件に付き或る特定の違反を犯した場合に於てのみ、處罰の爲めに、出頭を命ぜらるるに過ぎないのである。又、「善行」と云ふ言葉は、法律的な意味に之を解しなければならないのであつて、凡ゆる不徳行爲や背信行爲を網羅するのではない。裁判所が、以て、刑罰を科するを正當とする行爲を謂ふのである。

一千九百十四年の刑事訴訟法 (Criminal Justice Administration Act, 1914) の第九條の規定に依れば、裁判所は、考試處分に附せられたる者に對し、何故に承認書の效力期間を延長しなかつたか、或は、之を短縮したか、或は、之を變更したか、又或は、之を附加したか、の理由を説示する爲に、呼出狀を發することが出来るものとなし、又、かゝる者の行狀が、裁判所を満足させるものであつたならば、承認書の效力は、解除せられ得る、としてゐるのである。

(リ) 承認書概説

承認書 (recognizance) と云ふものが、眞實如何なる性質のものであるか、と云ふことを、此處に於て、理解して置いた方が便宜であらうと思ふ。抑も、承認書と云ふものは、國王との契約書的一種に外ならないのである。特に法律の規定の存しない限り、それは、必ずしも書面による必要はないのであつて、裁判所の官吏が、それに依つて拘束を受くべき者に對し、『汝は、善行を保持することを條件として、國王陛下に對し、何磅の金額を支拂ふべきことを承認せよ。汝は満足するや』と云へば、それでも十分なのである。さうして、之に對して、肯定の返辭があれば、承認書は、それで完全に成立したことになるのである。

之は、後に詳しく説明するであらうが、承認の契約を爲さざる者、又は、保證を立てざる者、若しくは、之を立てることを拒絶する者、は、裁判所の命令によつて、收監せられることがあるのである。しかし、一千九百七年の犯罪者考試法 (Probation of Offenders Act, 1907) に付いては、このやうなことはないのである。それは、此の法律を適用する場合には、裁判所は、承認書を執行する権限がないのであつて、唯その承認書に基いて、條件附にて、釋放する権限を有するにすぎないからである。承認書上の金銭的義務を強制して履行せしむるやうなことは、右の法律に基く手續に於ては滅多にないことである。此のことに關する手續方法に就いては、又、後に、説明することにしよう。

審式手續裁判所 (Court of Summary Jurisdiction) は、犯罪者考試法の規定の下に於ては、被告事件を

處理する上に、更に尙、或種の特別なる権限を賦與せられてゐるのであつて、裁判所は、その権限に基いて、承認書を要求することが出来ることになつてゐるのであるが、今、その権限に就いて考察を拂つて置かなくてはならない。裁判所に對して、此の権限を特に賦與せられてある場合は、多々あるのである。

裁判所が承認書を要求し得る特別なる場合

此の場合の例として、先づ、擧ぐべきものは、加重暴行罪 (Aggravated assault) の場合に關する、一千八百六十一年の身體に關する犯罪法 (Offences against the Person Act, 1861. 24 & 25 Vict. c. 100) の第四十三條の規定である。此の規定に依れば、被告人は、六月の懲役刑の言渡を受くるか、又は、二十磅の罰金に處せられ、且つその不完納の場合には拘禁刑を受くべき責任を科せらるゝのであるが、若しも裁判所に於て、適當なりと思料し得らるゝ場合に於ては、その被告人に對し、その刑期の満了の後、更に、六月を超過せざる、或る一定の期間内、公安を害せず、又、善行を保持すべき旨の義務を科することも出来るのである。右の第四十三條には、保證に關する規定がない故、此の條文を適用するに當つて、裁判所は、被告人に對して、保證を立つべき旨を要求することは出来ないことであらうと思ふ。もう一つ、特別な場合の例としては、一千九百二年の免許法 (Licensing Act, 1902. 2 Edw. 7, c. 28) の第三條である。此れは、飲酒に依る犯罪に關する規定である。此の規定に依れば、裁判所は、他の刑罰を科すると

同時に、若しくは、他の刑罰を科する代はりに、被告人に對して、善行を保持すべき旨の保證を立てしめ、或は、かゝる保證を立てしめずして、承認書に署名すべきことを命ずることが出来る、と云ふのである。

事件の審理終結に際し裁判所は承認書を要求し得る一般的権限
ありや

裁判所が、被告人に對して、承認書に署名すべきことを要求し得る特別なる場合のあることに就いては、右に述べたとほりであるが、さて、略式手續裁判所は、或る犯罪に依つて起訴せられたる被告人から、承認書の提出をなさしむべきことを要求し得る一般的権限ありや否や、と云ふ問題と、若しかゝる権限ありとすれば、その限度は如何、と云ふ問題とに就いて、更に研究して置く必要があるであらう。

一千八百八十九年、ハーケン事件 (Ex parte Harken) に於て、アイルランドの高等裁判所上告部 (Exchequer Division of the High Court of Ireland) の裁判長バールス卿は、此の問題に就いて誠に念入りな判決を下したのである。アイルランドの裁判所の判決なるが故に、われわれの裁判所を拘束する力がないとは云ふものの、その見解にして非常に高い權威あるものであるならば、猶、探つて以て、われわれの指針として、無限の價值を有するのである。即ち、彼は、次の如く判決を下したのである。治安判事

その略式裁判権を有する事件を審理するに當つては、その犯罪に付き無罪の言渡をする (to acquit of) 場合に於ても、又、無罪の言渡をするやうな證據にのみ基き且つ文書に依る通告手續のない場合に判決を下すに當つても、被告人に對し、公安を害せず且つ善行を保持すべき旨の保證を立つることを要求し得べきことは、明白なることである。と。此の言たるや、疑もなく、有罪の宣告を爲す場合に、承認書を要求し得ることは勿論である、と云ふ意味を含んでゐるのである。さうして、此の上告審の判決は、懲役刑を科すると同時に、更に、被告人をして承認書に署名を爲さしむることを要求したる、下級裁判所の態度を是認したのである。

尙、パールス卿が、右の判決中に、イングランドに於ける最初の判例として引用してゐるのは、一千八百七十一年のデヴィス事件 (Ex parte Davis, 1871, 24 Law Times 547; 35 J. P. 551) である。此の事件と云ふのは、被告人が暴行罪で起訴せられたものに係るのである。召喚手續は却下せられ、裁判所から、被告人に對しては、無罪の證明書さへ賦與せられたのである。此のやうな書面さへあれば、爾後、再び、起訴手續が行はれても、それに對する障礙となるにも拘らず、裁判所は、此の場合に於ても、被告人に對し、六ヶ月間公安を害することのなきやう、五十磅の支拂を條件とする承認書に署名せしむることを命じたのである。之に對して、被告人は上告を申立てて、異議を述べたのであるが、女王座裁判所 (Court of Queen's Bench) は、判決を下して曰く「暴行罪ニ付キテハ何等ノ證明ナシトスルモ、裁判所ニ於テ、

被告人ハ將來公安ヲ害スル危險性ヲ保有スル者ナリト、思料スルニ十分ナル不法ナル行爲ニ付イテノ證據ノ存シタリシヤモ知レサルナリ。而シテ、承認書を要求スル手續ハ元來之レ懲罰的意味ヲ有スルニ非ス、唯、警戒的ノ意味ノミヲ有スルモノナルカ故ニ、被告人ニ對シ、無罪ノ證明書アリト雖モ、以テ、該手續ヲ違法トスルニ足ラサルモノトス」と。女王座裁判所は、又、被告人が既に裁判所の取調を受けたことのあるものであるならば、何等通告手續などは必要がない、と云ふ判決を下してゐるのである。

一千九百七年のウィルキンス事件 (R. v. Wilkins, 1907, 2 K. B. 380) は、此の點に付いて、裁判所が範圍の廣い權限を有してゐることを宣明したる、尙一層有力なる判例を與へてゐるのである。即ち、此の事件に於ては、原告が、被告を脅迫罪として、一千八百七十九年の略式裁判手續法 (Summary Jurisdiction Act, 1879) の第二十五條の規定に依つて、召喚したのである。ところが、被告の嫌疑ありとして起訴せられたる脅迫行爲のあつた以前に於て、原告が、既に、被告に對して、脅迫行爲を犯してゐたと云ふ證據が顯はれたのである。そこで、原告の脅迫行爲の結果、被告に於て、身體上に恐怖を受けたと云ふ主張はなかつたのであるが、しかし、裁判所は、當事者の双方に對し、公安を害せず、且つ、善行を保持すべき旨の義務を科したのである。さうして、此の判決は、上級裁判所に於て、是認せられたのである。

ハーケン事件 (Ex parte Harken) の判決中に引用せられたる判例がもう一つある。それは、ウィリア

ムス事件 (Williams case) (1790, Leach's Crown Cases 529, case 239) のそれである。此の事件に依ると、被告人は、中央刑事裁判所に於て、連続の犯罪ありとして、起訴状手續に依りて起訴せられ、總計六年に上る併科刑の懲役を言渡されたのであるが、更にその外に、その刑期の満了の際に、善行を保持すべき旨の保證を立てて、承認書に署名すべきことを命ぜられた、と云ふのである。

右の事件を審理したる裁判所は、巡廻裁判官 (Commissioners of oyer and terminer) として、上級裁判所の判事を以て構成せられてゐたことは、誠に、事實であるが、しかも、裁判長バールス卿は、略式手續裁判所 (Courts of Summary Jurisdiction) も亦同様なる権限を行使することが出来る、と云ふ見解を明かに有つてゐたのである。

最近の、ランスウェリー對リレー事件 (Lansbury v. Riley, 1914, 3 K. B. 229; 77 J. P. 440; 83 L. J. K. B. 1226; 109 L. J. 546; 29 J. L. R. 733; 23 Cox, C. C. 582) の判決は、此の點に付いて、略式手續裁判所の有する廣汎なる権限を宣明したる點に於て、甚だ重要なものと謂はなければならぬ。裁判所は、此の問題に就いて、アイルランドの裁判官達の意見を採用してゐるのである。

尙、其他に多くの判例があつて、此の問題を餘すところなく取扱つてゐるのである (56 J. P. 788)。さうして、就中間問題となつて論じられてゐるのは、略式手續裁判所が、有罪の言渡をする場合、殊に、問題とせられてゐる場合は、一千八百六十一年の身體に對する犯罪法 (Offences against the Person Act,

§ 61) の第四十二條に依ると普通暴行罪に對して有罪の言渡をする場合にも、被告人に對して、承認書を要求することの出来る、と云ふ、一般的権限を有するや否や、と云ふことである。既に前に説明した如く、その第四十三條の規定があつて、之に依つて、裁判所に、特に、かゝる権限を賦與したものと見るから、如何にも邪魔な規定に思はれたのである。そのみならず、飲酒に依る犯罪の場合にも、此の権限を裁判所に賦與する旨を特に規定してゐるので、勢ひ、此の點の疑問を更に一層強くする傾向があることも謂ひ得るのである。

一寸瞥見しただけでは、承認書を要求し得る権限を特に法律が規定したる、格別なる場合が存在するので、其他の場合には、かゝる権限なきにはあらざるか、との疑念を起さしめる様に思はれたのであるが、現在に於ては、輕罪 (misdemeanour) に付き有罪の言渡をするに當つては、裁判所は、唯一の匡救方法として、或は、刑罰を併せ科して、公安を害することなきやう、承認書を要求することが出来るのだと、云ふことに決定してゐるのである。之に就いては、一千九百十三年のツルーマン事件 (R. v. Trueman, 1913, 3 K. B. P. 164; 77 J. P. 428; 82 L. J. K. B. 916; 109 L. T. 413; 29 T. L. R. 599; 23 Cox, c. c. 558) を参照せられたい。

かくの如く論ずると、然らば殊更に成文法を以てかゝる権限を賦與する旨を態々規定する必要がないではないかと云ふ非難が起るのであるが、右に示した事件の判決に於ては、此の非難にも答を與へてゐるの

である。それに依ると、裁判所としては、かくの如く特別な規定を置いてゐるのは、立法者の餘分な注意の爲めか、若しくは、成文法と普通法との兩者を統一する法律を作らんが爲めに、生じたる現象に過ぎないのだと、云ふ見解を持つてゐると云ふのである。

一千八百七十九年の略式裁判手續法第二十五條の規定の主意

さて、今茲に於て、一千八百七十九年の略式裁判手續法 (Summary Jurisdiction Act, 1879) 第二十五條の規定に就いて説明を加へて置いた方が都合がよいと思ふ。その規定と云ふのは、『略式手續裁判所ハ原告ノ告訴ニ基キ被告ヲシテ承認書ニ署名セシメ且ツ原告ニ對シ公安ヲ害セス若シクハ善行ヲ保持スル旨ノ保證ヲ立テシムルノ權限ヲ有スルモノトス。而シテ此ノ場合ニ於テハ略式手續裁判所ハ此ノ略式手續裁判所ノ規定スル所ニ從フヘキモノトス』と云ふのである。

そこで、曩に論述したところの理論、即ち、略式手續裁判所は、事件を處理するに當り、その證據十分であつたならば、被告人をして、公安を害せず若しくは善行を保持する爲めに、承認書を徵することの出来るのは當然である、と云ふ理論は、此の條文の規定するところと矛盾するではないか、と非難するものがあるであらう。此の法律の交付せられた日は、ウイルキンス事件 (R. v. Wilkins) よりはやいのであるが、先に引用したところのデヴィス事件 (Ex Parte Davis) よりはやい後であることは、誠に確かである。

併し乍ら、此の第二十五條の規定たるや、或る私人が、自己に對して、公安を害せず若しくは善行を保持すべき義務を他人に負はしめんとする特別な目的の爲めに、その他人に對して、告訴を提起すると云ふやうな、一種の私的關係の争訟にのみ限つて適用せらるべき規定たることは、明瞭であるやうに思はれるのである。さうして、此の規定は、被告人が刑事訴追を受けて既に審理中に在り、裁判所が公益の見地から、承認書を徵して警告を發して置くべきが至當であると考へるやうな場合には、適用せらるべきものにあらざることは確かであるのである。

又、此の規定は、警察官若しくは其他の官憲が、公共的立場から、一般威嚇の爲に、承認書に署名することを命ぜらるゝやうに、被告人を裁判所へ引致して來たやうな場合にも適用せらるゝことはないのである。此の場合に於ては、直接の被害者の地位に立たない、獨立の公的官吏が多くは原告となるのであつて、被告をして承認書に署名せしむるのは、此の原告に對して爲さるゝのではなく、それは、寧ろ、『朕等並に朕等の人民に對して』 (towards us and our people) と云ふ、治安判事の任命書の中の語に從つて爲さるゝのである。

犯罪に依つて訴追を受くることなき被告人より承認書を徵する場合の根據

何等犯罪に依つて訴追を受けたるにもあらざる者より承認書を徴して義務を負はしめると云ふ権限を、何故に行ふことが出来るのであるか、と云ふ問題を、茲に、解決して置きたいと思ふのである。しかし、之れは、如何なる方法で、被告人が裁判所に連れて來られたとしても、畢竟するに、同一性質の事柄たるにすぎないのである。

其れ故に、公安の保証 (sureties of the peace) と云ふ問題全部は、被告人に對して承認書を要求することが獨立の別個の手續として爲される場合と併せて、或る一定の犯罪に對する起訴と云ふ問題とは、全然分離して、茲に論ずることにしよう。此の事柄全體は、實は極めて、重要なものに屬するのである。何故ならば、大概の場合に於ては、被告人に對して此の義務を負はしめることは、彼にとつて、一つの恩恵であり、従つて、被告人は、即座に納得するのであるが、しかし、又、被告人が理論を盾にとつて、承認書に署名すべき旨の命令に服従することを拒否する場合も、時々起るからである。そのやうなことが起つた場合には、裁判所としては、如何なることがあつても、その権限を踰越するやうなことがあつてはならない、と云ふことが必要になつてくるのである。若し、然らずとせんか、裁判の威信は全く地に墜ち、その裁判に關與した判事は、困惑と心痛とに陥れられることになるであらう。

承認書を要求し得る理由としての被告人の犯罪性

裁判所が被告人に對して、承認書を要求し得る権限の、依つて生じたる根據は、本來は、治安判事任命書に在るのである。

即ち、その任命書の中に『而シテ、朕カ人民ノ一人若シクハ數人ニ對シ、其ノ身體或ハ其ノ住居ノ放火ニ關シ、脅迫的行爲(犯罪行爲)ヲ爲シタル凡テノ者ヲ、爾等ノ面前ニ引致セシメ、朕等竝ニ朕等ノ人民ニ對シ、公安ヲ害セス若シクハ善行ヲ保持スル爲メノ十分ナル保證ヲ提出セシメ、云々』と云ふ語があるが、之れがそれに適應する根據なのである。

從來論せられて來たところに依れば、妻や子供に對して脅迫的行爲の爲されたる場合には、その場合々々に従つて、その夫なり父なりが、訴を起すことが出来ること云ふのである。

訴を起す場合に、それが自分自身の保護を目的として、一私人が起す場合ならば、その私人は、先づ、その脅迫的行爲の爲めに、身體的の恐怖に陥つた、と云ふことを立證するだけの用意をして置かなくてはならないのである。若しも、その用意がしてないならば、被告人をして公安を害せざるやう義務を負はせんとする、その訴も、終には成功することはないのである。

脅迫的行爲と云ふのは、それが、放火であるか、若しくは、直接又は間接の、身體上の傷害でなければならぬことは明瞭である。従つて、放火以外の方法に依る、財産毀害の犯罪行爲では駄目なのである。但し、その實行々爲が、他人に對し、身體上の危険を惹起するやうな場合ならば、格別である。

脅迫的行爲とは、疑ふまでもなく、現實に行はるゝか、若しくは、積極的に行はるゝものである。そこで、道路上に於て亂暴を働いた者に對して、裁判所が、縦令明白なる脅迫的行爲（犯罪行爲）の性質を帯びるに至らなくとも、有責行爲とせられたるその行爲から、次いで暴行にまで至つたであらうと考へたならば、義務を負はしめる所以のものは、實に、右の後の理由に基くのである。

ダン事件 (R. v. Dunn, 12 A. & E. 599; 10 I. J. 29) は、他人の嫌がる行爲が如何なる程度に達するときに、裁判所が被告人に對して、承認書を要求することが出来るか、と云ふ場合の例である。此の事件の原告と云ふのは、ペアデット・カツ嬢と云ふ名前の、地位と富との點に於ては社會的に著名な婦人であつたのであるが、被告が、絶えず、彼女に付き纏ふが爲めに、被告のかゝる行爲に依つて、彼女が惱まされたと云ふのである。そこで、女王座裁判所は、被告の上訴に基き、原告が被告に承認書を要求したる理由を、再び更に、審査する権限ありとなし、縦令、その理由が事實に於て眞實であると假定しても、若しも、裁判所が、證據に依つて顯出せられたる被告の行爲を以て、未だ脅迫的行爲となすに足らずと思料したならば、原判決を破毀することが出来るのだ、と云うて、而かも、同裁判所は、そのやうに認定した結果、そう云ふ道を探つたのである。

原告としては、被告の行爲の爲めに、彼自身、被告に對して、治安を害するやうな行爲に出づる恐れがあつた、などと云ふことを立證する必要はないのであるが、被告の暴行の結果、恐怖を懷いた、と云ふことを立證することは必要なのである。

承認書を要求し得る理由の一として被告人が好き風評を有たぬ

と云ふこと

エドワード三世治世第三十四年法律第一號に依ると、治安判事は、好き風評を有たぬ者 (The not of good fame) に對し、如何なる場合に於ても、國王並に人民のために、その善行に對する十分なる保證及び保証金を立つることを命ずることが出来るのである。而して、右に好き風評を有たぬ者を規定してゐる理由に就いては、既に、緒論に於て論じたとほりである。

此の問題は、5 Burn's Justice, 754 に、餘す所なく論じ盡されてゐる。さうして、そこには、訴を起すことの出来る、二十四の原因を擧示してあるのであるが、その中から、明瞭な、一貫した原則を抽出することは、極めて至難な業である。ヘンリー七世の時代であつたが、或る者が淫賣屋に足繁く出入したと云ふ原因に依つて、此の規定の適用を受くるも、亦正當である、と判決せられたことがあつたのである。しかし、現今に於ては、如何なる裁判所と雖も、何等か特別な理由があれば格別、然らざれば、このやうな場合に、直ちに、その権限を行使することは、躊躇せらるゝであらうと思ふ。判事の面前に於て、審理の際に、無法にも、暴力や詐術を用ひて、不届千萬な行狀があつた、と云ふやうなことも、又、一つの

原因として述べられてゐるのである。

或る何等かの原則を樹てることが出来る限りは、次のやうなことが言ひ得るのである。即ち、不良なる性格の持主で、刑事上の犯罪をたくらみ易いやうな生活をしてゐるとか、若しくは、そのやうな行動をしてゐて、裁判所が之れに對して何等か手を下して干渉して呉れれば、起るべき害悪も起らずに済むであらう、と云ふ趣旨の通告手續を裁判所が受けたならば、裁判所は、直ちに之に對して活動することが正當であるのである、と。それ故に、或の刑事事件の審理中に於て、右と同様なる原因事實が證據に依つて曝露せられた場合にも、裁判所は右と同様なる舉措に出づべきが相當であるのである。殊に、證據が欠缺する爲め、その事件を棄却するやうな場合には尙更のことである。或は又、裁判所は、かゝる權限を、被告人自身の利益のために、相當に行使することも出来るのである。例へば、年若い娘が、普通の賣淫婦に墮ちてしまつたが、しかし、その行爲が此の裁判所の管轄に屬する特定の犯罪なりとして、彼女を有罪とするには、未だ、至らない、と云ふやうな場合の如き、即ち之れである。このやうな場合は、確かに、『好き風評を有たぬ者』(not of good fame) と云ふ語に當て嵌まる者であらう。

ロンドン (Metropolis and City of London) に於ける特別規定

一千八百三十九年のロンドン警察條例 (Metropolitan Police Act, 1839) の第六十四條に依ると、ロンドン

ドン警視廳 (Metropolitan Police Force) に屬する巡查は、放縱、怠惰、不規律なる者が、社會公共の秩序を紊亂したる場合には、令狀 (warrant) なくして、之を引致することが出来ることになつてゐるのである。ところが、さて之を引致してきても、之を如何に處置すべきか、と云ふことに就いては、何等の特別規定もないのであるが、かゝる者を引致するのは、何れ『或る善き目的』の爲めなることに間違ひないことなのであるから、實際の例としては、此の場合には、彼等に對し、公安を害せざるやう若しくは善行を保持するやう、義務を負はしめることになつてゐるのである。ロンドン市地方警察條例 (City of London Local Police Act, 2 & 3 Vict. c. xciv.) の第十八條と、又一千八百八十二年の自治團體條例 (Municipal Corporation Act, 1882) の第九十三條にも、右と同様なる規定があるのである。但し、此の後者の規定には、些細な差異ではあるが、引致せらるべき責任ある者の條件として、放縱と云ふ點を必要とせず、唯、怠惰、不規律と云ふ二點だけを必要としてゐるのである。

一千八百七十九年の略式裁判手續法第二十五條の規定に依る實

際手續

起された訴が個人的のものである場合には、その手續は、一千八百七十九年の略式裁判手續法第二十五條の規定に依つて規律せられ、さうして、此の規定に基いて、先づ最初に、告訴人の側に於て、呼出狀を

發するのである。そうして、若しも、被告訴人がその呼出状に應じて出頭しないやうなことがあれば、今度は、彼を引致する爲めに、令狀 (warrant) が發せらるゝことになるのである。此點の手續は、一千八百四十八年の略式裁判手續法第二條並に第十三條に規定してあるところである。さうして、最初から、令狀を發することは出来ないのである。審理の際の手續は、他の訴の場合に於けるそれと同様である。告訴人も被告訴人も證人も呼出され、訊問を受け、又、反對訊問を受けるのである。何故ならば、通常の實際手續とは異り、公安を害せず若しくは善行を保持する旨の承認書に關して、被告訴人は、それを必要とするや否やの點に付いて、告訴人の主張事實を争ふことの出来る權利を有つてゐるからである。若しも、呼出状の送達報告に依つて呼出状が適法に送達せられたと云ふ證明があれば、被告訴人が不出頭であつても、不出頭の儘、審理することが出来るのである。

訴が性質上公的である場合の實際手續

既に、前にも説明した如く、第二十五條は、私的争訟の場合にのみ適用せらるゝ規定なのである。ところが、訴を起す者が、警察を代表するとか、或は、公共の秩序の維持のためにその手續を探るとかして被告に公安を害せざるやう義務を負はしむるのも、原告自身に對して爲さるゝことを求むるにはあらざる場合、に於ては、古い手續方法が適用せられてゐるやうである。

その手續とは、*sui generis* と稱するものであつて、大いに、略式裁判手續法の規定に依るそれとは、別個無關係のものである。若しも、此の手續が然らずして、承認書を被告人より徴することを求むる訴が、金錢の支拂其他を命ずる權限を有する裁判所に對して提起せらるゝの故に、一千八百四十八年の略式裁判手續法の第一條の規定の適用があるとするならば、略式裁判手續法と云ふ凡ての法律の規定全部が、自動的に、當然に、適用せらるゝことになり、又、三個の凡ての利益も既に其處に認められてゐる譯であるから、先きに説明した第二十五條の規定も従つて必要のないことになつてしまふであらう。尙、此の問題に就いては、一千八百四十八年の略式裁判手續法の第一條、第十二條並に第十八條の規定を参照せられたい。

尙、序に、高等裁判所の大法官部若しくは王座部 (*Chancery or King's Bench Division of the High Court*) の何れも、公安を害せず若しくは善行を保持する旨の承認書を強要することが出来る、と云ふことを云うたならば、興味あることに思ふであらう。併し、昔は、大概普通に行はれたるところを見ると、四季裁判所 (*Quarter Sessions*) に對してその訴を提起したのであつた。さうして、此の裁判所に於ける手續は、宣誓に基いて展示せらるゝ、『豫戒令』 (*articles of the peace*) を求むる爲めのものであつて、その宣誓が行はれるへすれば、それに依つて、茲に、その豫戒令が發せらるゝことになるのであつた。ところが今日に於ては、普通の訴訟手續が、此のやうな場合にも、略式手續裁判所に於て行はれてゐるのであ

る。さうして、原告の訴の提起が、前示第二十五條の規定の適用を受けたい場合には、先づ令狀の發せらるゝのが普通の方法である (5 Burr's Jus ice, 742; "Title "Summons")。かくの如く、先づ、令狀が發せらるゝと、宣誓の上、通告手續 (information) が爲され、さうしてその通告書に訴の原因事實を開示するのである。しかし、畧式手續裁判所の自由なる見解を以て、適當だと思料すれば、被告に對する恩惠として、呼出狀 (summons) を發してもいゝのである。さうして、その呼出狀に應じて被告が出頭して來れば、裁判所は、それに依つて適法に手續を進行させることが出来るし、又、被告が、その呼出狀に依つて出頭しなければ、裁判所は、恰も最初から手續を採る場合と同じに、令狀を發することが出来るのである。若しも被告が既に或る刑事訴追を受けて目下裁判所に於て審理中である、と云ふやうな場合には、承認書の問題に關する範圍に於ては、被告が特にその目的の爲めに、令狀に依つて、裁判所に引致せられて來た場合と、同一の地位に立つのである。前示第二十五條の規定の適用せられないことの結果として生ずる事柄の一つは、承認書を要求する理由として主張せられたる原因事實の眞實なりや否やと云ふ點に付いて、被告が反駁を加へる権利がないことである。此の原則是、漸く、一千八百七十六年に確立されたのである (Lord v. Huton, 45 L. J. M. C. 95)。此の事件に於て、判事は、被告の脅迫的行爲の慣用を否定する證據の提出を拒否したのであつたが、女王座裁判所は、その上告審として、元來承認書を要求すると云ふことは何等刑罰的性質を有するものではなく、警戒的の意味に於て爲さるゝのだとして、被告

の反證提出を拒否したる、ブックバアン判事の態度を是認したのであつた。しかし乍ら、被告としても、その通告者が悪意に驅られてその通告手續に及んだのだと云ふやうなことを立證することは出来るのである。従つて、裁判所としても、若しも然様な事實が立證せられたならば、被告から承認書を強要しなくとも、よいのであつて、此の點は、固より裁判所の自由裁量權に屬する事項である。又、被告としても、其他の點、例へば、人違ひであるとかないとか云ふやうは點、に付いてならば、十分に抗爭する權利を有することも、亦固より云ふ迄もないことであらう。

裁判所の要求し得る承認書の種類

脅迫的行爲が行はれ、それに對して訴の提起があると、裁判所は、公安を害せざる旨若しくは善行を保持する旨の、その何れかの承認書を、被告人に對して要求することが出来るのであるが、茲に注意すべきことは、『善行』 (good behaviour) と云へば、それで既に、『公安を害せず』 (to keep the peace) と云ふ趣旨を包含するのであるから、裁判所が、特に、公安と云ふ點を強調したいと思ふ場合を除いては、前者だけで十分である、と云ふことである。

訴の提起が、エドワード三世の法律の規定に基くものであつて、被告人が、『好き風評を有たぬ』 (not being of good fame) と云ふことを原因事實とする場合ならば、承認書の條件も、必ず常に、『善行を保

持する』(to be of good behaviour) といふべきであらねばならないのである。しかしながら、裁判所は、如何なる場合に於ても、その一般的権能に基いて行動する限り、一つ若しくは一つ以上の保証 (surety) をも要求することが出来るのであつて、その数は、別に制限のあることなく、唯、相当なりと思はるる所に従へばよいのである。

承認書上に定めらるべき金額並に期間

承認書に定められたる條件に違反したる場合に支拂はるべき金額として定めらるべきところは、あまりに過大であつてはならないのであつて、當事者の生活上の地位に相應して確定せられなければならないのである。又、承認書の效力存続期間に付いても、別に、何等の制限はないのであるが、此れも、亦、相當と思はるゝ期間でなくてはならないのである。ウィリアムス事件に於ては、七年とせられたのであつた。

訴訟費用

前示第二十五條 (一千八百七十九年の略式裁判手續法) に依つて提起せられたる手續ならば格別、然らざれば、裁判所は當事者の一方に、訴訟費用の支拂を得せしめることは出来ないのである。

命令を調書にとること

前示第二十五條の規定に基く手續の場合には、命令を調書にとつて置く方が安全である。一千八百四十八年の略式裁判手續法第十七條は、若しも、成文法律に依つて、義務違背の場合に拘禁することを許してゐるならば、命令を調書にとつて置くことを要求してゐるのである。従つて、前示第二十五條の規定に依る手續は、事個人間の争訟に關するものであつて、脅迫的行爲に基礎を置き、「悪しき風評」を原因事實とするものではないのであるから、拘禁と云ふことは、任命書 (commission) に宣明せられたる所に依れば格別であるが、成文法律に依つて出来るものではないのである。そこで、右の第十七條の規定は、適用せられない、と論せらるゝのである。しかし、此の非難に對しては、第二十五條の規定自體が直接に、拘禁を許してゐるのである、従つて、此の場合に於ても、拘禁を認めてゐる根據は、成文法律であつて、任命書ではない、と答へられてゐるのである。夫れ故に、右の第十七條の規定が適用せらるゝやうに思はれるのである。

被告人が、其他の如何なる方法に依つて裁判所に引致せられた場合であつても、有罪の宣告に付いても、命令に付いても、右と同様なる原則が適用せらるゝのである。しかし乍ら、如何なる場合に於ても、それを書面に認めて置かなくてはならないと云ふことはないのである。唯、それが、上訴とか移送命令手

續 (certiorari) とか若しくは其他の高等裁判所の手續に依つて、問題となる場合は別である。さう云ふやうなことが起らなければ、裁判所は、如何なる事件に付いても、或は口頭の宣告に依るか、或は保證簿に記入するか、又或はそれに依つて認證抄本を作成するか、その何れの方法に依るも全く自由なる権限を有つてゐるのである。さうして、承認書の寫をそれに基づいて作成して置けば、それで十分適法なる證據であるのである。

承認書の成立に必要な被告人の同意

既に前にも説明した如く、承認書と云ふものが成立するが爲めには、必ず、被告人の同意と云ふことを必要分子とするのであるから、被告人がその義務を負はしめらるゝことを拒んだ場合に、如何に拒んだとて義務を負はせらるゝのだ、などと云ふことをほのめかして、彼を放免したところが、それは無駄なことである。何故ならば、彼が拒みたるときは、如何なる義務と雖も科せらるべき筈のものではないからである。

裁判所の命に應ぜざる場合の拘禁

被告人が義務を負はしめらるゝことを拒むとか、或は、保證を立てないとか、云ふ場合の救済方法とし

ては、被告人を拘禁することが出来るのである。

脅迫的行爲に關して、治安判事任命書には、保證を要求する権限を賦與したる後、更に進んで、次のやうなことを云つてゐるのである。即ち『而シテ彼等カ保證ヲ立ツルコトヲ拒ミタルトキハ、ソノ之ヲ立ツル迄、彼等ヲ國王ノ牢獄内ニ拘置スヘク云々』と。

好き風評を有たぬ者、から保證を立てしめることの出来る旨を規定してゐる、エドワード三世の法律に依れば、別に、拘禁に關しては特別に言ふ所はないのであるが、併し、命令を強制することの出来るやうな、何等かの制裁方法がなければ、保證を要求することが出来ること云ふだけでは、無益である。それ故に、この法律が施行せられて以來、慣習として、被告人を拘禁するやうになつた、と云つても敢て驚くには當らないのである。

義務を負はせらるゝことを拒んだ被告人に對して、かくの如き拘禁を科すると云ふやうなことは、先づ滅多にはないことであつたらうと思ふ。何故ならば、かゝることを拒むと云ふことは、却つて、被告人の欲する所に適合しないからである。併し乍ら、裁判所が、此の場合に於ても、被告人を拘禁する権限を有することは、固より疑のないところである。何故ならば、それは、明かに、成文法を以て、認められてゐるからである (16 & 17 Vict. c. 30)。さうして、此の成文法の第三條には次のやうな趣旨の規定を置いてゐるのである。即ち、承認書に同意を與へざるか、或は、公安を害せず若しくは善行を保持する旨の

保證を立てざるが爲めに、令狀若しくは治安判事の命令に依つて、牢獄に拘禁せられたる者は、その拘禁の最初の日より二ヶ月以上に亘り、留置せらるゝことなし、と。此のやうな趣旨の規定のあるところから察すれば、明かに理解することが出来るであらうが、此の法律の發布せらるゝ迄は、被告人が義務を負せらるゝことを拒むとか、或は、保證を立てないとか、云ふ理由で、治安判事が、その被告人を牢獄に投ずるに依つて、その拘禁の期間に關しては、無制限の権限を有つてゐたのであつたのである。此の規定は、其後、復、繰り返して設けられたことは、事實である (Senate Law Revision Act, 1892)。併し、茲に、斯う云ふことを、云つて置くことが出来るであらう。即ち、之れは所謂 *per incuriam* であつて、一千八百七十九年の略式裁判手續法の第二十五條の規定は、呼出狀の發せられたる時に、その呼出狀の依つて以て發せられたる告訴を爲したる者に對し、爲されたりと主張せらるゝ脅迫的行爲に依つてのみ適用せらるゝものなることの明瞭なるにも拘らず、此の規定を、保證を立てしむる凡ての場合に適用ありと解したる、通説の誤のために、責任を負ふべき人々が迷はされたのである。而して、更に繰り返へして設けられたる規定に依れば、各個の場合に於ける拘禁の期間を制限し、裁判所が些末事件裁判所なる場合は六個月、其他の場合に於ては十四日と云ふことになつてゐるのである。裁判所は、被告人が義務を負はしめらるゝことを拒みたる場合には、絶対に、之を拘禁する権限あり

や否や、と云ふ問題が此の第二十五條の規定に依つて起つたことがあるのである。併し乍ら、此の規定たるや、誠に、かゝる點に依つて、何等の疑問を惹起せしむる餘地はない筈である。殊に、任命書に於ても、又ヴィクトリヤ女皇治世第十六及十七年法律第三十號の第三條に於ても、拘禁に對する被告人の責任に關しては、被告人と保證人との間に、何等の差別を置いて居らない、と云ふ點を了解したならば、尙更のことである。

保證人が承認書を提出する手續方法

被告人が、自分の承認書に進んで署名しても、必要な保證を立てず、爲めに、牢獄に送らるゝと云ふ場合に、時々、行はるる方法であるが、被告人を先づ牢獄に送つてしまつて、同人からはその承認書を徴取しないと云ふ手續がある。そこで、後になつて、被告が保證人を立てると云ふ段取になると、その保證人が、先づ裁判所へ出掛けて行つて、自己の能力を證明する證明書を貰ひ受け、それから次いで、牢獄に行つて、被告人の承認書と共に、自分等のそれを併せて提出する、と云ふ次第になるのであるが、かかることは、非常に多くの勞力と經費とを犠牲に供しななければならないことがあるのである。ところが、ロンドン警察裁判所 (Metropolitan Police Courts) に於て行はれてゐる方法は、先づ最初に、被告人の承認書を徴取して置いて、それからその被告人を牢獄に送るのである。さうして、保證を

立てる段取になると、その保證人となる者が裁判所へ出頭し、さうして其處で、自分等の承認書に署名することになるのである。被告本人は既にその承認書を提出したのであるから、その全責任を果たしたことになるのである。さうして、それから、被告人を釋放する権限を有する『釋放官』が牢獄に派遣される、と云ふことになるのである。保證人が牢獄まで出掛けて行くこと云ふことを必要なしとしたのであるから、此の手續方法は、關係人凡ての者にとつて、遙かに便利なものだと思はれるに至つたのである。被告本人と保證人との承認書を、各々別々に徴取すると云ふ、此の手續の適法なることは、今日に於ては、一千九百十四年の刑事訴訟法 (Criminal Justice Administration Act, 1914) の第二十四條に依つて、是認せられてゐるところである、尙、一千九百十五年の略式裁判手續規則 (Summary Jurisdiction Rules, 1915) は、此の手續に關して必要な諸規程を置いてゐるのである。

裁判所は保證人に對し保證金額を減少する権限を有す

一千八百七十九年の略式裁判手續法 (Summary Jurisdiction Act, 1879) の第二十六條の規定するところに依れば、同一の州に於ける些末事件裁判所 (petty sessional court) は、何れも、新らしい證據に基いて、保證人に對し、その保證人が支拂はなければならないところの保證金額を減少することが出来る、と云ふのである。此の、再審査をする場合の裁判所の構成は、先きにその事件を取扱つたところの裁判所

のそれと、必ずしも、同一であることを必要としないのであるが、最初その事件を取扱つた判事に代つて、他の判事が之に當ると云ふことは、何等か満足に行くだけの理由のない限り、如何なる判事も躊躇するところであらう。尙、一千九百十五年の略式裁判手續規則 (Summary Jurisdiction Rules, 1915) は、此の場合の手續方法を規定する法律である。

公安を害せざる旨の承認書を提出したる被告人に對し沒收を執行する場合の違反行爲

如何なる違反行爲があれば沒收を執行するに十分なる原由となるや、と云ふことに付いては、何等判決もないのであるが、種々な資料から判斷してみると、先づ、次の如く摘記することが出来るであらう。

- (イ)、他人の身體に對し事實上、不條理なる暴力を加へたる場合
 - (ロ)、社會に脅威を及ぼす目的を以てする、不法なる結社に參與したる場合
 - (ハ)、決闘の申込若しくは即時暴行に出づるが如き脅迫的行爲を爲したる場合
- 尙、他人に對して罵詈の言葉を用ひたと云ふ場合は、その言葉が如何に相手方を憤激せしむる底のものであつても、必ずしも、公安を害せざる旨の承認書に違反する行爲とはならないのである。

善行を保持する旨の承認書に違反する場合

此の點に就いては、参考となるべき資料は極めて少ないのである。併し、大體論せられてゐるところに依れば、公安を害せざる旨の承認書を提出したる場合に没收を執行すると同様なる違反行為が、亦、此の場合の没收に相當する違反行為と謂ふべきである、と云ふのである。多分、此の問題に就いて研究せられたるところが乏しい所以は、保證人の方法に依る方が屢々効果が多いし、それに依つて被告人を不良に陥らしめることを防止し得る、と云ふこと、しかし、たとへ、然様ではなく、被告人が過ちを犯して刑の言渡を受けざるやうな事になつても、そのときに刑罰を科することに依つて十分に裁判の威信を發揮することが出来る、と一般に考へられてゐること、さうして、被告本人の承認書や又その保證人のそれに付いて、没收などと云ふことが必要でなくなる、と云ふこと、などである。

善行を保持する旨の承認書の違反とは何を云ふか、との問題は、一千九百七年の犯罪人考試法 (Probation of Offenders Act, 1907) の下に於ては、更に、重要な問題なのである。被告人が一旦釋放せらるる場合に署名する承認書には、必ず、その條件事項を記載してはゐるが、其他の條件に付いては何等記するところがないものであるから、裁判所は、被告人の或る暴行を原因事實として、被告人をして判決を受けしむるが爲めに出頭せしめるやうに取計つて呉れとの願を受けることが屢々あるものである。

『善行』 (good behaviour) の違反と云ふことは、嚴格に、法律の意味に、解釋せられなければならないのである。それ故に、如何に禮儀作法に違反したからと云つても、さう云ふ意味の行儀の悪さ、と云ふことは此の語の中には包含せられないのである。そこで、先づ、茲に、斯う云ふことが云ひ得るであらう。それは、犯罪的行為若しくは犯罪的色調を帯ぶる行為にのみ限局して解釋しなければならぬのである、と云ふのである。

被告人が悪行 (Bad behaviour) を犯したりとして主張せられてきた場合に、その主張せらるるところが、事實上、犯罪的分子に欠けてゐるやうなことがあると、それが果して承認書違反を以て目すべきや否やの問題は、別に参考に資すべき材料もなければ、一に、裁判所の考慮に一任せられなければならないのである。

承認書の執行

一千八百七十九年の略式裁判手續法 (Summary Jurisdiction Act, 1879) の第九條の規定は、承認書の没收を執行する手續を簡易化しようとする旨の規定である。右の規定の第二項は、略式手續裁判所に於て、被告人が、公安を害せず若しくは善行を保持する旨の承認書を提出したる場合に關する規定である。それに依ると、略式手續裁判所は、被告本人が、承認書の條

件に違反するやうな犯罪行為に依つて有罪の宣告を受けたと云ふ證據に基いて、判決を以て、その承認書の沒收を命じ、又、被告本人たるを將又その保證人たるを問はず、その義務者に對し、沒收せらるべき金額の支拂を命ずることが出来るのである。さうして、かくの如き金員は凡て、之を、裁判所の書記に對して納付しなければならぬのであつて、裁判所の書記は、此の金員を罰金と同じやうな用途に流用するのである。之に關しては、何等、特別なる流用方法を、成文法を以て定められては居らないのである。

此の手續は、執行を求むる當事者が、書面に依る豫告に依つて、古い手續方式の行はるる四季裁判所へ、その承認書を送附して呉れと云ふことを要求しない限りは、強制的に行はるるのである。

略式手續裁判所が此の手續を開始するに付いての、何等か特別なる手續規定などと云ふものは更にないのであるが、一般に認められてゐるところに依ると、此の手續を求むる申請の形式は、一千八百四十八年の略式裁判手續法の第一條の規定に従はなければならぬ、従つて、多くの略式裁判手續法と稱する法律の、普通の場合の規定は全部、此の場合にも適用があるのである、と云ふことになつてゐるのである。

さて、茲に、斷言することを躊躇せらるるところの難問がある。それは、此の手續が刑事上の手續なりや將又民事上の手續なりや、と云ふこと、即ち、此の手續を開始するに付いては、通告手續 (information) に依るべきか、將又、訴の提起 (complaint) に依るべきか、の問題である、一方に、その手續の窮極の目的は、有罪判決 (conviction) を受けるにあり、と論ずるものがあるかと思へば、更に又、他方には、

その手續は、犯罪と云ふことにも少しも言及することなく、唯、金錢の支拂を命ずる手續であつて、兎も角も、保證人に關する限りの範圍に於ては、支拂ふべき金額を支拂はしめんとする略式裁判手續の内に、有罪判決が、唯、併存するに過ぎないのである、と論ずる者もあるのである。通告手續に依るものとすれば、令狀 (warrant) と云ふものが最初から發せらるる、と云ふ點を除いては、此のやうな場合に、通告手續と訴の提起との差異を、そんなに重要視することは出来ないのである。さうして、此の通告手續に依つたとしたところが、それは、原告 (applicant) にとつて、餘り利益のあるわけではないのである。何故ならば、呼出狀 (summons) が適法に送達せられたと云ふ證明さへあれば、被告人が出頭しなくとも、その不出頭の儘で、審理は進めらるるし、又、金錢支拂を命ずる判決のあつた後、その判決を執行するために必要とあれば、更に又、收監狀 (warrant of commitment to prison) も發せらるるのであるからである。

此の規定は、更に亦、別個の難問を提供してゐるのである。即ち、裁判所は、被告本人の有罪の判決ありたることの證明さへ付けば、被告本人の承認書に付いてのみならず、又、保證人のそれに付いても、沒收を言渡すことが出来る、と云ふのである。之れは、明かに、何人とも、自己が當事者にあらざる訴訟に於て、裁判所の判決に依り、義務を科せらるる等なし、と云ふ裁判上の普通の原則に反すること、固より疑ないところである (一千九百十一年の、テイラー對ウィルソン事件 Taylor v. Wilson, 1911, 75 J.

P. (newspaper) 580 を参照せられたい。

それ故に、裁判所は、保證人に對しては、被告人が犯罪を爲したりや否やの問題に付き抗争すること
を封じ込めて置いて、自ら、不正を犯してゐるか、或は又、保證人に對しては、被告人の有罪判決に
付き再審の請求を許し、被告本人の問題の犯罪を果して爲したりや否やに付き論争せしめて、以て、此の
條文の規定する所に逆ふか、その何れかを撰ぶべき、著しい立場に置かれてゐると謂つてよいであらう。
茲に遺憾とすべきことは、此の條文の規定に依るところの簡易手續は、唯、或る犯罪に付き有罪判決の
ありたる場合にのみ限つて、行はるるにすぎないと云ふ點である。場合に依つては、承認書の條件に違反
したと云ふ問題が、刑事上の犯罪とするに足りない行爲を犯すことに依つて、惹起せらるることがあるの
である。さうして、さう云ふ行爲が行はれた場合に於ても、必ずしも、之に對して、訴追を行ふと云ふこ
とが望ましくない、と云ふことがあるものである。さう云ふやうな場合には、如何なる場合に於ても、承
認書の没收と云ふことは、唯、一千八百七十九年の法律が公布せらるる迄行はれてゐたところの、あの煩
累極まりなき手續方法にのみ依つて、爲されなければならないのである。
その手續方法を規定するところの法律は、ジョージ四世第三年法律第四十六號 (3 Geo. IV. c. 46)、
ジョージ四世第四年法律第三十七號 (4 Geo. IV. c. 37)、及びヴィクトリア女皇第十六及十七年法律第
三十號第十二條 (16 & 17 Vict. c. 30. s. 2) であるが、夫れ等の規定は、餘りに複雑に過ぎ、茲に説明

第三章

上訴の方法

略式手續裁判所に於て事件の審理が完結して終ふと、原告たるも、被告たるも、或は又、被告たるも
を問はず、何れの當事者でも、その判決に對して不服があるならば、法律の點に付いて誤謬ありとなし、
或は、管轄權を逾越したりとなして、"a case stated" と稱する方法に依つて、其の問題を提出し、以
て、これに對して、高等司法裁判所王座部 (King's Bench Division of the High Court of Justice) に於
て判決を受けることが出来たのである。さうして、その手續は、一千八百五十七年の略式裁判手續法 (Sum
mary Jurisdiction Act, 1857) 一千八百七十九年の略式裁判手續法 (Summary Jurisdiction Act, 1879)

の第三十三條並に第五十二條、及び、一千九百十五年の略式裁判手續規則 (Summary Jurisdiction Rules, 1915) に規定せられてゐるのである。さうして、その申立を爲すに當つては、判決のあつた時より七日の期間内に、書面を以て、之を爲さなければならぬのである。

若しも、裁判所に於て、その申立を以て、採用するの價値なしと思料するならば、裁判所は、内容にはいつて陳述することを拒絶することが出来るのである。さうして、そのときには、申立人の要求に基いて、拒絶の證明書を附與しなければならないことがあるのである。若しも、申立人に於て、採用するに足る價値なきや否やに付いて、裁判所の其の決定に對し、論議したいと欲するならば、高等司法裁判所の王座部に對して申立をすることが出来るのである。さうして、王座部が、その問題は十分に議論の餘地ありとの旨の決定を與へれば、茲に、下級審たる略式手續裁判所に對し、その問題の内容に立入りたる陳述を聽くべき旨の命令を下すことになるのである。

併し、右に述べたる所は、唯、専ら、法律上の問題に關する上訴に就てである。略式手續裁判所の事實の認定は、當事者を拘束し、當事者は之に對して、何等、不服を申立つるの權利はないのである。さうして同裁判所に於て認定せられたる事實は、唯、上訴審に於て、その儘、陳述することを許さるゝのみであり、しかも、その事實が據つて以て認定せらるゝに至つた資料たる證據に付いては、決して、論議することを許されないのである。

高等司法裁判所王座部に於ける審理は、當事者が如何なる判決を求むるやに付いての申立をすれば、それで、終結するのである。例へば、原審の有罪判決を是認して呉れとか、或は之を取消して呉れとか云ふが如き、又、起訴を略式手續裁判所に於て却下したやうな場合であつたならば、有罪の判決を言渡すやうに若しくは何等かの他の方法に於て上訴審の判決の趣旨を實行することの出来るやうに、その事件を略式手續裁判所へ差戻してもらひたいと云ふが如き類である。さうして、若しも、その事件が略式手續裁判所へ差戻されて、上訴裁判所の判決の趣旨を實行することの出来るやうに、更に再び審理を必要とすることになれば、略式手續裁判所は、當事者双方を呼出さなければならぬのである。若しも、一千八百九十五年の略式裁判手續法 (Summary Jurisdiction (Married Women) Act, 1895) に依る夫婦別居の判決を求むる申立に付いて法律問題が起つたならば、その上訴事件は、之を、檢認及離婚事件部 (Probate and Divorce Division) へ對して、申立をしなければならぬのである。

四季裁判所に對する上訴——一千八百七十九年の略式裁判手續

法に依る上訴權

一千八百七十九年の略式裁判手續法 (Summary Jurisdiction Act, 1879) の第十九條の規定に依れば、過去の法律たると將又、將來制定せらるべき法律たるとを問はず、ともかくも、或る法律に従つて、或る

犯罪に對する刑罰として、又は、爲すべき行爲若しくは事柄を爲さざるが爲め、或は、爲さざるべき行爲若しくは事柄を爲したるが爲めの制裁として、罰金刑との選擇を許さざる拘禁刑の判決若しくは命令を受けたる者が、他に何等、四季裁判所 (Quarter Sessions) への上訴の道を與へられて居らない場合に於ては、一般的に、同裁判所に對して、上訴することが出来ることになつてゐるのである。但し、此の第十九條の規定は、被告人が『有罪』の答辯を爲さざるか、若しくは、通告手續 (information) 或は告訴 (complaint) に係る事實を認容せざる場合に於てのみ、適用せらるゝのである。又、金錢の支拂に對する命令に應じないとか、或は、保證人を探し出さないとか、承認書に署名しないとか、或は又、擔保を供しないとか、云ふことの爲めに、拘禁刑を科せられたる場合に於ても、此の條文の規定の適用はないのである。

此の規定に係るところの上訴權は、今日に於ては、如何なる刑罰でも、兎も角も、有罪の判決を受けたならば、凡ての場合に於て、認められてゐることになつたのであるが、しかし、尙、右にも云うたるが如く、有罪の答辯を爲さざるか、或は、訴に係るところの事實を認容せざるか、その二者の中何れかの道を探つた者にのみ限られてゐるのである。尙、一千九百十四年の刑事訴訟法 (Criminal Justice Administration Act, 1914) の第二十七條を参照せられたい。

ロンドン警察區に於ける一般的上訴權

一千八百三十九年のロンドン警察裁判所法 (Metropolitan Police Courts Act, 1839) の第五十條の規定する所に依れば、ロンドン警察裁判所判事 (Metropolitan Magistrate) の略式裁判手續に依り、命令若しくは判決を以て、三鎊以上の罰金、或は、一ヶ月以上の拘禁、の刑罰に處せられたる者にして、當該の命令若しくは判決に對し、不滿を感ずるときは、常に、次回の通常開廷裁判所 (General Sessions) 又は四季裁判所に於ける治安判事に對し、上訴することが出来る、ことになつてゐるのである。

但し、右の規定は、關稅事件、消費稅事件、印紙稅事件、租稅事件、及び郵便局告發事件に依つて、金錢刑の言渡ありたる場合には適用がないのである。

一千八百七十九年の略式裁判手續法、並に、一千九百十四年の刑法施行法 (Criminal Law Administration Act, 1914) に依つて次に示すやうに、非常に範圍の廣い上訴權が認められてゐるのであるが、右に述べたる、拘禁刑の言渡を受けたる者の上訴權は、それがために、何等、影響をも受くることはないのである。何故ならば、警察裁判所判事に依つて、一ヶ月以上の拘禁刑、若しくは、三鎊の罰金刑の言渡を受けたる場合に於ては、被告人が有罪の答辯を爲し若しくは訴に係るところの事實を認容したとしても、尙、上訴することが出来るのであるが、右に擧げたる、二つの法律の規定に依る上訴權は、かかる場合には認

められて居らないからである。上訴の目的は、非常に多くの場合に於て、有罪判決を取消して呉れ、と云ふ點にあるのではなく、刑を減輕して呉れ、と云ふ點に在ると云ふことは、注意すべき事項である。さうして、又、或る場合には、無智な人は、自己が如何なる事實に付いて訴へられてゐるのか、よく了解もしないで、有罪の答辯をしまふやうなことも有り得るのである。

略式手続裁判所に於て審理せられたる大罪事件に對する上訴權

一千八百九十二年に、次のやうな判決が下されたことがある。即ち、一千八百四十八年の大罪法 (Indictable Offences Act, 1848) の規定に従ひ、窃盜罪に依つて、起訴せられたる被告人が、略式手続裁判所に於て審理せらるゝことを求め、且、その裁判所に於て、有罪判決を受けて、拘禁刑に處せられたる場合には、拘禁刑の言渡は、一千八百七十九年の略式裁判手続法そのものに従つて爲されたのであつて、『過去は、法律若しくは將來制定せらるべき法律』に従つて爲されたものであるから、右の略式裁判手続法の第十九條の規定に依る上訴權はないのである。(R. v. Justices of London, 1892, 1 Q. B. 664; 61 L. M. C. 104; 56 J. P. 421) 又、此の判決は、更に、一千九百十年のデイツキンソン事件に於て、踏襲せられたのである (R. v. Dickinson, 1910, 1 K. B. 469; 74 J. P. 76) それに依れば、猥褻的暴行罪に付き略式手続裁判所に於て有罪の判決を言渡したるは、之れ即ち、一千八百七十九年

の略式裁判手続法を直接に適用して爲されたのであつて、一千九百八年の少年法 (Children Act, 1908) の規定に従つたのではないのである、と。

一千八百三十九年のロンドン警察裁判所法 (Metropolitan Police Courts Act, 1839) の第五十條の規定に依る上訴權は、略式手続裁判所に於て審理したる大罪事件に對しては適用がない、と云ふ判例がある (Maseley v. Director of Public Prosecutions, 1920, 1 K. B. 16; 83 J. P. 211; 88 L. J. K. B. 1166; 121 L. T. 581; 63 Solicitor's Journal, 750; 35 T. L. R. 670; 17 L. G. R. 562) 併し乍ら、此のやうな場合に於ても、被告人が有罪の答辯をしなければ、一千九百十四年の刑事訴訟法 (Criminal Justice Administration Act, 1914) の第三十七條の適用はあるのである。

特別なる上訴權

上來説明したる如き、一般的上訴權の外に、犯罪を創定してゐる特別なる法律には、更に又、特別なる上訴權を認めた規定の設けられて居ることが屢々あるのである。法律に特別なる規定がなければ、四季裁判所に對する上訴權なるものは存在し得ないし、又、如何なる事件に於ても、法律を以て特別に規定してある場合でなければ、訴の却下に對して、上訴する道はないのである。

四季裁判所に對する上訴の手續方法

略式手續裁判所の判決に對して上訴をする場合の手續方法は、今日に於ては、統一せられてゐるのである。さうして、それに關する規定と云ふのは、一千八百七十九年の略式裁判手續法第三十一條である。上訴する旨の通知は、判決の日より七日の期間内に爲さなければならぬのであつて、更に其の後三日の期間内に、必要なる承認書に署名して、之を提出しなければならぬのである。

四季裁判所の權限

四季裁判所 (Court of Quarter Sessions) は、上訴裁判所として、上訴事件を處理するに付いては、完全無缺の權限を有つてゐるのである。即ち、略式手續裁判所の判決を、或は是認し、或は破毀し、又或は變更し、更に又或は、自ら意見を附して、之を、下級裁判所たる同裁判所へ差し戻すことも出来るのである。それから、又、略式手續裁判所が事件を處理するに付いて有すると同様なる權限をも、亦、有するのであつて、即ち、刑を減輕することは勿論、尙之を増大することも出来るのである。

立證責任は常に起訴者側に在り

茲に、銘記すべき重要事は、四季裁判所に對して上訴を爲したる事件の審理は、他の上訴の場合と、その立脚點を異にし、之れは、性質上、再審なのであるから、従つて、その結果、立證責任は尙依然として、通告者 (informant) 若しくは原告 (complainant) の側に在る、と云ふ點である。

義務たる作爲 (不作爲) を命ずる命令

略式手續裁判所が、その裁判權を行使することを拒みたる場合の救濟方法は、高等司法裁判所王座部 (King's Bench Division of the High Court of Justice) に對して、義務たる作爲 (不作爲) を命ずる令狀 (writ of mandamus) の發布を申請するのである。

此の手續は、場合に依ると、極めて、複雑であつて而かも手間取るものであるから、更に之を簡易なる手續に依つて行はるゝやうに、一千八百四十八年の裁判保護法に依る規則 (Rule under the Justices Protection Act, 1848) が制定せらるゝに至つたのである。此の規則に依る申請も、亦、前と同じく、王座部に對して爲すのである。

手續禁止命令

略式手續裁判所が、その管轄權を踰越してゐると云ふことを主張せんとする、救濟方法は、手續禁止命

令狀 (writ of prohibition) の發布を、前と同じく王座部に對して申請するのである。

訴訟移送命令

移送命令 (certiorari) と云ふのは、之に依つて、下級裁判所の判決、命令、等を再審査の目的の下に、王座部に向つて、移送せしむる方法なのである。さうして、その王座部に於て、更に審査した結果、無効なものであれば、之を破毀するのである。但し、犯罪を創定してゐる多くの法律中には、此の命令を申請する権利を、削除してゐることが多い。

人身保護命令

人身保護命令 (Habeas Corpus) も、亦、高等司法裁判所王座部の發布するものに係るのであるが、此の命令が發布せらるゝと、或る者が、失當的に (improperly) 拘禁若しくは監置せられてゐるにあらざるや否やと云ふことを審理することになるのである。此の手續方法は、その名稱の示すが如く、その者を裁判所へ出頭せしむるのは、刑務所の管理人、若しくは被告人を監置する其他の者の義務なのである。

治安判事は命令狀に對して意見書を提出することの出来る権利あり

略式手續裁判所 (Court of Summary Jurisdiction) の判決が、以上、列記したところの命令狀の内、

その何れかの命令狀の發布に依つて、高等司法裁判所王座部の問題として論議せらるゝに至つた場合に於ては、何時にても、その略式手續裁判所を構成する治安判事は、之に對して、自己が下したる判決の理據を開示したる意見書 (affidavit) を作成し、以て、之を提出するの権利があるのである。さうして、高等司法裁判所王座部の判事は、その審理を爲すに當つては、先づ判決を下す前に、その意見書中に開示せられたる事實に付いて、考察を拂はなければならないことになつてゐるのである。此の點に關する規定は、一千八百七十二年の治安裁判所判決再審査法 (Review of Justices' Decisions Act, 1872) と云ふ法律である。

第四章

一千八百四十八年の大罪法の規定に依る略式

手續裁判所の手續の實際

故ステイブン判事が、其の著に係る『刑法史』(History of the Criminal Law)の第一卷第二百三十九頁に於て、一千八百四十八年の大罪法(Indictable Offences Act, 1848)を以て次の如く評してゐる。曰く、

『此の法律は甚だ有用なる法律たるを失はぬのであるが、その書かれたる目的が、讀む者を驅つて、絶望の深淵に陥らしむるに在るものの如くである。此法律の組立の根據となつてゐる原理は、思ひ付きの觀念聯合のそれであり、而かも、その文體は、徹頭徹尾、冗長にして且つまだるつこしいものである。』

さて、此の章の下に於ては、右の法律に依る訴訟手續上の諸點を、順序を逐うて説明し、此の問題を、出來得る限り、わかり易からしめるやうにと、力めたのである。

此の問題に就いての参考書

此の問題に就いて、更に、詳細なる事柄を知らうとする讀者諸君は、ドゥグラス氏の『略式裁判手續法』(Douglas's Summary Jurisdiction Acts)を参考せられたら、宜しかるべく、又、此の問題に就いての法律的研究のためには、ストーン氏の『治安判事必携』(Stone's Justices' Manual)か、若し之れが無ければ、アーチボルド氏の『刑事訴訟術』(Archbold's Criminal Pleading)を参考せられたら、宜しいであらう。

前來の各章に於て説明したる諸問題

第一番として、治安判事を行ふところの、大罪(indictable offences)に關する訴訟手續は、非常に大きい程度まで、略式手續に依る犯罪(summary offences)に關する訴訟手續と相類似するものがあるのである。そこで、此の章に於て説明を省略したる諸點に付いては、前來の各章を参照せられたいのである。

裁判所の構成

併し乍ら、先づ茲に指摘して置かなくてはならないところの、第一の相異點は、裁判所の構成に關してである。

既に、前にも、説明して置いた通りであるが、略式事件は、些末事件裁判所(petty sessional court)か、又は、或る制限の下に、臨時開廷裁判所(occasional court)か、に於て、審判せられなければならないのであるが、大罪事件の場合にあつては、一人以上の判事の列席を必要としないのみならず、又、その開廷の時と場所とに付いても、何等の制限がないのである。

デイケンズ(Dickens)の小説『ピクウィック・ペーパーズ』(Pickwick Papers)の内に、治安判事ナプキンス(Mr. Nupkins, J. P.)が、訴訟手續を行ふ場面に付いての敘述があるが、その裁判の時

と場所とに關する範圍内に於ては、それは疑もなく、正確なものである。さうして、其處に書かれてある手續方法は、略式事件の場合になると、今日に於ては、區々として統一的行はれることはないのであるが、尙、大罪事件の場合となると、依然として、被告人は、先づ即刻、治安判事の私宅へ連れて行かれ、さうして、其處に於て、嫌疑を受けたる犯罪事實に付いて取調べられることになるのである。

併し乍ら、原則として、大罪事件に對する起訴、即ち起訴狀に依る起訴 (indictable charge) も、法律上の所謂些末事件裁判所と云ふ機關に依つて、爲されるのである。さうしてロンドンの警察裁判所判事 (metropolitan magistrate) や、有給治安判事 (stipendiary magistrate) や、ロンドン市參事會員 (alderman of the City of London) の場合に於けるが如く、一人の判事に依つて、些末事件裁判所を構成するのみなる場合を除いては、一人の判事が責任を負ふ、と云ふが如きことは、火急を要する場合に於てのみあり得ることなのである。

密室に於ける審理

略式事件は『公開の法廷』(in open court) に於てななければ、審理することを得ざる旨を規定したる、一千八百七十九年の略式裁判手續法 (Summary Jurisdiction Act, 1879) の第二十條第一項は適用せられないのであつて、一千八百四十八年の大罪法の第十九條は、實に、審理の爲めに使用せらるる室若しくは

建物を以て、公開の法廷と目すべきものにあらざること、竝に、判事は、何人とも雖も、裁判所の許可なくして、其處に立ち入り若しくは在留することを得ざる旨を命ずるの權限を有すべきこと、を明白に規定してゐるのである。さうして、此の規定たるや、普通一般人に對しては云ふまでもなきこと、新聞記者に對しても、適用あることは、固より疑のなきところである。一千八百八十九年の解釋法 (Interpretation Act, 1889) 第十三條第一項の中の『略式手續裁判所法廷』(court of summary jurisdiction) 云々言葉の解釋に付いて起されたる疑問は、一千九百年に至つて、カツツ事件 (R. v. Katz, 1900, 64 J. P. 807; 17 L. T. R. 67) に於て、終に解決せらるるに至つたのである。併し乍ら、判事は、常に、專權に依つて、審理の公開に付き制限を加へる權能をはたらかせることが出来るのである。

審理は公開することを望ましけれ

何等社會的の害悪も惹起しないならば、常に、訴訟の進行を、全然公開して、社會をして知らしむる方が、いいのである。但し、猥褻行為に關する大罪事件、就中、その態様が不自然なるものの、訴訟審理の際には、裁判所は、婦人のみならず、又、男子も、一切之を退延せしめた方がいいのであらう。新聞記者は在延を許しても差支へはあるまい。何故ならば、原則として、彼等は、此の、與へられたる特權を尊重するものであつて、又、縱令、之を尊重しなくとも、風紀事件の公表に關する通常の法律には服従すべき義務

があるのであつて、その報道が審理の實際を寫したる正確なる記事であるとの事實を主張しても、以て、風紀事件公表罪に於ける適法なる抗辯とはならないのである。又、普通の事件の場合に於ても、例へば姓名や住所を公表することを裁判所に依つて禁止せられてゐた場合に、その禁止に違反して、之を公表したと云ふが如きことがあれば、その違反を敢てしたる新聞の記者は、將來如何なる事件の審理をも傍聴することが出来なくなることがあるのである。

近親相姦事件は判事室に於て審理せらる

一千九百八年の近親相姦處罰法 (Punishment of Incest Act, 1908) の規定に違反したる事件に付いては、その審理を、判事室 (camera) に於て爲すべきことを命ぜられてゐるのである。尙、ミード並にボドキン兩氏著の『一千八百八十五年刑法修正案』 (Mead and Bodkin's Criminal Law Amendment Act, 1885) の第四版第百八十二頁の註を参照せられたい。

審理手續を進行すると否とは裁判所の専權に屬す

略式事件の訴訟手續の場合と同じく、或る大罪事件、例へば、重罪 (felony) の如きは、令狀 (warrant) なくして、被告人を逮捕することが出来るのである。夫れ故に、被告人が行方を晦らまして、近傍

には居らない、と云ふやうな場合を除いては、重罪の場合には、通常は、令狀を發布しないのである。かくの如き場合には、裁判所は、起訴者の主張する處に依つて、一應『嫌疑十分なる事件』 (a prima facie case) なりと思料し得られたならば、起訴者をして、警察官に逮捕方を依囑せしめるのであるが、さうすると、警察官は、その權限に依つて、起訴者の代理人として行動し、以て、被告人を逮捕すると云ふことになるのである。しかし、警察官が、かく行動することを拒んだ場合には、裁判所としても、もう一度、更に、再度の考案をすることになるのは勿論のことであらう。

既に、第二章に於て、通告手續に基いて訴訟手續を開始する場合に就いて論じた際にも述べて置いたとほりであるが、裁判所は、如何に、犯罪が行はれたりとの明確なる證據があつても、社會的利益から考へてみて、夫れを罰することは、望ましくならずと思料したならば、訴訟手續を進行することを拒絶することが出来るのである。

如何にして起訴を爲すべきか

通告手續 (information) が爲られると、呼出狀 (summons) か、又は、逮捕狀 (warrant) が、發せらるるのであるが、逮捕狀が發せらるる場合には、常に、その通告手續は、宣誓したる上、書面に依つて爲されなければならないのである。多くの裁判所に於ては、濫訴を防止する爲に、呼出狀のみを發する

場合に於ても、尙、此の手續を履踐しなければならぬことにしてゐるのである。尙、逮捕状の裏書に依つて、保釋を許すことの出来る、警察官に對する権限に付いて、は第六章に於て、説明することにしよ。う。

被告人の身柄は必ず在廷することを要す

略式事件の場合の訴訟手續とは異つて、被告人の身柄は、絶對的に、在廷することを必要とするのであるから、大罪事件の場合に、辯護士などをして、代理出頭せしむることは、許されないのである。併し乍ら、唯、此の被告人在廷の必要に對する唯一の例外は、被告人自身が、故意に、訴訟手續の進行を不能ならしむるやうな行動に出でたる場合、である。此の場合に於ては、被告人が在廷して居らなくとも、審理を進行繼續して差支へないのである。

法人に對する大罪事件の起訴

右の如き嚴格なる要件を必要とするれば、法人に對する大罪事件の起訴があつた場合には、所詮、審理不能ではないか、と云ふことになつて、既に、かくの如き疑問が、アスケーニオ事件 (R. v. Ascanio) の際に起つたのであつた。かやうな事件の場合には、治安判事が豫審の取調をすることなしに、起訴状案

(a bill of indictment) を、巡回裁判所 (Assizes) 若しくは四季裁判所 (Quarter Sessions) へ提出することが出来るのである。さうして、被告人は、代理を以て (by deputy)、このやうな裁判所へ出頭することはないのであらうから、その起訴状は、辯護士 (solicitor) を以て出頭せしむることの出来る、王座部 (King's Bench Division) へ、移送命令に依つて移送せられなければならないことになるのである。誣告訴訟法 (Vexatious Indictment Acts) の下に於ける犯罪に付いては、起訴状案が提出せらるる前に、豫め、治安判事が被告人を收監して置かなくてはならないのであるから、従つて、かかる犯罪は自然人に依つてのみ、行はれ得べき性質のものであつて、それが、法人に依つて行はれると云ふことは、滅多にないことなのである。又、若し、そのやうなことが、假りにあつたとしても、提出せられたる起訴状案に對して、王座部判事若しくは檢事總長 (Attorney-General) の同意があれば、それを以て、治安判事に依る普通の收監處分に代へることが出来ることになつてゐるのである。

法律顧問又は辯護士は辯護人として出頭することを得

かくの如きことは、法律的の意味に於ては、被告人の爲に、出頭する (to appear) と云ふことにはならないのであるが、法律顧問とか辯護士とか云ふ人々は、被告人の辯護人 (advocate) として、出頭し、以て、辯護人たる完全なる程度の権限を行ふことが出来るのである。

起訴者は自ら訴訟行為を行ふことを得ず

起訴者は、略式事件の場合とは異り、自ら、事件の審理に關與することは出来ないのである。何故ならば、理論的に云へば、抑も、起訴は、直接に、國王に依つて、爲されたわけなのであるからである。さうして、辯護士が、起訴者に代つて、訴訟行為を爲すに付いての、完全なる權利を有つてゐるのである。それは、法律上は、依頼人は、國王であつて、私人ではない、と云ふ解釋から來てゐることである。それ故に、大罪事件の審理に於ては、巡査や其他の警察官吏が、起訴事實の陳述をしたり、證人に對する訊問や反對訊問をしたりするやうなことは、ないのである、若し、そのやうなことをすれば、辯護士の職能を奪ふことになる云ふのである。

證人に對する手續

此の大罪法の第十六條は、起訴者側の證人の呼出方法を規定してゐるのであるが、それは、呼出狀、令狀、召喚手續、宣誓を拒みたる場合の拘禁、等に關する略式手續の場合のそれと同様である。尙、此れらの事項は、後の法律なる、一千八百六十七年の刑法修正法 (Criminal Law Amendment Act, 1867) の第三條に依つて、被告人側の證人に對しても、適用せらるることになつたのである。又、書類の提出、等を

強制する權限も、規定せられてゐる。

證人訊問調書の作成とその読み聞け

證人の證言は、凡て、之を、書面に録取しなければならないのである、さうして、此の大罪法の規定する所に依れば、一定不變のその手續を、裁判所書記が、義務として行ふものではあるけれど、治安判事が、責任を負ふことになつてゐるのである。凡ての證人の訊問調書は、必ず、之を、被告人の面前に於て、読み聞けなくてはならないのである。さうして、その読み聞けの終つた後、各證人は、その訊問調書に、何れも署名しなければならないのである。

死亡等の理由に依り證人が審理の際に出頭すること能はざる場合

- (イ) 一千八百四十八年の大罪法の第十七條の規定する所に依れば、被告人の審理の際に於て、既に訊問調書を録取作成したる證人が死亡したるか、若しくは、出頭すること能はざる程の病氣に罹つてゐること、
- (ロ) 訊問調書が、被告人の面前に於て、録取作成せられたること、

(ハ) 被告人及びその辯護人が、十分に、反対訊問を爲すの機会を有したること、
 が立證せられ、且つ、その訊問調書作成の衝に當りたる治安判事に於て、自ら、之に署名するも差支へな
 しと思惟する場合に於ては、その訊問調書は、之を朗讀し、以て、之を、當該被告事件の罪證に供するこ
 とが出来るのである。併して、その訊問調書は、被告人に對して讀み聞けられ、且つ、證人の署名したる
 ものでなければならぬことは、固より云ふまでもないことである。

被告人側の證人に對して適用するに付いて起るべき疑點

一千八百六十七年の刑法修正法の第三條の規定に依つて、被告人側の證人として呼出され且つその義務
 を科せられたる者に就いて、その規定の規定する所に依れば、被告人を審理するに當つては、起訴者側の
 證人の訊問調書に關する、現行の法律として存在する凡ての法律は、亦等しく、此の規定の適用せらる
 る、被告人側の證人の訊問調書にも、擴及して適用せらるべきものだと云ふことになつてゐるのである。
 しかし、先に示したる、被告人の反対訊問の機會に關するところの、第三の(ハ)の條件は、被告人側の
 證人の場合には適用がない、としても、尙、被告人側の證人の訊問調書を、罪證に供することが出来るこ
 事、は果して當を得たりや否や、と云ふことが、十分、問題になるのである。

危篤の状態に在る證人の訊問調書は如何にして錄取作成すべき
 や

出頭せざる證人の訊問調書を罪證に供することが出来ること云ふ問題に就いて、證人が後に至つて死亡す
 るとか若しくは出廷不能になるとか云ふやうなことを、豫期だもしないで、順當の手續の下に、裁判所に
 於て、證人訊問を爲し、以て、その訊問を錄取したる調書を作成することを得たと、云ふやうな場合なら
 ば、前記第十七條の規定も、更に別に、論議を加ふべき筋合もないのであるが、茲に、考慮を要すべき重
 要な問題が横たはつてゐるのである。それは、治安判事が、或大罪事件に關して、或る證人の訊問を聴き
 以てその訊問調書を作成すべき旨の要求を受けたが、そのときその證人は、病氣であつて出頭不能である
 のみならず、その病氣は万一の危険を惹起する虞ある程の重態である、と云ふやうな場合に於ては、如何
 なる方法を以て、訊問調書を作成するのが、最も宜しきや、と云ふ問題である。不可避の病氣の發
 先づ、このやうな場合に於ては、被告人を、その證人の病室に連行することが出来るならば、之れを連
 行した上、その病室に於て、訊問をすれば、いゝであらう(前示カツツ事件参照)。若しも、前に、取調
 がしてないならば、その州の治安判事なら、誰が行つてもいゝのであらうが、その證人が死亡したり、出
 廷不能の場合には、その訊問調書が罪證に供し得らるゝのであるから、かゝる訊問調書を作成するが爲め

には、その治安判事が、最後まで、その事件の審理に與らなくてはならない必要を生じて來るのである。何故ならば、その訊問調書が有效なるが爲めには、終局的に、その事件を公判に付するところの治安判事に依つて、作成せられなければならないからである。ところが、前に取調があつたときに、万一の場合が起つて、訊問調書を作成しなければならないと云ふことになれば、既にその事件の真相をつかんでゐる判事が、出掛けて行くことになるのであらうし、又、火急の場合にて、それが不可能であつて、別の新しい判事が出向いて行かなければならぬやうなことがあれば、その、既に供述せられたる證言を、後日に於て、新たに、調書に録取すると云ふ困難に逢著することになるであらう。しかし、かくして、その治安判事は、事件の全相を把握するに至り、以て、それに依つて、十分なる證據を蒐集した曉には、その被告事件を公判に付するだけの、資格を取得することであらう。しかし乍ら、多くの事件に於ては、彼のカツツ事件に於て認められたやうな、裁判所に依ること、事實上、實行不能であらう。

通常の方法に依り證人訊問調書を作成すること能はざる場合

一千八百六十七年の刑法修正法 (Criminal Law Amendment Act, 1867) 第六條は、次のやうな万一の場合に就いての規定である。即ち、

- (イ) 若しも、治安判事に於て、或る人が危篤の状態に在つて、登録醫師の診断に依れば、回復しやうもないのであるが、或る大罪又は大罪の被告人に關して、重要な證言をすることが出來、且つ、進んで之を爲さんとしてゐるものなることを、確認したる場合、
- (ロ) 而かも、右の場合に於て、その證人の死亡、等の原由の生じたる曉には、第十七條の規定の活用を爲さんが爲めに、大罪法の規定する所に従つて、訊問調書を作成せんとするも、その之を實行すること能はざる場合、

に於ては、治安判事は、その證人より、宣誓したる上、陳述を書面に記載して、之を提出せしむることが出来るのである。而して、別に明文を以て、法律に規定してあるわけではないが、その陳述を書面に記載したならば、先づ、之をその證人に讀み聞かせたる上、同人をして、之に署名せしむるか、又若しそれをさせることが出來なければ、何等かの符號を付けさせた方が、いゝであらうと思ふのである。

それから、治安判事も亦、之に署名したる上、『表題として』、かゝる書面を作成せしめたる理由、その日時並に場所、及び立會人の氏名、を附記しなければならぬのである。

さうして、若しも、被告人が既に公判に付せられてゐるやうな場合には、その書面は、先づ、之を、その裁判所の適當官吏の許に、送附しなければならないのである。

又、未だ公判に付せられて居らない場合には、その書面の提出せらるべき、州、市等の治安裁判所の書記の許に送附しなければならないのである。

公判に於て証人訊問調書を読み聞け得る場合の條件

公判審理の際に、証人訊問調書を読み聞かせ得る場合の前提條件として必要な事項は、次の如きものである。

- (イ) 當該の証人が死亡したるか、若しくは、出頭を爲し得べき或は供述を爲し得べき、合理的の見込のなきこと
- (ロ) その訊問調書は、その証人訊問手續に關與したる治安判事に於て、署名せられざるべからざること
- (ハ) その訊問調書を證據として読み聞けられんとする、起訴者若しくは被告人に對し、訊問調書を作成する旨を、豫め、相當なる方法を以て告知し置きたること
- (ニ) その訊問調書を證據として読み聞けられんとする者、又若し、その者の辯護士が出頭して居つたならば、その辯護士が、その證言を爲したる死亡者（原文の儘）に對し、反對訊問を爲すの機會を有したること。

而して、右の(イ)の條件に就いては、その証人が危篤の状態に在ることに付いては、既に最初に於て、醫師の證明があるから、出頭不能とか、供述不能とか云ふ事實に付いては、更にかゝる證明を必要としないのである。

次に(ハ)の條件に就いてであるが、ともかくも、その告知は送達せられなければならないのであるから、それは書面に依つてなされなければならないと解せられてゐるのである。さうして、縦令、かゝる告知を受けずして被告人が訊問調書作成の際出頭してゐたとしても、尙、それは違法であつて、必ず、此の條件は具備してをらなければならないのである。

更に次に(ニ)の條件に就てであるが、反對訊問の機會は、既に説明もした如く、一千八百四十八年の大罪法の規定に依つては、起訴者の側には、通常の取調の際に、認められてゐる權利ではないのであるが、尙、茲には、此の機會が、起訴者の側に與へられてゐることになつてゐるのである。辯護士なり、法律顧問なりが、起訴者の爲に出頭して居る場合には、如何なる事件に於ても、被告人側の証人に對し、反對訊問を爲し得べき權利を有することは、固より言ふを俟たないところである。さて、茲に、不備な點があるが、之れは誠に奇怪な沙汰である。それは、反對訊問の機會を認めたる條件を、証人の死亡したる場合にのみ限定して居つて、証人が生存してゐても、出廷すること能はざる場合、に於て、その訊問調書の読み聞けを求められたる場合を包含しては居らないのである。併し、かゝる不備の點にはかまはず、裁判所は、公判審理に於て、かゝる場合を生じたるときは、當事者は本來相手

方の證人に對し反對訊問權を行ふことを得るものだと、決定してもいふのだと云ふことに解釋せられ、以て、此の規定は、創設的ではなく、寧ろ、確認的の性質を有するのだと考へられてゐるのである。

證人訊問調書を作成することを得ざる場合

次に示すが如き各場合には、一千八百四十八年の大罪法の規定に依り、證人訊問調書を作成することを得ざるものなりと云ふことになつてゐるのである。

- (一) 未だ刑事訴訟手續が開始せられざるか、繫屬し居らざるか、若しくは、直に、開始すると能はざる場合
- (二) 手續は開始せられたるも、被告人の出頭を得る能はざる場合
- (三) 手續は開始せられたるも、既にその事件に付き職務を行ひたる治安判事、若しくは、公判に付する決定を爲し得る資格ありとせらるゝ其他の治安判事が出頭すること能はざる場合
- (四) 被告人が既に公判に付せられ居る場合。

起訴の開始せらるゝ以前證人訊問調書を作成することを得ざるか

右に擧げたる(一)の場合に就いては、次のやうな解釋を下してゐるのである。即ち、或る大罪に關して、或は、大罪に付いて嫌疑を受けたる者に關して、重要な證言を爲さんとする證人ある場合に於て、此の

證人の供述を録取することを得るや否やの問題を解決するに當つて、此の規定が、先づ、次の場合の何れかの場合をも規律するものなることを銘記しなければならぬと云ふのである。即ち、その場合は、刑事訴訟手續が未だ繫屬し居らざる場合、及び、その結果として、未だ、起訴者とか被告人とか云ふ者が存在せざる場合を謂ふと云ふのである。

夫れ故に、未だ起訴手續が開始せられず、而かも、病氣の證人があつて、證言を爲さんとしてゐる、と云ふやうな場合に、警察官なり、其他の適當なる利害關係人が、その嫌疑ある者に對して、告知書を送達したならば、治安判事としては、先づ、その申請に基いて、その病氣の證人に付いて、證人訊問調書を作成して置いた方が賢い遣り方であらう。さうして、その訊問調書が讀み聞け得るものなりや否やの判斷を、公判裁判所に任かせてしまつたらいゝであらうと思ふのである。二十七年の訊問調書は、この如くである。之れは、又、之れと逆の場合にも應用し得る結論である。即ち、自己に對して、起訴手續の開始せらるゝことを豫期してゐるやうな者が、自己に有利なる證據の保全方法として、先づ、治安判事に對して、病氣に陥つてゐる證人の證言を、訊問調書に録取して置いて呉れと要求し、且つ、その事件に付いて、起訴者に成るらしい人に對して、告知書を送達して置く、と云ふやうな場合である。

被告人を連行せしむる權利

大罪法の第七條の規定するところに依れば、高等司法裁判所の判事（原文の儘）、被告人を拘禁處分に付し、若しくは、被告人を拘禁したる刑務所を訪問したる、治安判事は、刑務官吏に對し、その被告人を、告知書に記載したる場所に、連行することを命ずることが出来る、ことになつてゐるのである。

十六歳以下の者の證人訊問調書作成に關する一千九百八年の少年法の規定

一千九百八年の少年法（Children Act, 1908）の第二十八條及び第二十九條の規定は、右に説明したる原則を、更に、擴張してゐるのである。

治安判事は、右少年法の第二章に規定したる犯罪、若しくは、同法の附録第一表に列擧したる犯罪、を行ひたるものとして起訴せられてゐるものがあれば、その者に關して、幼年者又は少年者に對し、宣誓の上、證人訊問調書を録取作成することが出来るのである。但し、それは、治安判事に於て、相當資格ある醫師の證明書に基き、その證人たる者が裁判所へ出廷すれば、その生命乃至は健康に重大なる危険を發生する虞がある、と云ふことを確認し得られたる場合に限るのである。證人訊問調書を作成したる後に於ける、その治安判事の義務は、曩に、『通常の方法に依り證人訊問調書を作成すること能はざる場合』の項の下に於て、論述したる所のそれと同様である。

少年法の規定に基き證人訊問調書を読み聞け得る場合の條件

此の少年法の規定に基いて、公判審理の際に、證人訊問調書を読み聞け得る場合の條件は、曩に、通常の手續に於て、読み聞けを爲し得る場合の條件として説明したるところとは、稍々、相異してゐるのである。

- (イ) 裁判所が、残酷性を帶ぶる犯罪、若しくは、少年法の附録第一表に掲げたる犯罪に付いて、起訴する。狀手續を以て起訴せられたる者の公判審理に於て、相當資格ある醫師の證明書に基き、當該證人の曩の裁判所への出廷が同人の生命若しくは健康に重大なる危険を惹起する虞がある、との事實を確認し得たること。
 - (ロ) 判事の署名あること（之は曩に説明したるところと同じ）。
 - (ハ) 相當なる方法を以て告知書を送達すること（之も曩に説明したるところと同じ）。但し、起訴者若しくは被告人、といふ文字が省略せられてゐる。
 - (ニ) 證人訊問調書の読み聞けを爲さるる者、若しくはその辯護人が、當該の證人に對し、反對訊問權を行使する機會を與へられたること（之も曩に説明したるところと同じ）。
- 次に、少年法の第二十九條の規定を見ると、それは、左の如きものである。即ち、裁判所が、公判審理

に際し、相當資格ある醫師の證明に基いて、既に證人訊問調書を作成したる證人が、裁判所へ出廷するときは、同證人に付き重大なる危険を惹起する虞がある、との事實を確認したるときには、その證人訊問調書は、之を、證據に供し得ると、云ふのである。併し乍ら、その證人訊問調書は、その作成の衝に當りたる治安判事に於て、署名せられて居らなくてはならず、又、それを證據に供せらるゝところの當事者に對して、作成に關する告知書が豫め送達せられて居ることの證明がなければならず、更に又、その當事者若しくはその當事者の辯護人が反對訊問權を行使する機會を與へられたることの證明がなければならぬのである。一千八百四十八年の大罪法 (Indicible Offences Act, 1848) の規定に基いて作成せられたる、通常の證人訊問調書も、又、之と同様の條件が具備してゐる場合に限り、證據とすることが出来るのである。

未だ起訴の手續も開始せられざる場合

前に説明したる、大罪法の規定に基く通常の訴訟手續に於けると同じく、未だ起訴の手續が開始せられざる以前に於て、證人訊問調書を作成することを得るや否や、の問題が起るのである。併し乍ら、此の問題に就いては、出來得る限り、最も自由なる解決を下した方が、よいであらうと思ふのである。

以上の諸規定を利用する被告人の權利

起訴の手續の開始せられたる後に於ても亦さうであるのであるが、起訴の未だ開始せられざる以前に於て、告知書の送達を受けなければならない相手方として、起訴者が特に記載せらるゝことなくとも、先づ被告人 (accused person) 若しくは嫌疑をかけられてゐる者 (suspected person) の申請に基き、且つ、その者の爲に、證人訊問調書は、作成せらるゝに至るものゝやうである。

又、此の場合に於ても、曩に、『證人訊問調書を作成することを得ざる場合』の項に於て論述したる所を、當て嵌め得る範圍内に於て、參考に資すべきである。

尙、證人の死亡と云ふことは、他の二つの訴訟手續に於ては、訊問調書を證據として採用するを許す原由なのであるが、此の場合に於ては、かゝることのないと云ふことを注意して置きたいのである。

被告人の出頭を爲さしむる方法

一千九百八年の少年法には、その前の法律でもさうであるが、告知書に記載せられたる場所へ被告人を出頭せしむることに付いて、別に何等の規定も置いてゐないことに氣付くであらう。若しも、一千八百四十八年の大罪法の規定に基いて訴訟手續を進行せしむべきものなるべき原由があり、且つ、被告人

は再拘禁として目下その身を拘束せられてゐるならば、被告人は、次の取調期日として最初に指定せられたる日には、一千八百四十八年の大罪法第二十一條の規定に依つて、出頭せねばならないことになるのである。被告人が既に拘禁中に在る、他の場合に於て、被告人をして告知に應じて出頭せしむることの出来るやうにする唯一の方法は、先づ、一千八百九十八年の監獄法 (Prison Act, 1898) 第十一條の第二項乃至第三項の規定に基いて、國務大臣の命令の發布を申請するにあるのである。

瀕死事實申立書

時々、警察官が、治安判事の許へ、瀕死事實申立書 (dying declaration) と云ふ書面を持つて來ることがあるのである。證人の死亡、等の場合に、それが、第十七條の規定に依つて、證據として、讀み聞けを爲し得ると同様に、通常の場合に於ても、證人訊問調書として、此の書面を採用し得ることにすれば、最上の方法であらう。若しも、それが出來なければ、他の、二つの手續法に依らなければならぬことは、既に説明して置いたとおりである、他の二つの手續方法とは、即ち、一千八百六十七年の刑法修正法 (Criminal Law Amendment Act, 1867) の規定に基くそれと、もう一つは、一千九百八年の少年法 (Children Act, 1908) の規定に基くそれと、此の二つである。さうして、此の二つの場合に於ては、證人訊問調書を作成する前に、先づ、告知書を、送達して置かなくてはならないのである。しかしながら、

事態餘りに早急にして、被告人の出頭若しくは告知書の送達の何れかを爲すことを許さないやうな場合には、それなしにでも、略式にて、尙、それを作成することが出来ることになつてゐるのである。

右の如き書面を受取る時、治安判事は、法律上は、普通人と同じく、何等の權限資格もなくなるのである。しかしながら、若しも、要求を受けたならば、その調書に關する證據が出来るだけ大きな力を持ち得るやうに、やつて置いた方が望ましいと思ふのである。右のやうな申立書は、死亡の原因又は事情に關する限り、それが作成せらるゝ當時に於て、相當資格ある醫師の意見に依つて、眞實死亡の危険状態にあり且つ回復の望みなき者なりと診斷せられたる者のそれである場合、及び、その者の死亡の原因が問題になつた場合、には、證據となるのである。

さて、大罪事件に關する手續の問題に返つて、説明を續けることにしよう。

再勾留

一千八百四十八年の大罪法 (Indictable Offences Act, 1848) の第二十一條は、次のやうなことを規定してゐる。即ち、證人の不出頭若しくは其他の相當なる理由に依り、訴訟の如何なる程度に在るを問はず、取調を延期することが必要であるとか、又は、望ましいとか云ふやうな場合には、裁判所は、被告人を、刑務所に再勾留することを得る、但し、その再勾留の期間は、正味八日(前後の兩日を除きたる中味

が八日と云ふ意)を超えてはならない。と。此の正味八日と云ふ法律上の限界は、例を以て示せば、一番よくわかるであらう。即ち、それは、先づ、取調をその月の一日に行つたとすれば、再勾留は、その月の十日まで、と云ふことになるのである。

正味三日以上長い期間内、被告人を勾留しようとするには、必ず、令状 (warrant) に依らなければならぬのである。併し乍ら、それよりも短い期間であつたならば、口頭を以てしても差支へないのである。但し、そう云ふことをするのは、あまり、望ましいことではないと思ふ。

ロンドン警察區 (Metropolitan Police District) 内に於ては、被告人の再勾留期間に付き、別に、制限はないのである。此の點に就いては、ロンドン警察裁判所法 (Metropolitan Police Courts Act, 1839) の第三十六條の規定を参照せられたい。

再勾留期間満了の時に於て、被告人が、病氣若しくは事故の爲めに、出頭することが出来ないやうな場合には、裁判所は、その被告人不出頭の儘、更に、その被告人を、將來に向つて、再勾留に付することが出来るのである。さうして、此の場合の再勾留期間は、起訴者並に被告人に於て承諾するならば、八日以上長くとも差支へないのである。

裁判所は、被告人に對し、再召喚の日に出頭することを條件とする保證を立て、或は立てしめずして、承認書に署名を爲さしめたる上、之を、釋放することが出来るのである。さうして、若しも、その承認書

に記載せられてある再勾留期間が八日を以て極限期間としてゐるのにも拘らず、それ以上の期間であつたならば、その承認書は、權限超越 (ultra vires) のものとなり、従つて、それを強制することは出来ないのであるが、起訴者並に被告人の承諾の下に、その期間が伸張せられたのであるならば、それは、尙、有效と謂ふべきである、尙、此法律の第二十九條には、繼續的の保釋 (Bail) に付いての規定が置かれてゐる。裁判所は、再召喚の期日を豫め定めて置くことが出来るのである。さうして、最初に定めたる再勾留期間内ならば、又、如何なる日に於ても、被告人を、裁判所へ出頭せしむることが出来るのである。被告人が刑務所へ送られる時に、未だ、保證人を立てる用意をして居らないと云ふやうな場合に採るべき手續方法は、第二章の内の(リ)承認書概説の項中の『保證人が承認書を提出する手續方法』の部分に説明した所に依るのである。

保釋を許可したる被告人が、再召喚の日に、出頭しない場合には、裁判所は、第二十一條の規定に従つて、承認書を、治安裁判所書記 (the Clerk of the Peace) の許に送致するのであつて、送致を受けたる治安裁判所書記は、茲に、之が没收の手續を採ることになるのである。一千八百七十九年の略式裁判手續法 (Summary Jurisdiction Act, 1879) 第九條の規定が、大罪事件の場合にも適用があるかどうか云ふことは、蓋し、問題である。何故ならば、既に論じて置いた如く、略式手續裁判所 (Court of Summary Jurisdiction) の云ふ語を、廣く一般的に、解釋したとしても、必ずしも、大罪事件を取調べる場合を、

その中に包含しないからである。此の問題に就いては、一千九百年のカッツ事件 (R. v. Katz, 1900) を参照せられたい。

他の縣に於て犯されたる犯罪に付き或る縣に於て起訴の提起ありたる場合

他の縣 (county) に於て或る大罪を行ひたる者に付き、或る縣の治安判事に對して、起訴をしたやうな場合に於ても、その起訴を受けたる治安判事は、その事件に付いて、訴訟手續を進めることが出来るのである。さうして、出頭したところの證人に付いて取調を爲したる結果、その治安判事に於て、公判に付するに足るだけの、十分なる證明なし、と史料したならば、その治安判事は、先づ義務として、その被告人を、當該の犯罪の行はれたる地なりと主張せらるゝところの縣の刑務所へ勾留すると共に、證人訊問調書並に義務を負はせられたる證人の承認書、等を、その縣の治安判事の許へ送致しなければならぬのである。さうすると、その送致を受けたる治安判事は、その被告人が最初から自分の所へ起訴せられた場合と全く同様に、既に作成せられたる證人訊問調書と、更に自分が蒐集したる新らしい證據とを併せて判斷の資料とすることが出来るのである。さうして、その審理の結果、その被告人を釋放することになれば、最初の治安判事に依つて義務を科せられたる證人の承認書も、亦、無効となつて、全く、その效力を失ふ

に至るのである。ところが、その被告人に付き、最初起訴を受けたる、縣の治安判事が、自己の面前に提供せられたる證據に基いて、その事件を以て、公判に付するに足る、相當なる事件なりと史料したならば、その被告人を、當該の犯罪の行はれたる地なりと主張せらるゝ、縣の刑務所に勾留することが出来るのであつて、又、此の治安判事は、通常の事件に於ける場合と同様に、保釋を許可する権限も有するのである。此の點に關する規定は、一千八百四十八年の大罪法第二十二條 (s. 22 of Indictable Offences Act, 1848) である。

公訴の取消

或る刑事事件に付いて、不當なる解決を招來するが如きことがあつてはならないので、それを防止するために、裁判所の書記は、公訴總監 (Director of Public Prosecution) に對して、通告手續書 (information)、證人訊問調書 (deposition) 等の寫を送付する義務があるのであつて、此れ等の書類は、公訴が取消されたり、或は、相當の期間内に續行せられなかつたり、するやうな場合に關係することが大きいのである。起訴者の側に於て、かくの如き處置を採つたとしても、裁判所に於て、若しも適當なりと史料すれば、その事件に付き更に手續を進行させることも出来るし、證據如何に依つては、被告人を、公判に付することも出来るのである。併し乍ら、事件が甚だ複雑であるとか、又は、事實關係に付いて獨立的な調

査をする方がよくて、正義の要求たる刑罰を科する必要ありや否やの點に付き疑問のあるやうな場合には、裁判所は、申立に従つて、被告人を釋放してしまふことも出来るのである。かくの如くして釋放してしまつても、その被告人に對して更に新たに訴訟手續を開始するに付いての何等の障礙ともならないのである。併し、さう云ふ措置に出づるよりも、寧ろ、或る期間内、その被告人を再拘留に付し、以て、公訴總監をして、事件をよく研覈することの出来るやうにして置いた方が、より便宜な方法であらうと思ふ。そうして置いたならば、更に、その事件に付いて、手續を進行する方が望ましいと考へられた場合には、別にあらためて、手續を開始する面倒も起らずに濟むわけである。

主張と立證との齟齬

呼出狀若しくは令狀に記載せられたる所と、顯出せられたる證據との間に齟齬するところがあつても、その起訴が、却下せらるゝやうなことは決してないのである。併し、被告人が欺かれたとか、或は、迷惑されたのだと云ふことを信するに足るだけの何等かの理由があるならば、普通の條件を以て保釋が許可せられ、以て、審理は、延期せらるゝことになるであらう。治安判事は、その起訴に依つて、その事件に付いて進んで行つても差支へないのである。何故ならば、一とたび、被告人が、裁判所に連れて來られたならば、その被告人に對する最初の起訴が、全く、立證なきに歸してしまつても、その起訴に於て顯出せら

れたる證據に依つて、他の犯罪が立證せらるゝならば、その犯罪に付いて、裁判することが出来るからである、更に別の犯罪に付いて別個の起訴手續を正式に採り、以て、起訴表に、その別個の犯罪の具体的事實を記載することは、必要のない事柄ではあるけれども、被告人の爲めには、寧ろ、その方が望ましいことである。

治安判事の此の取調の性質竝に此の取調終結の際に於ける治安

判事の義務

一千八百四十八年の大罪法第二十五條は、起訴者側の主張に付いて取調を終結した際に於ける、裁判所の義務に付いて、規定してゐるのである、即ち、それに依ると、證據に依つて、その被告人を、大罪に付き、公判審理に付するに十分なるものありと思料することが出来なければ、裁判所は、その被告人を釋放しなければならぬのである。之に反して、證據に依つて、その被告人を、公判審理に付するに十分なるものあるか、若しくは、その被告人の有罪に對する、強き推定、或は、尤もらしき推定を下すに十分なるものありと思料することが出来るならば、裁判所は、その被告人に對し、公判に付する旨の決定をしなければならぬのである。

さうして、此の場合に於ける裁判所は、被告人の有罪無罪を決する裁判所ではなくして、唯、法律に依

つて、豫審 (preliminary inquiry) を行うことを委託せられて居るに過ぎない、即ち、厳格な意味の『裁判所』 (court of justice) ではない、と云ふことになつてゐるのである。此場合の裁判所の職能が、法律上、果して、如何なる性質のものなりとしても、それが、極めて、責任の重大なる職能たることに誤りはないのである。一方に於ては、被告人を公判に付することに依つて、無辜の民をして、凡ゆる心勞と費用とを要する、必要な審判を受けさせることにならないとも限らないし、又、他方に於ては、眞に罪ある犯罪人を過つて釋放してしまつて、以て、その刑罰を免れしめ、社會に害毒を流すが儘に、放置するが如き虞れ、之れなし、としないのである。

被告人に對して、先づ最初に、此くの如き取調をなす方法を、法律に於て、如何様に規定するにしても、略式事件の取調を爲すに必要なると、同じ程度の裁判上の資格を必要とするのである。従つて、上來説明して來たやうな手續法を規定してゐるからと云つて、之れは、公判の判事に於て、『豫審』裁判所を見くびつたわけのものではなく、唯、終局的に裁判をしなければならぬ義務を有する裁判所の、完全なる審判と、單純なる豫備的取調、との間に存在する差異を強調せんが爲めに外ならないのである。それ故に、被告人に對して、有罪なりとの強き推定、若しくは、尤もらしき推定を確立し得るならば、直ちに、此の被告人を、公判に付することが出来るのである。併し乍ら、直ちに、さうすべきかどうか、又、起訴者側から更に證據の提出を爲すを許すべきかどうか、の問題は、大いに、被告人の態度如何に依つて決せ

らるゝところの問題なのである。若しも、消極的政策を採つて、嫌疑十分なる事件なりとの認定を得たならば直ちに公判の審理に付すべきものなりと、考へられたならば、更に夫れ以上の餘分な證據などは取調しない方が宜しいのである。何故ならば、そんな證據調をした結果は、屢々、公判審理の期日を遅延せしむる丈けの話で、凡ての當事者に對して、不必要なる心勞と入費とを掛けさせることになるからである。併し乍ら、被告人が、事實を争つて、公判に付せらるゝことに反對する意思を示したならば、そのときには、起訴者としても、更に、多くの證據を積み立てなければならぬのであるから、従つて、その手續も、必ず、更に、長くかゝらざるを得ないことになるのである。

起訴者の主張する所理由なしとの被告人の申立

被告人を公判に付すべきか否かの當否に付いて、かくの如く、争の起つた場合には、起訴者の側の主張が終結した際に、今度は、被告人の側に於て、裁判所に對し、起訴者の主張する所は、以て、被告人を公判に付するに足るだけの確證なし、と申立て、その判断を仰ぐことが出来るのである。さうして、此の申立が爲されたる場合の手續方法は、略式事件の審理の場合のそれと同じである。

一千八百五十九年の濫訴法の規定に基き起訴者が義務を科せら

る、場合

一千八百五十九年の濫訴法 (Vexatious Indictments Act, 1859) の規定する所に従つて、茲に、一つの問題がある。此の法律の規定するところに依れば、或る一定の犯罪に付いては、治安判事が豫審の取調を行ひ、以て、被告人を、公判に付する決定をしたる場合でなければ、起訴狀に基いて審理することが出来ないことになつてゐるのである。さうして、此くの如き犯罪に關して、規定する所を見ると、當該事件を取調べたる治安判事が、その被告人を、公判に付することを拒絶しても、尙、起訴者に於て、その被告人を訴追せなければならぬ義務があるのだと云ふことを主張することも出来る、と云ふのである、さうすると、治安判事に於て、起訴者の其旨の承認書 (recognizances) を徴取したる上、之を、その事件の通告書 (information)、証人訊問調書 (depositions) 等、と共に、送付しなければならぬと云ふのである。さうして、治安判事の此の處置は、恰も、その被告人を公判に付する決定をなしたる場合に於て爲すことと同様なのである。さうして、その被告人が、陪審に依つて、無罪放免と云ふことになつた場合には、その起訴者は、該事件を審理したる公判の判事の命令に従つて、起訴狀案の提出に依つて生じたる費用を、その被告人に對して、賠償しなければならぬ義務がある、と云ふことになつてゐるのである。

起訴が却下せられたる場合の費用の負擔者

一千九百八年の刑事訴訟費用法 (Costs in Criminal Cases Act, 1908) の第六條第三項の規定に依れば、大罪 (indictable offence) に對する起訴が、治安判事に依つて却下せられ、且つ、治安判事に於て、その起訴が、誠實に、爲されたるものにあらずと思想したならば、治安判事は、その起訴者に對して、被告人の費用の一部若しくは全部を負擔することを命ずることが出来るのである。さうして、かくして命ぜられた額が二十五磅を超過してゐる場合には、その起訴者は、その命令に對し、四季裁判所 (Quarter Sessions) へ上訴に申立てることが出来るのである。

讀み聞けらるべき証人訊問調書

一千八百四十八年の大罪法第十八條の規定に依れば、凡ての証人訊問調書は、それに署名しなければならぬ證人に對して、之を讀み聞けなければならぬのである。又、裁判所が、被告人に對し、公判に付する決定をする場合には、若しも、凡ての証人訊問調書が、被告人をして、自己に對する被告事件の全體を會得することの出来るやうに讀み聞けられて居らないならば、之を、被告人の面前に於て、讀み聞けなければならぬのである。

被告人に對する注意

豫審の取調が終結した際には、被告人に對して、次のやうなことを諭告しなければならないのである。
 『証據ハ既ニ被告ノ聞キタルカ如シ、被告ハ起訴事實ニ對シテ答辯シタキコトアリヤ、被告答辯ヲ爲ス
 フ欲セスハ之ヲ爲スニ及ハス、然レトモ一旦被告ノ陳述シタルコトハ凡テ之ヲ録取スヘク、以テ、公判ニ
 於テ被告ニ對シ不利ナル證據トシテ採用セラル、コトアルヘシ』

(Having heard the evidence, do you wish to say anything in answer to the charge? You are not obliged
 to say anything unless you desire to do so, but whatever you say will be taken down in writing and may
 be given in evidence against you at your trial)
 云。

さうして、此の規定の次には、更に、以下のやうな意味の但書が附いてゐるのである。即ち、裁判所
 は、被告が、有罪の答辯を爲すやう、若しくは、自白を爲すやう、或は利益なる約束を爲し、又或は脅
 迫を受けたとしても、其の利益は到底望むべからざるものであり、又、その脅迫は毫も畏るゝに足らざ
 るものである、ことを、被告人に對して、了解せしめなければならない、と云ふのである。此のやうな
 諭告は、何等意味を爲さぬものであるとして、省略せらるゝ場合が甚だ多いのである、何故ならば、治安

判事が、かく斷乎として言ひ切つたところの、約束とか脅迫とか云ふものの、到底實現せらるべきものに
 あらざることは固よりのこと、又、それが抑も如何なるものなりや、之を想像することさへ困難なこと
 あるのである。若しも、之を、眞面目に考へるならば、茲に宣明せられたる赦免を當てにする被告人は、
 強制せられて爲さんとしたところの陳述も、しないで済まし、さうして、後に至つて、自分の沈黙の爲に
 不利益を生じるやうなことになる、誤解して居つたと云ふ辯解を以て、不平を列べ立てることになるか
 も知れないのである。

被告人の陳述

被告人が、起訴に關係のある事を陳述したならば、それが如何なる事柄であつても、之を、必ず録取
 し、以て、證人訊問調書に添付しなければならないのである。

一千九百二十年の裁判條例 (Administration of Justice Act, 1920) 第四條第一項の規定に依ると、大罪
 に付きて治安判事の面前に訴追せられた者が、有罪の答辯を爲すか又は起訴事實の眞實なることを認容し
 たる結果、公判に付せられたる場合に於ては、大陪審は、治安裁判所書記より送致を受けたる該事實の證
 明書に基いて、何等證人の取調を爲すことなく、直ちに、起訴狀案に『眞實案』と裏書することが出来るの
 である。但し、此の規定に付いて、困つたことがある。それは、治安判事が取調を爲しつゝある間に於て

は、被告人に對して辯解を求める機会がないことである。證據の讀み聞けが終結した際に於て、漸く、被告人に對して、諭告を與へることを規定してゐるに過ぎないのである。此の手續を變更することは出來ないことであるが、出來得る限り押し廣めて、此の規定を適用するやうにし、若しも被告人が裁判所のその諭告に應じて、その起訴事實に對して有罪の答辯をしたならば、それだけで、直ちに、證明書を與へなくてはならないことにすべきである。

被告人側の證人

次に、裁判所は、一千八百六十七年の刑法修正法 (Criminal Law Amendment Act, 1867) の規定するところに從つて、先づ、被告人に對し、証人を呼び出したいかどうかを訊ねるのである。被告人自身が證人たり得るとは、一千八百九十八年の刑事證據法 (Criminal Evidence Act, 1898) の規定するところに依つて明かである。右の刑法修正法の第三條の規定に依いて、從來、論せられてゐる所に依ると、被告人側の證據が如何に有力なものであつても、裁判所は、そんなとに頓着なく、その被告人を公判に付しなればならない、と云ふのである。併し乍ら、此法律の制定せらるゝ以前に於ては、被告人を公判に付すに足るだけの一應の嫌疑ある場合と雖も、被告人側の證據に依つて、それがくづれたと思料せられたならば、裁判所はその被告人を釋放し得ると、固より當然の事例に屬してゐたのであつた。さうして、證據

の全体の上に立つて判斷した結果、陪審が有罪の宣告を多分しさうもないと考へられたならば、裁判所としては、又、その被告人を釋放することが義務であつたのであつた。併し乍ら、被告人側に有力な利益な證據が擧つたにも拘らず、尙、裁判所が依然として、その被告人に對し、公判に付する決定を爲すべく執着してゐるならば、被告人側の證人の訊問調書を、讀み聞け、署名せしめ、等のことをしなければならぬ。又、それ等の證人が、起訴者側のそれであつたものの如く、義務を負はせなくてはならないのである。元來、此の規定の目的は、新らしい權利を賦與するに在るのではなくて、唯、貧窮なる被告人の利益のために、既存の權利を確認するにあつたのである。何故ならば、公判審理の際、裁判所は、その自由裁量權に依つて、證人の費用を、國庫から、被告人に對して、支拂はるべきことを命ずることも出來るからである。

如何なる裁判所の公判に付すべきか

特別なる事情の存しない限りは、四季裁判所 (Quarter Sessions) が裁判權を有する事件は、之を凡て、同裁判所へ送致しなければならないのである。其他の凡ての犯罪は、巡回裁判所 (Assizes) か、又は、中央刑事裁判所 (Central Criminal Court) の管轄地域内に於ける犯罪に付いては同裁判所へ對して、公判を求めなければならないのである。

次に示すところの犯罪は、四季裁判所が管轄権を有しない犯罪である。

- 中一、反逆罪 (Criminal Offences Act, 1851) の著しき反逆罪に於けるは、
 一、重罪たる反逆罪
 二、謀故殺人罪
 三、其他の死刑に該る重罪
 四、初犯者に對し終身懲役刑を科することを得る重罪
 五、反逆罪を隠匿したる犯罪
 六、國王の尊嚴等、政府、若しくは上院及び下院の何れかに對する犯罪
 七、王權蔑視罪の刑罰を科せらるべき犯罪
 八、瀆神罪及び宗教に對する犯罪
 九、不法なる宣誓を爲さしむる罪及び之を行ふ罪
 一〇、偽證、偽證教唆、及び此れ等と同種の犯罪
 一一、文書偽造罪
 一二、故意を以て、農作物、植物、等に火を放つ罪
 一三、重婚罪及び婚姻に關する法律に違反する犯罪

- 一五、婦女子を誘拐する罪
- 一六、子供の出生を隠匿せんと力むる罪
- 一七、凡ゆる種類の誹毀罪
- 一八、贈賄罪 (但し一千八百八十九年の公共團體賄賂法 "Public Bodies Corrupt Practices Act, 1889" の規定に依るものを除く)
- 一九、共犯ある犯罪 (但し四季裁判所に於て審理せらるべき犯罪を行ふ場合を除く)
- 二〇、治安裁判所に屬する記録を盗む罪
- 二一、遺言書若しくは不動産に關する權利文書を盗む罪
- 二二、一千八百二十八年の夜間盜獲法 (Night Poaching Act, 1828) 第九條に規定する犯罪
- 二三、一千九百十六年の竊盜法 (Larceny Act, 1916) 第二十條、第二十一條及第二十二條に違反する輕罪
- 二四、一千八百七十四年の氏名詐稱法 (False Personation Act, 1874) に違反する犯罪
- 二五、國會並に地方議會の議員選舉に於ける賄賂罪
- 二六、一千八百八十五年の刑法修正法 (Criminal Law Amendment Act, 1885) に規定する犯罪
- 二七、一千八百八十九年の官紀法 (Official Secrets Act, 1889) に違反する犯罪